

(法務省)

参 議 院 法 務 委 員 会 調 査 室
予 算 委 嘱 審 査 資 料

令和 6 年 2 月

目 次

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合（平成27年度～令和6年度）	1
2. 法務省各組織別定員の推移（平成27年度～令和6年度）	2
3. 法務省の施設整備状況（令和5年末現在）	3
4. 許認可件数とその概要（令和5年3月31日現在）	4
5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和6年度予算での財政措置	5
6. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和6年度）	7
7. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数（令和6年1月1日現在）	8
8. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成26年度～令和5年度）	9
9. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成26年度～令和5年度）	10
10. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成26年度～令和5年度）	11
11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績（平成26年度～令和5年度）	12
12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成26年度～令和5年度）	15
13. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成26年度～令和5年度）	16
14. 日本司法支援センターの国選弁護人契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、国選弁護人報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成26年度～令和5年度）	17

15. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成26年度～令和5年度）	18
16. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和5年度）	19
17. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成26年度～令和5年度）	20
18. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和6年度）	22
19. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成26年度～令和5年度）	26
20. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成25年度～令和4年度）	27
21. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）	28
22. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）（令和5年度）	29
23. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成27年度～令和6年度）	32
24. 検察官の年齢層・男女別在職状況	33
25. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和5年度）	34
26. 検察事務に携わっていない検察官数（充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員）（裁判官出身者は内数）及びその官職名	35
27. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成26年度～令和5年度）及び配置状況	36
28. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成26年度～令和5年度）及び配置状況	37
29. 令和5年司法修習終了者の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）	38
30. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和5年度）	39
31. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）	41
32. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和5年）	42
33. 外国法事務弁護士の原資格国別人数の推移（平成27年～令和6年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人	

数の推移（平成27年～令和6年）	43
34. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成27年～令和6年）	47
35. 司法試験合格者の受験回数別・受験資格別・年齢別・男女別・平均年齢・合格率の推移（平成26年～令和5年）及び令和5年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数	48
36. 司法試験予備試験合格者の男女別人数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移（平成26年～令和5年）	56
37. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成26年度～令和5年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和5年度）	59
38. 登記所数の推移（平成8年～令和6年1月1日現在）、令和5年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画	61
39. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和5年4月1日現在）及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和6年度）	64
40. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和6年度）	65
41. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和5年12月末）	66
42. 株式会社の合併数の推移（平成25年度～令和4年度）	67
43. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成26年～令和5年）	68
44. 登記事項証明書の交付請求件数（請求の方式〈窓口、オンライン〉別）、及び個別手数料と収入額（平成25年度～令和4年度）	69
45. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額（平成25年度～令和4年度）	70
46. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成25年～令和4年）	71
47. 主要国における重国籍の取扱い	72

48. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成26年度～令和5年度）	75
49. 捜査通訳の確保状況（令和6年1月現在、言語別）	76
50. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成26年～令和5年）	77
51. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成26年～令和5年）	78
52. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成26年～令和5年）	79
53. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成26年～令和5年）	80
54. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和元年～令和5年）	81
55. 少年鑑別所における、少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和元年～令和5年）	82
56. 被害回復給付金制度の運用状況（平成26年～令和5年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人ののべ人数）	83
57. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和5年）	84
58. 国際捜査共助の実施状況（令和5年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成26年～令和5年）、国際受刑者移送の実績（平成26年～令和5年）	85
59. 平成25年度～令和4年度における「裁判員裁判対象事件」、「独自捜査事件」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件」、「精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件」（以下、これらを「4類型事件」という。）、平成26年度～令和元年度における「公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど）」、「公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件（被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなど）」、令和2年度以降におけ	

る「4 類型事件以外の事件（被疑者）」、「4 類型事件以外の事件（被害者・参考人）」別（項目 6 及び項目 8 を除き、それぞれ、一部、全過程の別も）の取調べの録音・録画の実施事件数	88
60. 裁判員裁判において録音・録画 DVD が裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成25年度～令和 4 年度各年度の数值）	93
61. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均（昭和20年～令和 5 年）	94
62. 死刑制度の存廃に関する国際比較	96
63. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例(昭和40年～令和 5 年)	97
64. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成26年度～令和 5 年度）	98
65. 被収容者 1 人 1 日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成26年度～令和 5 年度）	99
66. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況	100
67. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳	101
68. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成26年～令和 5 年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設（令和 5 年末現在、収容率も明記のこと）	102
69. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成26年～令和 5 年）	103
70. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成26年～令和 5 年）	106
71. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況	107
72. 全国矯正施設の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	109
73. 全国矯正施設の医療費の推移（平成26年度～令和 5 年度）	110
74. 処遇指標別の刑事施設一覧（令和 5 年12月末現在）	111
75. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導）の実施庁一覧（令和 5 年度）	112

76. 刑事施設視察委員会の活動状況（各施設の委員数（職業別・男女別）、会議の開催回数、視察回数、被収容者との面接件数、刑事施設の長に対して提出された意見の数）（令和4年度）	118
77. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成27年～令和6年）	119
78. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成27年度～令和6年度）	120
79. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成27年度～令和6年度）	121
80. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画	122
81. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成27年度～令和6年度）	126
82. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成26年～令和5年）	128
83. 人権擁護委員実費弁償金（総額及び1人当たりの金額）（平成27年度～令和6年度）	130
84. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成26年～令和5年）	131
85. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に退去強制令書に基づいて収容されている外国人の収容期間別の人数（令和4年12月末現在）	132
86. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）	133
87. 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和4年）	134
88. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成25年～令和4年）	135
89. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和5年）	143
90. 令和5年8月に法務大臣が記者会見で公表した「送還忌避者のうち本邦で出生したこどもの在留特別許可に係る対処方針」に係る在留特別許可・不許可・処理中の実績（人数、世帯数）	155
91. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和4年）	156
92. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成25年～令和4年）、審査請求の平均処理期間（令和4年）	158
93. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成25年～令和4年）	159

94. 在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成25年～令和4年）	160
95. 送還忌避者の推移、送還忌避者のうち被収容者、被仮放免者、仮放免逃亡者のそれぞれの推移（平成26年～令和4年） ..	161
96. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成26年～令和5年）	162
97. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数	163
98. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和6年度）	164
99. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和6年度）	165
100. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和6年度）	166
101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和6年1月調査）	167

1. 一般会計予算額及び法務省一般会計予算額並びに一般会計に占める割合

(平成27年度～令和6年度)

(単位：百万円、%)

年度	国の予算 A	法務省の予算 B	B/A
平成27年度	96,341,951	737,487	0.8
28	96,721,841	742,017	0.8
29	97,454,709	750,388	0.8
30	97,712,769	763,757	0.8
		[1,200]	
令和元年度	101,457,094	819,979	0.8
		[7,063]	
2	102,657,971	828,755	0.8
		[8,184]	
3	106,609,708	789,318	0.7
		[46,177]	
4	107,596,425	806,783	0.7
		[62,998]	
5	114,381,236	791,710	0.7
		[66,706]	
6	112,571,688	813,333	0.7
		[72,854]	

※1 予算額はいずれも当初予算額である（令和6年度は予算案）。

※2 平成30年度から令和2年度における〔 〕書きは、国土交通省所管（観光庁一括計上）に係る国際観光旅客税財源充当事業の予算額であり、内数である。

※3 令和3年度における〔 〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、内閣及びデジタル庁所管（内閣官房及びデジタル庁一括計上）に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

※4 令和4年度以降における〔 〕書きは、上記国際観光旅客税財源充当事業の予算額に加え、デジタル庁所管（デジタル庁一括計上）に係る政府情報システム経費の予算額についても含めたものであり、内数である。

2. 法務省各組織別定員の推移（平成27年度～令和6年度）

組 織		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（案）
内 部 部 局	大 臣 官 房	374	375	379	393	392	392	391	396	402	410
	民 事 局	89	92	92	92	94	97	97	99	101	107
	刑 事 局	60	60	60	60	60	64	64	68	71	75
	矯 正 局	67	68	73	73	78	83	84	86	86	88
	保 護 局	29	29	34	37	41	41	45	50	52	53
	人 権 擁 護 局	20	20	24	24	24	24	28	28	28	30
	訟 務 局	57	72	74	78	82	87	88	90	90	90
	入 国 管 理 局	140	140	140	139	-	-	-	-	-	-
	計	836	856	876	896	771	788	797	817	830	853
施設等機関	法 務 総 合 研 究 所	85	88	88	84	84	84	84	84	84	84
	矯 正 研 修 所	55	55	54	55	79	85	85	85	87	100
	刑務所・少年刑務所・拘置所	19,634	19,643	19,649	19,669	19,657	19,658	19,678	19,692	19,750	19,802
	少 年 院	2,465	2,465	2,462	2,456	2,428	2,408	2,386	2,367	2,306	2,294
	少 年 鑑 別 所	1,198	1,199	1,198	1,188	1,178	1,165	1,153	1,144	1,136	1,137
	婦 人 補 導 院	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-
	入 国 者 収 容 所	192	192	210	215	-	-	-	-	-	-
	計	23,631	23,644	23,663	23,669	23,428	23,402	23,388	23,374	23,365	23,417
地方支分部局	法 務 局 ・ 地 方 法 務 局	8,948	8,877	8,835	8,884	8,894	8,898	8,906	8,918	8,935	9,081
	矯 正 管 区	218	233	235	251	269	288	295	308	314	320
	地 方 更 生 保 護 委 員 会	269	285	294	297	299	311	315	316	321	321
	保 護 観 察 所	1,501	1,506	1,521	1,546	1,544	1,534	1,524	1,512	1,508	1,520
	地 方 入 国 管 理 局	3,870	4,078	4,264	4,531	-	-	-	-	-	-
	計	14,806	14,979	15,149	15,509	11,006	11,031	11,040	11,054	11,078	11,242
検 察 庁		11,796	11,799	11,806	11,831	11,860	11,863	11,859	11,863	11,865	11,862
本 省 計		51,069	51,278	51,494	51,905	47,065	47,084	47,084	47,108	47,138	47,374
外 局	出 入 国 在 留 管 理 庁	-	-	-	-	5,432	5,866	6,020	6,181	6,314	6,358
	公 安 審 査 委 員 会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	公 安 調 査 庁	1,546	1,589	1,609	1,646	1,650	1,660	1,697	1,740	1,768	1,799
	計	1,550	1,593	1,613	1,650	7,086	7,530	7,721	7,925	8,086	8,161
合 計		52,619	52,871	53,107	53,555	54,151	54,614	54,805	55,033	55,224	55,535

3. 法務省の施設整備状況（令和5年末現在）

法 務 省 施 設 整 備 状 況

区 分		施 設 数 A	早 急 に 整 備 を 要 す る 施 設	令和5年末 工 事 実 施 施 設	未整備率 B/A (%)
			老 朽 ・ 一 部 老 朽 B		
官 署 施 設	法 務 総 合 庁 舎	175	74	3	42.3
	法 務 局	175	57	1	32.6
	検 察 庁	129	90	3	69.8
	委 員 会 、 観 察 所	6	2	0	33.3
	地方出入国在留管理局	7	1	0	14.3
	公 安 調 査 庁	0	0	0	0.0
	研 修 所 等	13	5	0	38.5
	官 署 施 設 計	505	229	7	45.3
収 容 施 設	刑 務 所、拘 置 所 等	74	36	2	48.6
	拘 置 支 所 等	102	37	2	36.3
	少 年 院	44	15	0	34.1
	少 年 鑑 別 所	52	28	0	53.8
	婦 人 補 導 院	0	0	0	0.0
	農 場	4	3	0	75.0
	入 国 者 収 容 所	2	0	0	0.0
	収 容 施 設 計	278	119	4	42.8
合 計		783	348	11	44.4

4. 許認可件数とその概要（令和5年3月31日現在）

○用語別事項の数		○根拠法令、許認可を要する行為又は対象の一覧	
用語別	事項数	根拠法令	許認可を要する行為又は対象
許可	50	個人情報保護に関する法律、同施行令	認定個人情報保護団体の認定等
承認	13	司法試験法	司法試験、司法試験予備試験
指定	6	弁護士法	弁護士となる資格の特例に係る認定等
認定	16	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律、同法施行規則	外国法事務弁護士となる資格の承認、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者に対する特定外国法の指定等
試験	5	債権管理回収業に関する特別措置法	債権管理回収業の営業の許可、債権回収会社の合併の認可等
届出	4	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、同法施行規則	民間紛争解決手続の業務の認証等
届出	103	会社法	電子公告調査機関の登録等
届出	22	司法書士法、同法施行規則	司法書士試験、司法書士会の会則の変更の認可等
届出	27	土地家屋調査士法、同法施行規則	土地家屋調査士試験、土地家屋調査士会の会則の変更の認可等
届出	16	社債等登録法施行令、同法施行規則	社債登録等の手数料の認可等
届出	8	社債、株式等の振替に関する法律、一般振替機関の監督に関する命令、特別振替機関の監督に関する命令、加入者保護信託に関する命令	振替業を営む者の指定、一般振替機関の事故の詳細等の報告、特別振替機関の事故の詳細等の報告、財産移転の報告等
届出	1	国籍法	認知による国籍取得の届出、帰化の許可等
届出	4	電子署名及び認証業務に関する法律、同法に基づく指定調査機関等に関する省令	特定認証業務の認定、承認調査機関の役員の氏名等の変更の届出等
届出	2	更生保護事業法、同法施行規則	更生保護法人設立の認可、更生保護事業の経営認可等
届出	300	出入国管理及び難民認定法、同法施行規則	上陸許可、在留資格認定証明書の交付、在留資格の変更許可、難民の認定等
届出		日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法	特別永住許可等
届出		電子記録債権法、同法施行規則	電子債権記録業を営む者の指定、電子債権記録機関の業務規程の変更の認可等
届出		外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	監理団体の許可、技能実習計画の認定等
届出		産業競争力強化法、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令	上場会社が「場所の定めのない株主総会」を開催可能とする旨を定款に定めるにあたっての確認
届出		その他の法令	公益信託の引受けの許可等

5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和6年度予算での財政措置

法定受託事務名	根 拠 法 令	令和6年度予算 での財政措置
1 国民審査に関する事務	・最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第5条の2、第5条の3、第14条、第14条の2、第16条の2、第24条から第28条、第34条、第43条、第52条及び第53条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第5条、第6条、第10条から第13条、第15条、第16条、第19条から第21条、第26条、第28条及び第32条	
2 第一号法定受託事務の処理を争点とする国を当事者等とする訴訟を行う地方公共団体の職員に係る事務及び地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者等とする第一号法定受託事務に関する訴訟の報告に係る事務	・国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第3項並びに第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。）	
3 戸籍事務	・戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条	
4 検察審査員候補者に関する事務	・検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条から第12条まで ・検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第2条	

法定受託事務名	根拠法令	令和6年度予算 での財政措置
5 中長期在留者住居地届出等事務	・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の7第1項及び第2項（第19条の8第2項及び第19条の9第2項において準用する場合を含む。）、第19条の8第1項並びに第19条の9第1項 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第4条第3項及び第4項、第6条第1項、第7条第2項、第10条第1項から第3項まで、第11条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を第12条第3項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第16条第3項 ・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第17条第1項、同条第2項及び附則第18条第2項において準用する入管法第19条の7第2項、附則第18条第1項、第27条第1項及び第5項、第28条第3項及び第4項、第29条第1項及び第3項並びに第30条第1項、同条第2項及び附則第31条第2項において準用する特例法第10条第3項並びに附則第31条第1項及び第33条 ・ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）第3条 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「特例法施行令」という。）第1条、第2条及び第4条から第6条まで ・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第19条において準用する入管法施行令第3条、第22条第5項及び第23条第2項において準用する特例法施行令第1条及び第2条、第23条第1項及び第24条第4項において準用する第22条第1項、第24条第5項において準用する特例法施行令第1条及び第2条並びに第26条において準用する特例法施行令第4条	中長期在留者住居地届出等事務委託費 1,237（百万円）
6 費用徴収事務	・ 更生保護法（平成19年法律第88号）第98条第2項	
7 裁判員候補者予定者名簿の調製等に関する事務	・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項及び第2項、第22条並びに第23条第4項（これらの規定を第24条第2項において準用する場合を含む。）	

6. 法務省関係補助金の交付先別予算額一覧（令和6年度）

（単位：千円）

交 付 先	（項）	（目）	6年度 予算額
更生保護法人更生保護事業振興財団	更生保護企画調整 推進費	更生保護施設整備費補助金	27,180
更生保護法人日本更生保護協会	更生保護企画調整 推進費	更生保護事業費補助金	27,176
公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権擁護推進費	人権啓発活動等補助金	42,468
一般社団法人等	出入国管理企画調 整推進費	特定技能試験実施費補助金	47,409

7. 日本司法支援センターのスタッフ弁護士・職員数(令和6年1月1日現在)

○ スタッフ弁護士・職員数(令和6年1月1日現在)

スタッフ弁護士	263人
---------	------

職員(常勤)	749人
--------	------

8. 日本司法支援センターにおける収入一覧（平成26年度～令和5年度）

（単位：千円）

項目 年度	収 入 額					
	運営費交付金 収入	国選弁護人確保 業務等委託費収入	寄付金収入	民事法律扶助 償還金等収入	その他	計
平成26年度	15,507,094	16,066,146	36,200	10,468,638	2,338,318	44,416,396
	15,507,094	16,429,272	96,227	10,633,161	3,207,212	45,872,966
平成27年度	15,205,717	15,457,537	44,489	10,714,029	2,299,722	43,721,494
	15,205,717	16,109,876	62,763	10,610,033	3,181,421	45,169,810
平成28年度	15,117,322	15,727,315	69,214	11,300,911	2,282,806	44,497,568
	15,117,322	16,066,696	47,766	10,451,490	3,099,440	44,782,714
平成29年度	15,395,965	15,337,360	46,082	11,730,908	2,201,225	44,711,540
	15,395,965	15,478,075	42,131	10,779,691	2,887,194	44,583,056
平成30年度	15,391,457	16,840,120	45,234	12,052,639	1,445,144	45,774,594
	15,178,693	16,490,148	49,217	11,522,406	2,071,873	45,312,337
令和元年度	15,860,934	16,908,174	54,648	11,648,613	1,205,308	45,677,677
	15,508,066	16,612,715	52,628	12,091,907	1,895,456	46,160,772
令和2年度	15,820,126	16,832,521	37,985	11,933,600	1,111,604	45,735,836
	15,420,353	17,042,174	52,950	11,460,962	2,032,678	46,009,117
令和3年度	15,191,001	16,245,771	61,917	11,632,300	1,115,443	44,246,432
	15,191,001	16,945,011	48,168	11,567,269	1,881,605	45,633,054
令和4年度	17,666,004	16,079,374	116,011	10,768,983	1,146,200	45,776,572
	15,663,505	16,791,847	45,475	11,533,640	1,492,433	45,526,900
令和5年度	16,623,059	16,391,261	51,038	11,221,768	1,393,217	45,680,343

上段：収入実績額

下段：収入予定額

（注1）その他は、日本弁護士連合会委託援助業務収入、常勤弁護士の有償事件受任による収入などである。

（注2）令和5年度収入実績額は年度途中であるため計上していない。

（注3）平成26年度～令和3年度の収入額は、特別会計（復旧・復興）分を含めて計上している。

9. 日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務の状況（法律相談（一般法律相談援助・被災者法律相談援助別）、援助申込、援助開始決定（事件別）、不開始決定（内訳含む）件数）（平成26年度～令和5年度）

（単位：件）

	援助申込 件数	一般法律 相談援助件数	被災者法律 相談援助件数	援助開始 決定件数	金 銭 事 件	不動産 事 件	家 事 事 件	多重債務 事 件	その他	援助不開始 決定件数	資力超過 件 数	勝訴見込 な し	その他
平成26年度	178,079	282,369	0	代理援助 書類作成	107,196 103,214 3,982	13,323 13,266 57	2,408 2,393 15	33,307 32,793 514	52,027 48,659 3,368	6,131 6,103 28	1,283	539	276 468
平成27年度	176,362	286,602	0	代理援助 書類作成	111,351 107,358 3,993	12,713 12,677 36	2,373 2,367 6	35,278 34,694 584	55,117 51,780 3,337	5,870 5,840 30	1,280	579	262 439
平成28年度	180,470	298,220	9,339	代理援助 書類作成	112,460 108,583 3,877	11,763 11,715 48	2,334 2,325 9	36,186 35,544 642	56,599 53,447 3,152	5,578 5,552 26	1,194	459	298 437
平成29年度	177,056	302,551	819	代理援助 書類作成	119,048 114,770 4,278	11,828 11,798 30	2,246 2,232 14	35,915 35,137 778	64,015 60,582 3,433	5,044 5,021 23	1,014	375	240 399
平成30年度	181,282	315,423	12,905	代理援助 書類作成	119,352 115,830 3,522	10,983 10,942 41	2,213 2,208 5	36,891 35,940 951	64,191 61,686 2,505	5,074 5,054 20	937	364	225 348
令和元年度	161,394	315,917	21,962	代理援助 書類作成	115,546 112,237 3,309	10,224 10,193 31	2,076 2,073 3	36,270 35,223 1,047	61,989 59,781 2,208	4,987 4,967 20	959	282	135 542
令和2年度	145,595	291,843	23,119	代理援助 書類作成	109,106 105,630 3,476	9,722 9,679 43	1,930 1,920 10	35,162 33,860 1,302	56,907 54,819 2,088	5,385 5,352 33	949	222	115 612
令和3年度	136,788	313,742	2,044	代理援助 書類作成	106,871 103,478 3,393	8,835 8,808 27	1,706 1,703 3	34,187 32,753 1,434	56,758 54,852 1,906	5,385 5,362 23	981	171	81 729
令和4年度	131,175	311,054	0	代理援助 書類作成	104,852 101,594 3,258	8,139 8,125 14	1,635 1,632 3	31,686 30,268 1,418	58,667 56,864 1,803	4,725 4,705 20	850	166	90 594
令和5年度	102,894	240,906	0	代理援助 書類作成	82,664 79,942 2,722	6,141 6,125 16	1,229 1,222 7	23,573 22,352 1,221	48,151 46,686 1,465	3,570 3,557 13	704	169	75 460

（注）令和5年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

10. 民事法律扶助立替金予算及び決算額の内訳（立替金への運営費交付金投入額を含む）（平成26年度～令和5年度）

（単位：千円）

年度 項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
民事法律扶助立替金	15,402,464 17,003,230	15,912,323 16,274,012	15,916,452 15,716,530	16,827,397 15,925,466	16,970,328 16,048,750	16,854,406 17,312,056	14,926,457 16,538,203	15,510,784 17,006,637	15,050,357 17,342,716	12,120,805 16,358,237
代理援助費	15,020,819 16,582,316	15,526,508 15,933,467	15,545,963 15,402,748	16,413,488 15,576,656	16,638,849 15,688,483	16,542,732 16,957,884	14,609,814 15,905,818	15,199,008 16,403,590	14,754,852 16,824,936	11,871,152 15,962,829
書類作成援助	381,645 420,914	385,815 340,545	370,489 313,782	413,909 348,810	331,479 360,267	311,674 354,172	316,643 632,385	311,776 603,047	295,505 517,780	249,653 395,408

上段：決算額

下段：予算額

（注1）民事法律扶助立替金は、償還金収入（自己収入）と運営費交付金（国費）からなる。

（注2）令和4年度及び5年度は、補正後予算に係る金額を計上している。

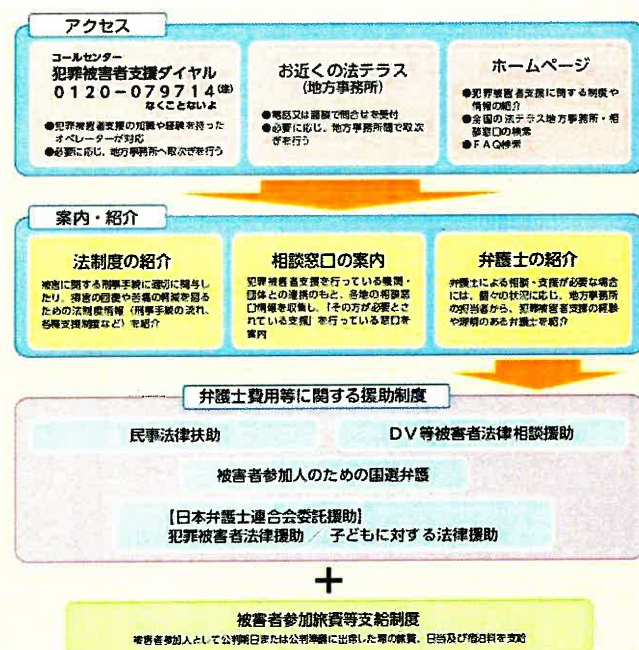
（注3）令和5年度の決算額は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

11. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等法律援助事業の概要、犯罪被害者相談件数、委託援助事業実績
(平成26年度～令和5年度)

【犯罪被害者支援業務の概要】

犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行う。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内(紹介、取次ぎ等)(総合法律支援法第30条第1項第8号ロ)
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供(同項第8号イ)
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介(同項第8号)
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務(同項第5号)
- (オ) 被害者国選弁護関連業務(同項第6号の一部)
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務(同項第9号)



(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

○ 犯罪被害者相談件数

・問合せ対応実績

(単位：件)

	コールセンター	地方事務所
平成26年度	13,137	12,695
平成27年度	13,056	13,380
平成28年度	12,014	13,825
平成29年度	13,461	12,717
平成30年度	15,145	14,035
令和元年度	15,343	11,262
令和2年度	14,309	10,768
令和3年度	15,908	12,108
令和4年度	20,889	14,644
令和5年度	17,762	11,700

(注) 令和5年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

・DV等被害者法律相談援助実績

(単位：件)

	相談実施件数
平成29年度	141
平成30年度	809
令和元年度	832
令和2年度	983
令和3年度	972
令和4年度	1,292
令和5年度	1,195

(注1) 本制度は、平成30年1月から開始した。

(注2) 令和5年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

【総合法律支援法第30条第2項業務の概要】

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託により、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務を行っている。

この日本弁護士連合会委託援助業務のうち、犯罪被害者及び子どもを対象として、次の業務を行っている。

- (1) 犯罪被害者法律援助
生命、身体等一定の犯罪被害者について、被害届の提出や告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述援助、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への対応・折衝等
- (2) 子どもに対する法律援助
児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関(主に児童相談所)との交渉代理や、虐待を行う親との交渉代理、児童虐待について刑事告訴手続の代理等

○ 委託援助事業実績

	犯罪被害者	子ども
平成26年度	1,305件	231件
	129,505千円	27,721千円
平成27年度	1,319件	242件
	128,866千円	29,827千円
平成28年度	1,444件	268件
	146,094千円	32,531千円
平成29年度	1,470件	334件
	163,328千円	35,679千円
平成30年度	1,625件	408件
	179,375千円	48,455千円
令和元年度	1,645件	406件
	181,836千円	52,616千円
令和2年度	1,687件	405件
	191,996千円	51,576千円
令和3年度	1,824件	490件
	203,031千円	61,281千円
令和4年度	1,856件	415件
	210,877千円	54,242千円
令和5年度	1,638件	305件
	175,413千円	41,372千円

(注1) 令和5年度の件数は、第3・四半期(4月～12月)までの速報値である。

(注2) 件数は援助申込の受理件数であり、金額は援助の開始時に支払われた報酬及び費用、終結時に追加支出した費用の総額である。

12. 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援に関する精通弁護士数及び紹介件数（平成26年度～令和5年度）

○ 精通弁護士数

（単位：人）

平成26年 4月1日 現在	平成27年 4月1日 現在	平成28年 4月1日 現在	平成29年 4月1日 現在	平成30年 4月1日 現在	平成31年 4月1日 現在	令和2年 4月1日 現在	令和3年 4月1日 現在	令和4年 4月1日 現在	令和5年 4月1日 現在	令和6年 1月1日 現在
2,705	3,008	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781	3,869	3,925	3,963	4,032

○ 精通弁護士紹介件数

（単位：件）

平成26年度	1,491
平成27年度	1,603
平成28年度	1,677
平成29年度	1,705
平成30年度	1,795
令和元年度	1,355
令和2年度	1,252
令和3年度	1,181
令和4年度	1,529
令和5年度	1,911

（注）令和5年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

13. 日本司法支援センターの被害者参加弁護士契約弁護士数及び国選被害者参加弁護士選定請求受理件数、
国選被害者参加弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成26年度～令和5年度）

○ 被害者参加弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成26年 4月1日 現在	平成27年 4月1日 現在	平成28年 4月1日 現在	平成29年 4月1日 現在	平成30年 4月1日 現在	平成31年 4月1日 現在	令和2年 4月1日 現在	令和3年 4月1日 現在	令和4年 4月1日 現在	令和5年 4月1日 現在	令和6年 1月1日 現在
3,700	4,122	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440	5,570	5,631	5,756	5,802

○ 国選被害者参加弁護士選定請求受理件数等

（単位：件）

	国選被害者参加 弁護士選定請求 受理件数	国選被害者参加 弁護士報酬等算 定件数	第一審			控訴審	上告審	国選被害者参加 弁護士報酬に対 する不服申立件 数
			簡裁	地裁	合計			
平成26年度	451	467	1	415	416	47	4	7
平成27年度	521	569	1	482	483	85	1	3
平成28年度	511	611	0	529	529	80	2	7
平成29年度	561	634	0	529	529	104	1	13
平成30年度	635	723	0	606	606	110	7	5
令和元年度	595	688	0	555	555	131	2	8
令和2年度	691	662	0	579	579	73	10	4
令和3年度	661	730	0	635	635	93	2	5
令和4年度	691	668	0	558	558	105	5	2
令和5年度	545	481	0	401	401	73	7	3

（注）令和5年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

14. 日本司法支援センターの国選弁護士契約弁護士数、国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）、
国選弁護士報酬等算定件数（審級別）及び報酬等に対する不服申立件数（平成26年度～令和5年度）

○ 国選弁護士契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
24,055	25,218	26,370	27,667	28,585	29,297	30,160	30,897	30,950	31,958	31,906

○ 国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）等

（単位：件）

	国選弁護 事件受理 件数	被疑者	被告人	国選弁護人 報酬等算定 件数	被疑者	被 告 人									国選弁護人 報酬に対す る不服申立 件数
						第 一 審					控訴審	上告審	計		
						即決	簡裁	家裁	地裁	合計					
平成 2 6 年度	130,755	70,939	59,816	130,274	70,855	712	6,505	0	46,161	53,378	4,612	1,429	59,419	441	
平成 2 7 年度	129,897	70,393	59,504	129,404	70,467	449	5,904	0	46,763	53,116	4,459	1,362	58,937	345	
平成 2 8 年度	122,967	66,579	56,388	123,212	66,763	372	5,213	0	45,013	50,598	4,452	1,399	56,449	324	
平成 2 9 年度	117,494	63,839	53,655	117,829	63,938	619	4,875	0	42,630	48,124	4,239	1,528	53,891	286	
平成 3 0 年度	132,642	78,780	53,862	130,916	76,907	289	4,574	0	43,566	48,429	4,203	1,377	54,009	319	
令和元年度	133,155	80,145	53,010	131,894	79,867	71	3,935	0	42,463	46,469	4,121	1,437	52,027	269	
令和 2 年度	126,149	76,073	50,076	127,682	77,017	169	3,371	0	41,781	45,321	3,982	1,362	50,665	282	
令和 3 年度	118,902	72,308	46,594	120,849	72,868	121	2,823	0	39,954	42,898	3,772	1,311	47,981	238	
令和 4 年度	117,821	73,775	44,046	117,628	73,613	28	2,287	0	36,861	39,176	3,584	1,255	44,015	256	
令和 5 年度	97,303	61,736	35,567	94,681	61,530	15	1,613	0	28,022	29,650	2,592	909	33,151	183	

（注）令和5年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

15. 日本司法支援センターの国選付添人契約弁護士数、国選付添事件受理件数、国選付添人報酬等算定件数及び報酬等に対する不服申立件数（平成26年度～令和5年度）

○ 国選付添人契約弁護士数（含 スタッフ弁護士）

（単位：人）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	1月1日 現在
9,637	12,512	13,409	14,272	14,867	15,177	15,501	15,886	15,909	16,353	16,341

○ 国選付添事件受理件数等

（単位：件）

	国選付添 事件受理 件数	国選付添人 報酬等算定 件数	国選付添人報酬 に対する不服 申立件数
平成26年度	2,955	2,558	22
平成27年度	3,698	3,639	31
平成28年度	3,427	3,393	21
平成29年度	3,417	3,404	22
平成30年度	3,489	3,572	23
令和元年度	3,325	3,265	22
令和2年度	2,941	3,097	19
令和3年度	2,604	2,723	12
令和4年度	2,996	2,855	15
令和5年度	2,811	2,565	12

（注）令和5年度の件数は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

16. 被害者参加旅費等支給制度に基づく旅費及び日当の請求件数及び受給件数（平成25年度～令和5年度）

（単位：件）

	旅費		日当	
	請求件数	受給件数	請求件数	受給件数
平成25年度	939	813	939	803
平成26年度	2,578	2,529	2,578	2,506
平成27年度	2,594	2,526	2,594	2,531
平成28年度	2,912	2,771	2,912	2,758
平成29年度	2,685	2,687	2,685	2,701
平成30年度	3,111	2,992	3,111	3,002
令和元年度	2,818	2,760	2,818	2,761
令和2年度	2,758	2,573	2,758	2,630
令和3年度	2,977	2,831	2,977	2,816
令和4年度	2,816	2,870	2,816	2,875
令和5年度	2,446	2,396	2,446	2,427

（注1）本制度は、平成25年12月から開始した。

（注2）請求件数は、当該年度に裁判所から請求書の送付を受けた件数であり、受給件数は、当該年度に日本司法支援センターから送金した件数である。

（注3）令和5年度の実績は、第3・四半期（4月～12月）までの速報値である。

17. 調査活動費についての当初予算、補正予算、支出済額及び残額等一覧（平成26年度～令和5年度）

（単位：円）

	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	2,055,000	2,055,000	1,201,931	853,069	2,055,000	2,055,000	976,429	1,078,571	2,055,000	2,055,000	1,557,143	497,857
検察庁	54,636,000	54,636,000	20,301,684	34,334,316	49,636,000	49,636,000	17,722,705	31,913,295	44,636,000	44,636,000	16,195,729	28,440,271
矯正官署	812,000	812,000	0	812,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	2,449,000	2,449,000	834,891	1,614,109	2,449,000	2,449,000	737,272	1,711,728	2,449,000	2,449,000	798,592	1,650,408
公安調査庁	1,595,595,000	1,595,595,000	1,595,109,034	485,966	1,626,061,000	1,626,061,000	1,625,870,483	190,517	1,537,492,000	1,537,492,000	1,536,796,186	695,814
法務省所管合計	1,655,547,000	1,655,547,000	1,617,447,540	38,099,460	1,680,613,000	1,680,613,000	1,645,306,889	35,306,111	1,587,044,000	1,587,044,000	1,555,347,650	31,696,350

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	2,055,000	2,055,000	1,307,393	747,607	2,055,000	2,055,000	1,336,335	718,665	1,532,000	1,532,000	1,242,203	289,797
検察庁	39,636,000	39,636,000	27,179,373	12,456,627	39,636,000	39,636,000	34,473,733	5,162,267	40,003,000	40,003,000	28,783,447	11,219,553
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	2,449,000	2,449,000	591,673	1,857,327	2,449,000	2,449,000	360,260	2,088,740	3,008,000	3,008,000	99,100	2,908,900
公安調査庁	1,489,471,000	1,489,471,000	1,489,304,913	166,087	1,558,210,000	1,558,210,000	1,558,116,035	93,965	1,614,955,000	1,614,955,000	1,607,333,325	7,621,675
法務省所管合計	1,534,023,000	1,534,023,000	1,518,383,352	15,639,648	1,602,762,000	1,602,762,000	1,594,286,363	8,475,637	1,659,910,000	1,659,910,000	1,637,458,075	22,451,925

(単位:円)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額	当初予算額	補正後予算額	支出済額	不用額
法務本省	1,546,000	1,546,000	1,132,218	413,782	1,546,000	1,546,000	1,531,822	14,178	1,546,000	1,546,000	1,078,794	467,206
検察庁	40,370,000	40,370,000	23,986,931	16,383,069	40,370,000	40,370,000	14,359,029	26,010,971	40,370,000	40,370,000	29,315,210	11,054,790
矯正官署	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000	412,000	412,000	0	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000	33,400	3,007,600	3,041,000	3,041,000	0	3,041,000	3,041,000	3,041,000	118,870	2,922,130
公安調査庁	1,672,700,000	1,672,700,000	1,672,565,047	134,953	1,912,859,000	1,912,859,000	1,912,780,825	78,175	1,942,501,000	1,942,501,000	1,942,410,813	90,187
法務省所管合計	1,718,069,000	1,718,069,000	1,697,717,596	20,351,404	1,958,228,000	1,958,228,000	1,928,671,676	29,556,324	1,987,870,000	1,987,870,000	1,972,923,687	14,946,313

	令和5年度	
	当初予算額	補正後予算額
法務本省	1,546,000	1,546,000
検察庁	40,370,000	40,370,000
矯正官署	412,000	412,000
出入国在留管理庁	3,041,000	3,041,000
公安調査庁	1,916,679,000	1,916,679,000
法務省所管合計	1,962,048,000	1,962,048,000

18. 犯罪被害者支援等関係予算（法務省・令和6年度）

6年度予算（案）（5年度当初予算額）

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

16,009,774千円の内数（16,623,059千円の内数）

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、損害賠償請求に要する費用の負担軽減を図る。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

100千円（100千円）

刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したこと等により、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 被害者等に対する情報提供

26,045千円（25,226千円）

以下の制度の運用に必要な諸経費

1 全国統一の被害者等通知制度

2 被害者等に対する出所情報通知制度

3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度

(2) 検察官等に対する研修の充実等

58,685千円（66,602千円）

検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施する。

(3) 犯罪被害者等のための対応強化

326千円（326千円）

捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図る。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育

46,730千円 (47,176千円)

刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。

(5) 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供

1,769千円 (1,911千円)

犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。

(6) 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等

16,009,774千円の内数 (16,623,059千円の内数)

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対する研修を実施する。

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

16,526,493千円の内数 (16,391,261千円の内数)

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、被害者参加人のための公費による弁護士選任制度を導入し、同制度の下での所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。
また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人に対し、被害者参加旅費等の支給業務を同センターにおいて行う。

(2) 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達

1,062千円 (1,063千円)

犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。

(3) 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実

21,602千円 (19,836千円)

犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。

(4) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の体制整備

323,970千円（102,336千円）

被害者等の心情等を聴取し、その心情等を受刑者の矯正処遇及び少年院在院者の矯正教育に効果的に反映させるため、犯罪被害者に関する知見を有する有識者等を招へいして開催した検討会の結果を踏まえ、本制度に関する知識を習得するための職員研修実施経費等、実効的な制度運用の実現を図る。

4 支援等の体制整備への取組

(1) 被害者等からの相談への対応

① 被害者ホットラインの設置

1,521千円（1,521千円）

被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。

② 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等

5,488千円（5,159千円）

検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。

(2) 更生保護官署における支援等のための体制整備

71,163千円（75,310千円）

関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。

(3) 人権相談

3,536,682千円の内数（3,553,169千円の内数）

相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。

(4) 人権侵犯事件の調査・処理等

3,536,682千円の内数（3,553,169千円の内数）

人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。

(5) 相談及び情報の提供等

16,009,774千円の内数 (16,623,059千円の内数)

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介なども含めた様々な情報を提供する。

(6) 犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究

特定犯罪被害者調査

1,072千円 (1,456千円)

精神に障害を有する性犯罪被害者については、自らが遭遇した被害等を適切に申告できないまま潜在化してしまうことが多いと考えられることから、その置かれた状況等に関する実態の詳細を明らかにする。

(7) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設等のための体制強化

16,009,774千円の内数 (0千円)

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設及びその円滑な運用や、地方における途切れない支援の提供体制の構築に向けた関係機関等との連携を図るために必要な体制を整備する。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 人権啓発活動

3,536,682千円の内数 (3,553,169千円の内数)

人権週間を中心に全国各地で、講演会、座談会等の開催、広報誌への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。

19. 法務省の男女別職員数（全職員と管理職について）（平成26年度～令和5年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職員数	51,482	51,622	52,008	52,202	52,464	53,064	53,423	53,637	53,807	53,774
うち女性数	8,894	9,249	9,521	9,397	9,802	10,237	10,729	11,381	11,793	12,231
全職員に占める 女性の割合	17	18	18	18	19	19	20	21	22	23
管理職員数	5,754	5,718	5,854	6,030	6,144	6,235	6,371	6,717	6,754	6,812
うち女性数	359	390	419	471	531	589	652	730	775	837
管理職に占める 女性の割合	6	7	7	8	9	9	10	11	11	12

20. 法務省の育児休業取得率（男女別）（平成25年度～令和4年度）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	2.7% (41) [1498]	3.2% (53) [1642]	5.2% (79) [1513]	7.2% (110) [1533]	9.1% (145) [1586]	10.8% (157) [1455]	18.2% (254) [1394]	43.1% (618) [1434]	59.1% (769) [1302]	69.1% (850) [1230]
女性	100.0% (333) [333]	98.3% (350) [356]	100.3% (336) [335]	99.7% (363) [364]	101.0% (393) [389]	100.0% (352) [352]	99.2% (372) [375]	99.7% (383) [384]	109.9% (412) [375]	98.2% (374) [381]

（注）1 （ ）は新規取得者数、[]は新規取得可能者数を表す。

（注）2 新規取得者数とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者等を除く。）を取得した人数をいう。

（注）3 男性職員の新規取得可能者数とは、当該年度中に子が生まれた男性職員をいう。また、女性職員の新規取得可能者数とは、令和2年度以前は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員を、令和3年度以降は当該年度中に子が生まれた女性職員をそれぞれいう。

（注）4 取得率とは、新規取得可能者数に対する新規取得者数の割合をいう。なお、新規取得者数には、当該年度より前に育児休業取得可能となった職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

21. 法務省の非常勤職員数（最新の数字・女子は内数・内部部局、施設等機関、地方支分部局別）

組 織	非 常 勤 職 員 数 （ 令 和 5 年 7 月 1 日 現 在 ）	
		う ち 女 子 職 員 数
本省内部部局	418	172
施設等機関	3,613	1,922
地方支分部局	53,921	14,893
特別の機関（検察庁）	266	174
本 省 計	58,218	17,161
外 局	548	360
法務省合計	58,766	17,521

22. 法務省における外部委託の状況（契約の相手方及び委託内容）（令和５年度）

契約の相手方	委託事業の概要
クリエイティブ・ファクトリー株式会社	地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会の実施業務（法務本省）
吉本興業株式会社ほか１社	再犯防止に関する広報・啓発動画の製作の業務等（法務本省）
株式会社ＪＴＢほか１社	司法試験等実施業務（法務本省）
株式会社アール・エス・シー	電話交換業務（法務本省）
テイケイ株式会社	警備業務（法務本省）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（法務本省）
個人情報につき非公表	財務書類作成支援業務（法務本省）
大新東株式会社	自動車運行管理業務（法務本省）
日本レコードマネジメント株式会社	図書館業務（法務本省）
株式会社ツクルス	教員向け法教育セミナー運営等（法務本省）
株式会社サイオーほか９社	警備業務（法務総合研究所ほか７庁）
株式会社サイオーほか９社	庁舎清掃業務（法務総合研究所ほか７庁）
株式会社Ｓｗｉｍｍｙ	テーブル起こし業務（法務総合研究所）
イディオリンク株式会社ほか１社	研修補助等業務（法務総合研究所）
株式会社ＲＥＩＧＥＴＳＵほか１社	会議運営業務（法務総合研究所）
セコム株式会社ほか８９社	警備業務（東京法務局ほか４９局）
太平ビルサービス株式会社ほか１４７社	庁舎清掃業務（東京法務局ほか４９局）
太平ビルサービス株式会社ほか２４社	ボイラー運転業務（東京法務局ほか１１局）
ＮＸキャッシュ・ロジスティクス株式会社ほか１５社	供託金警備搬送業務（東京法務局ほか４８局）
日本郵便オフィスサポート株式会社ほか８社	乙号事務の包括的業務（東京法務局ほか４９局）

契約の相手方	委託事業の概要
株式会社東京リーガルマインド	債権譲渡登記・成年後見登記事務端末オペレータ業務（東京法務局）
総合警備保障株式会社ほか１２社	警備業務（機械警備）（広島高等検察庁ほか５３庁）
株式会社クリーン工房ほか１６９社	庁舎清掃業務（大阪高等検察庁ほか５４庁）
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社ほか３社	徴収金警備搬送業務（大阪高等検察庁ほか１１庁）
キョウワプロテック株式会社ほか２社	自動車運行業務（大阪地方検察庁ほか２庁）
東神産業株式会社	電話交換業務（大阪地方検察庁）
株式会社エスシーサポートほか４９社	総務系請負業務（札幌刑務所ほか６５庁）
ALSO K佐賀株式会社ほか５３社	処遇系請負業務（札幌刑務所ほか６７庁）
アデコ株式会社ほか１４社	処遇系労働者派遣業務（札幌刑務所ほか２９庁）
ハウス美装工業株式会社ほか２２社	庁舎清掃業務（札幌矯正管区ほか１９庁）
株式会社サエキ輸送ほか３社	配送業務（宮城刑務所ほか３庁）
医療法人愛悠会ほか４６社	胸部エックス線検診業務（札幌刑務所ほか６０庁）
社会復帰サポート美祢株式会社ほか１社	PFI 刑務所維持管理運営業務（美祢社会復帰促進センターほか１庁）
株式会社小学館集英社プロダクション	公共サービス改革法を活用した施設管理運営業務（喜連川社会復帰促進センターほか１庁）
株式会社小学館集英社プロダクションほか１社	公共サービス改革法を活用した教育・職業訓練業務等（静岡刑務所ほか１庁）
エームサービス株式会社	公共サービス改革法を活用した収容関連サービス業務（給食）（大阪拘置所ほか２庁）
エームサービス株式会社	公共サービス改革法を活用した収容関連サービス業務（給食）（横浜刑務所ほか１庁）
昭島国際法務PFI株式会社	国際法務総合センター維持管理運営業務（矯正研修所ほか４庁）
セコム株式会社ほか３６社	警備業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
株式会社トークンオリエンズほか６３社	庁舎清掃業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構ほか２６社	更生保護就労支援業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
株式会社LSIメディエンス	簡易薬物検出検査業務（北海道地方更生保護委員会ほか７庁）
更生保護法人旭川更生保護協会ほか２社	更生保護地域連携拠点事業（北海道地方更生保護委員会ほか２庁）

契約の相手方	委託事業の概要
株式会社FUYOUほか8社	警備業務（東日本入国管理センターほか7庁）
株式会社ジェービーエム事業本部ほか18社	庁舎清掃業務（東日本入国管理センターほか7庁）
セントラルリーシングシステム株式会社ほか12社	出国待機施設警備業務（札幌出入国在留管理局ほか7庁）
公益財団法人入管協会ほか5社	インフォメーションセンター相談業務（札幌出入国在留管理局ほか7庁）
特定非営利活動法人国際活動市民中心ほか1社	多文化共生総合相談ワンストップセンター相談業務（東京出入国在留管理局ほか1庁）
株式会社インジェスターほか1社	行政手続相談業務（東京出入国在留管理局）
株式会社TEIほか8社	イミグレーションアテンダント業務（札幌出入国在留管理局ほか5庁）
株式会社トーケイ	自動車運行管理業務（出入国在留管理庁）
一般社団法人日本産業カウンセラー協会ほか2社	職員研修業務（出入国在留管理庁）
エクスポート・ジャパン株式会社ほか4社	ホームページ運営等業務（出入国在留管理庁）
株式会社インジェスター	特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント運営業務（出入国在留管理庁）
株式会社サーベイリサーチセンター	在留外国人に対する基礎調査業務（出入国在留管理庁）
国際移住機関（IOM）	自主的帰国及び社会復帰支援プログラム（出入国在留管理庁）
株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS	ウクライナ避難民ヘルプデスク委託業務（出入国在留管理庁）
PwCコンサルティング合同会社	外国人支援コーディネーターの養成・認証事業（出入国在留管理庁）
株式会社イー・シー	東京イミグレーション・フォーラム開催業務（出入国在留管理庁）
公益財団法人アジア福祉教育財団	補完的保護対象者等救援等業務（出入国在留管理庁）
テイケイ株式会社	警備業務（公安審査委員会）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社	庁舎清掃業務（公安審査委員会）
テイケイ株式会社ほか38社	警備委託（公安調査庁ほか8庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか29社	庁舎清掃業務（公安調査庁ほか8庁）
大成有楽不動産共同企業体 代表事業者大成有楽不動産株式会社ほか17社	ボイラー運転業務（公安調査庁ほか5庁）

23. 検事・副検事の定員及び現在員の推移（平成27年度～令和6年度）

年度 区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員	現在員	定員（案）	現在員
検 事	1,845	1,783	1,855	1,796	1,865	1,819	1,868	1,811	1,877	1,826	1,879	1,829	1,880	1,764	1,886	1,849	1,887	1,845	1,888	
副検事	899	765	899	753	899	749	899	751	879	759	879	764	879	768	879	775	879	778	879	
計	2,744	2,548	2,754	2,549	2,764	2,568	2,767	2,562	2,756	2,585	2,758	2,593	2,759	2,532	2,765	2,624	2,766	2,623	2,767	

（注） 現在員は、各年度の12月末日現在。

24. 検察官の年齢層・男女別在職状況

【検 事】

50歳以上	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
479 (73)	711 (173)	607 (216)	221 (90)	2018 (552)

【副検事】

50歳以上	40歳から49歳	30歳から39歳	29歳以下	計
467 (12)	229 (24)	80 (5)		776 (41)

- (注) 1 () 内の数は女性を示し、内数である。
 2 令和5年1月15日現在の在職状況である。

25. 検察官の定年・中途退職者数及びその後の進路状況（女子は内数）（令和5年度）

【検 事】

定年退官	辞職	死亡	計
	66 (16)	1	67 (16)

【副検事】

定年退官	辞職	死亡	計
	14	2	16

【その後の進路状況】

	検事	副検事
簡易裁判所判事	1	1
弁護士	22	
公証人	16	
独立行政法人	1	
民間企業	1	

（注）1 令和6年4月1日までの退職見込み人員を含む。

2 （ ）内の数は女性を示し、内数である。

3 その後の進路状況については、届出の対象となっている管理職職員の数であり、その他については把握していない。

26. 検察事務に携わっていない検察官数(充職検事職別人員及び他省庁等勤務者別人員)(裁判官出身者は内数)及びその官職名

【充職検事職別職員人員】

職 名	人 員
官 房 長、局 長	7
司 法 法 制 部 長	1
課 長	46
室 長	1
審 議 官	4
法 規 専 門 職	45
研 究 所 長	1
研 究 所 部 長	5
研 究 所 教 官	3
部 長 等 研 究 員	2
法 務 局 長	5
法 務 局 訟 務 部 長	8
入 管 庁 長 官	1
入 管 庁 次 長	1
公 安 庁 長 官	1
公 安 庁 次 長	1
公 安 庁 部 長	1
計	133

【他省庁等勤務者別】

省 庁 名 等	人 員	官 職	内 数
内閣	9 (3)	官房副長官秘書官 官房副長官補付 官房内閣参事官 法制局参事官 法制局参事官補	1 1 3 3 1
内閣府	2 (1)	独立公文書管理監 再就職等監視委員会再就職等監察官	1 1
警察庁	4	長官官房参事官 刑事局刑事企画課課長補佐 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課課長補佐 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課暴力団排除対策官	1 1 1 1
金融庁	8 (1)	総合政策局リスク分析総括課課長補佐 企画市場局市場課課長補佐 証券取引等監視委員会事務局次長 証券取引等監視委員会事務局市場監視総括官 証券取引等監視委員会事務局特別調査管理官 証券取引等監視委員会事務局特別調査課特別調査指導官	1 1 1 1 1 3
消費者庁	1	消費者庁参事官	1
こども家庭庁	2	長官官房参事官 成育局安全対策課課長補佐	1 1
デジタル庁	2 (1)	統括官付参事官付企画官	2
総務省	2 (1)	自治行政局市町村課課長補佐 情報公開・個人情報保護審査会事務局審査官	1 1
公害等調整委員会	2 (2)	事務局審査官	2
外務省	10 (5)	大臣官房監察査察官 大臣官房総務課監察査察室課長補佐 総合外交政策局課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐 総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室課長補佐 北米局北米第二課課長補佐 欧州局中・東欧課課長補佐 国際法局 国際法局課長補佐 領事局政策課ハーグ条約室課長補佐	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
財務省	2 (1)	主税局参事官補佐 国際局開発政策課課長補佐	1 1
国税庁	2	課税部課税総括課審理室主任訟務専門官 徴収部徴収課長	1 1
国税局	3	東京国税局課税第一部審理官 東京国税局査察部査察審理課主任査察審理官 大阪国税局課税第一部審理官	1 1 1
国税不服審判所	10 (6)	国税不服審判所長 国税不服審判所国税審判官 関東信越国税不服審判所国税審判官 東京国税不服審判所長 東京国税不服審判所国税審判官 大阪国税不服審判所長 大阪国税不服審判所国税審判官 名古屋国税不服審判所国税審判官 広島国税不服審判所国税審判官	1 1 1 1 2 1 1 1 1 1
文部科学省	4 (3)	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長 研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	1 3
農林水産省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 大臣官房法務支援室付	1 1
国土交通省	2 (1)	大臣官房法務支援室長 大臣官房法務支援室事務官	1 1
防衛省	1	防衛監察本部統括監察官付	1
計	68 (26)		68

(注) () 内の数は裁判官出身者を示し、内数である。

27. 検察官事務取扱検察事務官の員数の推移（平成26年度～令和5年度）及び配置状況

（１） 員数の推移

年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
員数	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393

（２） 配置状況

法務大臣において、首席捜査官、次席捜査官及び統括捜査官等1, 3 9 3 人に対し区検察庁の検察官事務取扱を命じ、配置されている。

28. 弁護士から検事への任官者数の推移（平成26年度～令和5年度）及び配置状況

年 度	任官者数	配置状況（任官時）
平成 2 6		
2 7		
2 8		
2 9	1	東京地方検察庁
3 0		
令和 元		
2		
3	2	東京地方検察庁、大阪地方検察庁
4	1	東京地方検察庁
5	2	東京地方検察庁

29. 令和5年司法修習終了者の検察官志望者数（検察官志望締切時）及び検察官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）（女子は内数）

【検察官志望者数】

期	志望者数	任官者数	最年少	最年長	平均年齢
76	76(31)	76(31)	22歳	43歳	27.5歳

（注） （ ）内の数は女性を示し、内数である。

30. 検察官に対する研修の実施状況（研修名・参加人数・研修期間・対象者・目的）（令和5年度）
検事に対する研修

令和6年1月末現在

研 修 名	参加人数	研修期間	対 象 者	目 的
新任検事研修 76期	77名	44日間	新たに任官した検事	検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行う。
検事一般研修 第155回 第156回	31名 35名	19日間 18日間	任官後3年前後の検事	検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させる。
検事専門研修 第130回 第131回	27名 32名 (予定)	11日間 12日間 (予定)	任官後7年ないし10年の経歴を有する検事	中堅検事として、必要な捜査・処理及び公判運営に関する高度の専門的・実践的知識を修得させる。
医療関連事犯担当検事研修	20名	5日間	医療行為に関する専門的知識を必要とする中堅検事又は将来これらの捜査・公判に携わることが見込まれる検事	医療行為に関する専門的知識を習得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図る。
総合フォレンジック上級研修	11名	2日間	複雑困難なサイバー事犯の捜査・公判経験を有するなど、この種事犯について指導的立場を担うことが期待される検事	特にサイバー・デジタルフォレンジック捜査能力に秀でた者の更なる能力向上と検察庁全体のサイバー・デジタルフォレンジック能力向上に向けた視座の獲得を図る。
決裁官・支部長検事セミナー	52名 (予定)	2日間 (予定)	任官後15年程度以上の経歴を有し、近い将来地方検察庁の次席検事・部長等又は支部長検事に就任すると考えられる検事	地方検察庁次席検事・部長等又は支部長検事として必要な能力・素養の修得・かん養を図る。

検察運営セミナー	10名	1日間又は2日間	新任検事正として就任予定の者	検察長官として必要な行政的識見及び管理能力の習得を図る。
----------	-----	----------	----------------	------------------------------

副検事に対する研修

研 修 名	参加人数	研修期間	対 象 者	目 的
副検事第1次研修 (新任副検事実務教育)	23名	42日間	新たに任官した副検事	副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させる。
副検事第2次研修	47名	25日間	任官後4年程度を経過した副検事	中堅の副検事に、主として交通事犯、特別法犯、財産犯などの捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させる。
副検事第3次研修	25名	15日間	任官後11年程度を経過した副検事	検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力をかん養する。

31. 法務省に勤務している裁判官出向者の職位別内訳（内部部局、法務総合研究所、地方支分部局別）

【法務本省】

	局長	部長	課長	参事官	局付等
大臣官房		2	2	4	1
司法法制部		1		1	3
民事局	1		3	7	20
刑事局					2
人権擁護局					1
訟務局	1		3		17

【法務総合研究所】

	教官
法務総合研究所	4

【法務局・地方法務局】

	局長	部長	部付
東京法務局		1	8
大阪法務局	1	1	6
名古屋法務局		1	1
広島法務局		1	1
福岡法務局		1	2
仙台法務局		1	1
札幌法務局			1
高松法務局			1

【検察庁】

	検事
東京地方検察庁	0

（令和6年2月1日現在）

32. 法務省特別顧問及び参与の氏名、略歴及び勤務状況（令和5年）

氏 名	略 歴	勤務状況 (令和5年)	
		月	日数
井 上 正 仁	昭和24年2月20日生	R5 1	8
	昭和46年6月6日生	2	8
	昭和50年1月1日生	3	10
	昭和56年12月4日生	4	10
	平成13年10月1日生	5	9
	平成13年8月1日生	6	10
	平成13年11月1日生	7	8
	平成13年11月1日生	8	7
	平成13年11月1日生	9	11
	平成13年11月1日生	10	9
	平成13年11月1日生	11	9
	平成13年11月1日生	12	11
寺 田 逸 郎	昭和23年1月9日生	R5 1	7
	昭和47年3月3日生	2	7
	昭和49年4月4日生	3	7
	昭和52年7月4日生	4	7
	昭和55年4月4日生	5	5
	昭和56年2月4日生	6	6
	昭和56年3月4日生	7	7
	昭和56年4月4日生	8	4
	昭和56年5月4日生	9	5
	昭和56年8月4日生	10	5
	昭和56年10月6日生	11	7
	昭和56年11月2日生	12	6
井 上 正 仁	昭和24年2月20日生	R5 1	8
	昭和46年6月6日生	2	8
	昭和50年1月1日生	3	10
	昭和56年12月4日生	4	10
	平成13年10月1日生	5	9
	平成13年8月1日生	6	10
	平成13年11月1日生	7	8
	平成13年11月1日生	8	7
	平成13年11月1日生	9	11
	平成13年11月1日生	10	9
	平成13年11月1日生	11	9
	平成13年11月1日生	12	11
寺 田 逸 郎	昭和23年1月9日生	R5 1	7
	昭和47年3月3日生	2	7
	昭和49年4月4日生	3	7
	昭和52年7月4日生	4	7
	昭和55年4月4日生	5	5
	昭和56年2月4日生	6	6
	昭和56年3月4日生	7	7
	昭和56年4月4日生	8	4
	昭和56年5月4日生	9	5
	昭和56年8月4日生	10	5
	昭和56年10月6日生	11	7
	昭和56年11月2日生	12	6

33. 外国法事務弁護士の原資格国別人数の推移（平成27年～令和6年）、都道府県別事務所数及び外国法事務弁護士の国籍別人数の推移（平成27年～令和6年）

（1）外国法事務弁護士の原資格国別人員の推移

原資格国	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
アメリカ合衆国 ニューヨーク州	106	110	111	105	110	106	111	121	117	118
アメリカ合衆国 カリフォルニア州	46	49	52	52	55	57	57	59	57	59
アメリカ合衆国 ハワイ州	16	16	16	16	16	16	16	15	13	13
アメリカ合衆国 コロンビア特別区	12	12	10	10	11	14	17	17	17	16
アメリカ合衆国 イリノイ州	10	10	10	8	8	9	10	8	8	8
アメリカ合衆国 バージニア州	6	6	4	5	4	5	4	4	4	4
アメリカ合衆国 マサチューセッツ州	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ワシントン州	1	2	2	2	3	3	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ニュージャージー州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ノースカロライナ州	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アメリカ合衆国 ジョージア州	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 フロリダ州	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0
アメリカ合衆国 テキサス州	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2
アメリカ合衆国 コネティカット州	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ルイジアナ州	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
アメリカ合衆国 オレゴン州	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0
アメリカ合衆国 メリーランド州	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1
アメリカ合衆国 コロラド州	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ミズーリ州	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 テネシー州	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
アメリカ合衆国 ユタ州	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
アメリカ合衆国 オハイオ州	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
連合王国（イギリス）	67	65	78	80	72	77	72	70	69	73
中華人民共和国	33	35	36	40	44	45	47	50	48	59
オーストラリア ニューサウスウェールズ州	15	15	16	15	15	15	17	16	18	20
オーストラリア ビクトリア州	1	2	4	4	5	8	7	7	8	10
オーストラリア 西オーストラリア州	1	2	3	3	3	2	3	2	1	1
オーストラリア クイーンズランド州	3	3	3	3	3	3	5	6	6	6
オーストラリア 首都特別地域	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ドイツ連邦共和国	6	6	6	10	10	11	13	13	13	14
カナダ オンタリオ州	4	5	5	5	6	6	5	5	3	3
カナダ ブリティッシュコロンビア州	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3
フランス共和国	6	6	6	6	6	6	7	7	7	8
シンガポール共和国	2	3	4	4	5	3	3	3	3	5
ニュージーランド	2	2	2	3	4	4	4	3	3	5
フィリピン共和国	2	3	4	4	4	4	5	5	5	6
インド	4	4	3	4	4	6	7	7	9	9
香港	4	3	3	3	3	2	3	3	4	4
ブラジル連邦共和国	5	5	5	4	3	3	3	3	3	4
台湾	1	1	2	2	3	5	4	2	3	6
スイス連邦	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イタリア共和国	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0

パラグアイ共和国	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大韓民国	1	1	1	1	1	2	3	3	3	6
ロシア連邦	0	0	0	0	0	1	1	2	2	2
ベルギー王国	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
スリランカ民主社会主義共和国	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	381	392	412	413	422	436	448	456	452	487

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2015年版～2022年版）。ただし、令和5、6年については、2月1日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：原資格国については、同一人物が複数の国の資格を有している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

(2) 都道府県別事務所数

都道府県	事務所数
東京	199 (457)
茨城	1 (1)
神奈川	3 (3)
岐阜	1 (1)
静岡	1 (1)
愛知	4 (4)
京都	1 (1)
大阪	8 (10)
兵庫	3 (3)
福岡	5 (6)
合計	226 (487)

注1：令和6年2月1日現在（日本弁護士連合会ウェブサイト弁護士検索結果をもとに法務省作成）。

注2：（ ）は外国法事務弁護士数。

(3) 外国法事務弁護士の国籍別人数の推移

国籍	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
アメリカ合衆国	137	144	141	132	143	147	151	155	149	150
日本国	73	79	83	83	83	87	91	96	93	94
連合王国（イギリス）	44	41	52	54	46	48	44	42	40	42
中華人民共和国	33	35	36	40	44	45	47	50	51	64
オーストラリア	28	30	31	26	28	29	30	29	29	33
カナダ	18	16	16	17	18	17	16	17	16	18
ドイツ連邦共和国	9	10	9	14	14	15	17	18	19	19
ニュージーランド	3	3	4	5	7	7	7	7	8	11
フランス共和国	6	6	7	6	6	7	7	7	7	9
シンガポール共和国	3	4	5	5	6	4	4	4	4	6
インド	5	5	4	5	5	7	8	8	10	10
フィリピン共和国	2	3	4	4	4	4	5	5	5	6
台湾	2	1	4	3	4	6	5	3	3	5
ブラジル連邦共和国	5	5	5	4	3	3	3	3	3	4
大韓民国	1	1	1	3	3	3	5	3	4	8
アイルランド	3	2	1	1	3	3	3	2	2	2
スイス連邦	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
オランダ王国	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
ポーランド共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イタリア共和国	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
ブルガリア共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スペイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ネパール連邦民主共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サモア独立国	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
パラグアイ共和国	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
ギリシャ共和国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ベルギー王国	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
スウェーデン王国	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
マルタ共和国	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
ロシア連邦	0	0	0	0	0	1	1	2	2	2
メキシコ	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
アイスランド	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
スリランカ民主社会主義共和国	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
オーストリア共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	385	398	417	416	429	442	455	463	459	496

注1：各年4月1日現在（出典：弁護士白書2015年版～2022年版）。ただし、令和5、6年については、2月1日現在の速報値である（法務省調べ）。

注2：国籍については、二重国籍を取得している場合があり、その延べ人数となっている。

注3：本表の国名は、原則、外国法事務弁護士名簿記載の名称で表記している。

34. 外国法事務弁護士の承認申請件数及び承認数並びに特定外国法指定申請件数及び指定数（平成27年～令和6年）

年	承認		特定外国法指定	
	申請件数	承認数	申請件数	指定数
平成27年	38	34	5	4
平成28年	37	42	4	6
平成29年	38	30	3	2
平成30年	48	47	13	10
平成31年・令和元年	40	44	12	14
令和2年	36	30	6	7
令和3年	30	31	1	2
令和4年	40	24	6	3
令和5年	56	68	12	12
令和6年	3	4	1	1
合 計	366	354	63	61

注：各年1月1日から12月31日までの間（ただし、令和6年は1月1日から2月1日までの間）にされた承認申請、承認、特定外国法指定申請及び指定各総数である。

35. 司法試験合格者の受験回数別・受験資格別・年齢別・男女別・平均年齢・合格率の推移（平成26年～令和5年）
及び令和5年試験における受験者の受験回数別・法科大学院各修了年度における既修者未修者別人数

（1）司法試験合格者の受験回数別人数の推移

年	受験回数	1回	2回	3回	4回	5回	合計
平成26年		1,059	427	324	－	－	1,810
平成27年		920	505	267	158	－	1,850
平成28年		867	333	206	124	53	1,583
平成29年		870	292	180	140	61	1,543
平成30年		862	269	187	134	73	1,525
令和元年		884	282	139	108	89	1,502
令和2年		960	222	126	85	57	1,450
令和3年		1,024	173	101	76	47	1,421
令和4年		1,046	180	88	47	42	1,403
令和5年		1,584	123	35	24	15	1,781

（注）「受験回数」については、司法試験法第4条第1項に基づくものである。

(2) 司法試験合格者の受験資格別合格者数の推移

年	既修・未修	法科大学院課程修了者			在学中受験資格者			予備試験合格者	合計
		合計	既修	未修	合計	既修	未修		
平成26年		1,647	1,121	526				163	1,810
平成27年		1,664	1,133	531				186	1,850
平成28年		1,348	951	397				235	1,583
平成29年		1,253	922	331				290	1,543
平成30年		1,189	833	356				336	1,525
令和元年		1,187	901	286				315	1,502
令和2年		1,072	828	244				378	1,450
令和3年		1,047	829	218				374	1,421
令和4年		1,008	790	218				395	1,403
令和5年		817	670	147	637	578	59	327	1,781

(3) 司法試験合格者の年齢別人数の推移

年 \ 年齢	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
平成26年	0	198	1,202	192	133	50	19	11	4	0	1	0	1,810
平成27年	0	159	1,173	255	129	69	30	18	11	3	3	0	1,850
平成28年	0	223	1,005	182	80	44	26	14	5	2	2	0	1,583
平成29年	0	224	916	177	108	60	24	15	13	5	0	1	1,543
平成30年	1	257	877	191	71	51	34	18	15	9	1	0	1,525
令和元年	0	230	888	161	95	41	50	22	8	6	1	0	1,502
令和2年	0	303	821	143	52	54	35	16	13	9	4	0	1,450
令和3年	1	336	768	133	63	48	23	30	10	7	2	0	1,421
令和4年	2	346	747	122	62	51	26	22	11	10	4	0	1,403
令和5年	1	699	835	98	63	45	17	10	9	2	2	0	1,781

(注)「年齢」については、各年の12月31日現在である。

(4) 司法試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成26年		1,402	408	1,810
平成27年		1,451	399	1,850
平成28年		1,212	371	1,583
平成29年		1,228	315	1,543
平成30年		1,150	375	1,525
令和元年		1,136	366	1,502
令和2年		1,083	367	1,450
令和3年		1,026	395	1,421
令和4年		1,014	389	1,403
令和5年		1,257	524	1,781

(5) 司法試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢	平均年齢
平成26年		28.2
平成27年		29.1
平成28年		28.3
平成29年		28.8
平成30年		28.8
令和元年		28.9
令和2年		28.4
令和3年		28.3
令和4年		28.3
令和5年		26.6

(6) 司法試験の合格率の推移

年	合格率	合格率
平成26年		22.58%
平成27年		23.08%
平成28年		22.95%
平成29年		25.86%
平成30年		29.11%
令和元年		33.63%
令和2年		39.16%
令和3年		41.50%
令和4年		45.52%
令和5年		45.34%

(7) 令和5年司法試験における受験者の受験回数別人数

年	受験回数					
	1回	2回	3回	4回	5回	合計
令和5年	2,586	569	353	240	180	3,928

(8) 令和5年司法試験における法科大学院課程修了の受験資格に基づく受験者の法科大学院各修了年度における
既修者未修者別人数

既修・未修 修了年度	既修者	未修者	合計
平成30年度	110	148	258
令和元年度	121	125	246
令和2年度	206	157	363
令和3年度	311	197	508
令和4年度	850	280	1,130

令和5年司法試験における法科大学院課程在学中の受験資格に基づく受験者の既修者未修者別人数

既修・未修	既修者	未修者	合計
法科大学院課程在学中	913	157	1,070

36. 司法試験予備試験合格者の男女別人数・平均年齢・現役大学生数・現役法科大学院生数・合格率の推移(平成26年～令和5年)

(1) 司法試験予備試験合格者の男女別人数の推移

年	性別	男性	女性	合計
平成26年		319	37	356
平成27年		354	40	394
平成28年		334	71	405
平成29年		363	81	444
平成30年		352	81	433
令和元年		391	85	476
令和2年		367	75	442
令和3年		365	102	467
令和4年		399	73	472
令和5年		400	79	479

(2) 司法試験予備試験合格者の平均年齢の推移

年	平均年齢
平成26年	27.2
平成27年	27.4
平成28年	26.2
平成29年	26.9
平成30年	27.4
令和元年	26.0
令和2年	25.9
令和3年	26.3
令和4年	27.7
令和5年	26.9

(3) 司法試験予備試験合格者の大学生数の推移

年	大学生数	大学生数
平成26年		114
平成27年		156
平成28年		178
平成29年		214
平成30年		170
令和元年		250
令和2年		243
令和3年		252
令和4年		196
令和5年		286

(4) 司法試験予備試験合格者の法科大学院生数の推移

年	法科大学院生数	法科大学院生数
平成26年		165
平成27年		137
平成28年		153
平成29年		107
平成30年		148
令和元年		115
令和2年		95
令和3年		99
令和4年		124
令和5年		21

(5) 司法試験予備試験の合格率の推移

年	合格率	合格率
平成26年		3.44%
平成27年		3.81%
平成28年		3.88%
平成29年		4.13%
平成30年		3.89%
令和元年		4.04%
令和2年		4.17%
令和3年		3.99%
令和4年		3.63%
令和5年		3.58%

(注1) 本データは、出願者の自己申告によるものである(合格率を除く。)

(注2) 「平均年齢」については、各年の12月31日現在である(ただし、令和2年のみ令和3年1月31日現在。)

(注3) 「大学生数」及び「法科大学院生数」については、試験実施前年度の出願時現在である。

37. 公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成26年度～令和5年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和5年度）

① 公証人の任免状況

年 度	定 員	現在員	年齢別内訳 (上段から) 60歳以下 61歳～65歳 66歳以上	前職別内訳 (上段から) 判 事 検 事 法務事務官等
平成26年度	671人	498人	63人 (12.7%) 290人 (58.2%) 145人 (29.1%)	139人 (27.9%) 193人 (38.8%) 166人 (33.3%)
平成27年度	671人	498人	67人 (13.5%) 276人 (55.4%) 155人 (31.1%)	139人 (27.9%) 193人 (38.8%) 166人 (33.3%)
平成28年度	669人	497人	66人 (13.3%) 268人 (53.9%) 163人 (32.8%)	139人 (28.0%) 194人 (39.0%) 164人 (33.0%)
平成29年度	669人	495人	59人 (11.9%) 268人 (54.1%) 168人 (33.9%)	136人 (27.5%) 196人 (39.6%) 163人 (32.9%)
平成30年度	678人	500人	59人 (11.8%) 225人 (45.0%) 216人 (43.2%)	140人 (28.0%) 201人 (40.2%) 159人 (31.8%)
令和元年度	678人	502人	61人 (12.2%) 264人 (52.6%) 177人 (35.3%)	141人 (28.1%) 203人 (40.4%) 158人 (31.5%)
令和2年度	678人	504人	63人 (12.5%) 266人 (52.8%) 175人 (34.7%)	139人 (27.6%) 205人 (40.7%) 160人 (31.8%)

令和3年度	678人	501人	58人 (11.6%)	138人 (27.5%)
			276人 (55.1%)	202人 (40.3%)
			167人 (33.3%)	161人 (32.1%)
令和4年度	678人	506人	58人 (11.5%)	138人 (27.3%)
			271人 (53.6%)	205人 (40.5%)
			177人 (35.0%)	163人 (32.2%)
令和5年度	678人	507人	63人 (12.4%)	136人 (26.8%)
			267人 (52.7%)	207人 (40.8%)
			177人 (34.9%)	164人 (32.4%)

(注) いずれも、各年度の12月1日を基準日とした。

② 指定公証人の数

507人（令和5年12月1日現在）

38. 登記所数の推移（平成8年～令和6年1月1日現在）、令和5年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画

1 登記所適正配置実施状況

- ・登記所は、明治中期に、利用者が1日で往復することができるように、全国に数多く配置された。
- ・昭和30年代から、法務省は、登記所の適正配置に取り組んできた。（注①）
- ・昭和47年9月、民事行政審議会から登記所の整理統合の基準について答申を受け、以後、この答申及びその後の数次にわたる閣議決定に基づき、小規模登記所の統合を中心として統合を行った。（注②）

年 度	昭和30年	昭和46年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
登記所数(庁)	2,085	1,769	1,021	992	938	895	855	823	783	727	683
備 考	注①	注②	注③								

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
634	582	550	510	490	461	445	434	428	426	420

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年1月1日現在
418	417	416	416	416	414	414	414	414

（注）令和5年までの登記所数は4月1日現在

2 令和5年度の法務局・地方法務局の支局・出張所適正配置状況

- ・別紙のとおり

3 今後の登記所適正配置

- ・平成5年7月、総務庁から登記の行政監察に基づき「統廃合基準の見直しを行うとともに、当該基準に基づき全国的な統廃合計画を策定し、その計画に従って統廃合を一層推進すること」との勧告を受けた。
- ・平成7年7月4日、民事行政審議会から、登記所の適正配置の新たな基準について答申を受けた。（注③）
- ・平成8年12月25日の閣議決定（「行政改革プログラム」）において、「引き続き、省庁の内部部局の改革・合理化を進めるとともに、（一部省略）法務局・地方法務局の出張所、（一部省略）の整理統合など附属機関及び地方支分部局についても改革・合理化を進める。」こととされた。
- ・平成11年1月26日に決定された「中央省庁等改革に係る大綱」において、法務局及び地方法務局の支局・出張所の整理統合を実施することとされたことを踏まえ、同年4月27日には、「中央省庁等改革の推進に関する方針」により法務局及び地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度頃までに同答申時の箇所数（1,003箇所）の概ね半分程度までの縮減を図るこ

ととされた。

- ・平成16年12月24日の閣議決定（「今後の行政改革の方針」）において、「法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める」こととされた。
- ・平成18年6月30日の閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）において、定員削減の取組の一つとして、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合が列举された。
- ・今後も、民事行政審議会の答申にかかる登記所の適正配置の基準に基づき、引き続き必要な登記所の適正配置を実施することとしている。
- ・なお、統合によって住民の利便を低下させないための対策として、廃止登記所が所在していた地域における登記事項証明書等発行請求機を設置したり、登記事項証明書等の郵送・オンライン請求及び登記の郵送・オンライン申請を積極的に推進している。

（参考）登記所の適正配置の基準（平成7年7月4日民事行政審議会答申）

ア 原則として、一つの広域市町村圏に一つの登記所（広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定）

ただし、当面は、以下のいずれかに該当する登記所を統合

a 登記申請事件数15,000件未満

b 隣接登記所への所要時間概ね30分以内

イ 一つの圏域の事件数の合計が10,000件未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合

ウ 広域市町村圏が設定されていない地域（大都市周辺地域広域行政圏が設定されている地域を含む。）は、アの基準に準ずる。

令和5年度登記所適正配置実施状況

別紙

R6. 4. 1 現在

	局名	廃止庁	受入庁	施行日	備考
1	奈良	橿原	桜井	令和 6. 2. 26	※統合後、庁名・位置変更「中和支局」

39. 法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和５年４月１日現在）
及び登記所備付地図整備計画関連予算（法務省・令和６年度）

（１）法務局別登記所備付地図及び地図に準ずる図面の整備状況（令和５年４月１日現在）

局 名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
東 京	63,606	14,674	48,932
横 浜	76,894	7,028	69,866
さいたま	140,570	27,458	113,112
千 葉	224,445	27,492	196,953
水 戸	269,867	199,450	70,417
宇都宮	149,729	60,919	88,810
前 橋	149,288	87,215	62,073
静 岡	213,715	88,174	125,541
甲 府	78,433	55,581	22,852
長 野	252,732	159,709	93,023
新 潟	352,878	166,736	186,142
大 阪	54,649	8,917	45,732
京 都	115,071	22,017	93,054
神 戸	241,472	101,385	140,087
奈 良	60,076	29,877	30,199
大 津	97,823	36,393	61,430
和歌山	131,699	116,042	15,657
名 古 屋	208,263	47,385	160,878
津	142,624	36,025	106,599
岐 阜	168,061	65,807	102,254
福 井	114,808	25,619	89,189
金 沢	105,761	43,917	61,844
富 山	103,267	33,794	69,473
広 島	243,346	167,020	76,326
山 口	169,466	120,918	48,548
岡 山	235,853	212,073	23,780
鳥 取	121,790	64,057	57,733
松 江	167,909	125,233	42,676

局 名	総枚数	登記所備付地図	地図に準ずる図面
福 岡	180,462	109,013	71,449
佐 賀	120,784	118,786	1,998
長 崎	133,034	112,677	20,357
大 分	174,202	97,341	76,861
熊 本	171,305	150,666	20,639
鹿児島	184,602	144,722	39,880
宮 崎	123,366	86,298	37,068
那 覇	50,704	43,479	7,225
仙 台	170,619	139,843	30,776
福 島	290,076	222,896	67,180
山 形	180,946	92,602	88,344
盛 岡	199,926	159,481	40,445
秋 田	195,431	136,480	58,951
青 森	97,530	89,607	7,923
札 幌	73,292	43,475	29,817
函 館	22,881	15,481	7,400
旭 川	54,615	34,300	20,315
釧 路	45,106	26,756	18,350
高 松	75,637	67,384	8,253
徳 島	78,254	56,964	21,290
高 知	176,865	96,194	80,671
松 山	134,704	118,523	16,181
合 計	7,388,436	4,313,883	3,074,553

（２）登記所備付地図整備計画関連予算政府案（法務省・令和６年度）
登記所備付新規地図作成経費 4,640百万円

内訳 従来型作業 3,435百万円
大都市型作業 784百万円
震災復興型作業 421百万円

40. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和6年度）

- 相続登記の促進関連経費 令和6年度予算政府案（法務省所管） 1, 432百万円（①+②+③+④）
近時、登記上の所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、各種公共事業における迅速な用地取得などに支障を来している問題、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることがあるとの指摘がされていることを踏まえ、所有者とその所在の明確化を図るため、相続登記の促進に取り組む必要がある。

1 長期相続登記等未了土地の解消

長期間相続登記等が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進を図る。

647百万円・・・①

2 表題部所有者不明土地の解消

変則型登記がされた土地（表題部所有者不明土地）について、登記官の調査を補充するために所有者等探索委員に必要な調査を行わせ、調査の結果を登記簿に反映させるとともに、調査の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする。

308百万円・・・②

3 法定相続情報証明制度等の円滑な運用等

法定相続情報証明制度及び遺言書保管制度を安定的に運用をすることにより、相続手続の円滑化・相続登記の促進を図る。

413百万円・・・③

・ 法定相続情報証明制度実施経費	343百万円
・ 遺言書保管事務処理経費	70百万円

4 相続登記の申請義務化の円滑な実施

相続登記の申請義務化等について、様々な広報媒体による国民各層に向けた周知広報を行うとともに、登記手続案内の効果的な実施、専門資格者団体との連携など相談体制を強化する。

64百万円・・・④

41. 各種会社の登記数（株式会社は資本金別）（令和5年12月末）

種 別	現存会社数(令和5年12月末)
総 数	3,976,600
株式会社	2,105,500
100万円未満	186,800
100万円以上－1000万円未満	1,045,300
1000万円以上－5000万円未満	771,800
5000万円以上－1億円未満	66,800
1億円以上－3億円未満	21,900
3億円以上－5億円未満	5,400
5億円以上－10億円未満	1,700
10億円以上－50億円未満	3,300
50億円以上	2,100
合名会社	17,900
合資会社	88,000
合同会社	319,100
特例有限会社	1,445,900

※1 現存会社数は、登記記録上の会社（本店）数を調査した結果である。

※2 「特例有限会社」とは、旧有限会社法の規定による有限会社であって、会社法の施行後もその商号中に有限会社という文字を用いて存続している株式会社をいう。

※3 現存会社数の表示は、下二桁を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

42. 株式会社の合併数の推移（平成25年度～令和4年度）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
614	594	560	565	457	453	410	332	297	279

※ 合併数は、「合併による設立」及び「合併による資本金の額の増加」の登記件数を計上したものである。
 なお、資本金の額の増加を伴わない合併は計上していない。

43. 動産及び債権譲渡登記の件数、登記申請にかかる債権の個数、登記事項概要証明書・登記事項証明書の交付件数、手数料収入額の推移（平成26年～令和5年）

年 別	動産譲渡登記の件数	登記申請にかかる 動 産 の 個 数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成26年	5,851	20,931	3,205	9,035	40,410千円
平成27年	7,734	18,888	3,666	11,453	50,547千円
平成28年	7,894	85,793	3,758	10,765	56,867千円
平成29年	7,769	48,674	4,020	9,759	55,332千円
平成30年	8,296	22,710	3,986	10,107	51,024千円
令和元年	8,991	22,982	3,662	9,645	53,036千円
令和2年	8,850	19,231	3,439	9,348	50,338千円
令和3年	7,417	19,085	3,867	8,455	44,599千円
令和4年	7,308	26,139	3,785	7,439	41,242千円
令和5年	7,465	28,711	3,585	8,220	43,488千円

年 別	債権譲渡登記の件数	登記申請にかかる 債 権 の 個 数	登記事項概要証明書	登記事項証明書	手数料収入額
平成26年	31,647	62,815,763	421,014	60,069	267,223千円
平成27年	33,356	74,008,261	334,326	61,519	250,406千円
平成28年	34,406	53,357,812	246,886	79,352	234,044千円
平成29年	34,850	48,139,745	166,373	61,082	202,774千円
平成30年	38,781	53,060,922	134,970	61,788	202,933千円
令和元年	37,342	47,603,772	137,855	66,843	210,234千円
令和2年	36,221	51,873,300	140,639	76,189	200,995千円
令和3年	33,329	54,744,929	146,981	65,763	193,079千円
令和4年	34,315	45,412,871	152,096	56,991	194,800千円
令和5年	40,922	44,893,919	147,394	57,030	215,882千円

- ・動産譲渡登記の件数欄には、動産譲渡登記及び抹消登記等の申請件数を計上した。
- ・債権譲渡登記の件数欄には、債権譲渡登記、質権設定登記及びこれらの抹消登記等の申請件数を計上した。
- ・登記事項概要証明書及び登記事項証明書欄には、交付通数を計上した。
- ・手数料収入額欄には、登記申請及び証明書交付請求に係る手数料を計上した（動産譲渡登記申請及び債権譲渡登記申請については登録免許税）。
- ・令和5年の数値は速報値である。

44. 登記事項証明書の交付請求件数(請求の方式<窓口、オンライン>別)、及び個別手数料と収入額(平成25年度～令和4年度)

登記事項証明書の交付等請求件数(請求の方式(窓口、オンライン)別)及び収入額(平成25年度～令和4年度)

	登記事項証明書の 交付等請求件数	内 訳		収 入 額
		窓 口	オンライン	
平成25年度	57,894,992	44,404,770	13,490,222	22,868,584,100
平成26年度	56,732,141	43,263,640	13,468,501	22,039,885,980
平成27年度	55,218,213	42,024,234	13,193,979	21,148,168,120
平成28年度	53,297,846	40,310,730	12,987,116	20,391,541,460
平成29年度	51,824,289	38,926,549	12,897,740	19,584,376,860
平成30年度	51,398,139	38,445,457	12,952,682	19,156,649,180
令和元年度	49,955,422	36,774,803	13,180,619	18,598,811,860
令和2年度	49,613,278	36,505,604	13,107,674	18,658,476,970
令和3年度	48,433,899	34,638,651	13,795,248	18,076,069,970
令和4年度	46,734,672	32,810,711	13,923,961	17,483,475,700

※登記事項証明書の交付請求件数の単位は通数です。

※収入額の単位は円です。

※登記事項証明書のオンラインによる請求の制度は平成17年3月7日から導入されたものです。

※不動産登記等及び商業・法人登記に係る件数等を計上しています。

個別手数料

	手 数 料 額	
登記事項証明書(代表者事項証明書を含む。), 登記簿の謄抄本の交付	1 通	600円
登記事項証明書の窓口交付(オンライン請求)	1 通	480円

45. 登記情報提供サービスにおける申請件数、個別手数料及び収入額(平成25年度～令和4年度)

種 別 単 価		全部事項	所有者事項	地図	図面(土地)	図面(建物)	商業・法人	債権譲渡	動産譲渡	計
		¥320	¥130	¥350	¥350	¥350	¥320	¥130	¥130	
平成25年度	件 数	68,079,299	12,857,755	9,272,360	3,465,615	1,691,208	6,313,241	186,015	114,067	101,979,560
	手数料額	21,785,375,680	1,671,508,150	3,245,326,000	1,212,965,250	591,922,800	2,020,237,120	24,181,950	14,828,710	30,566,345,660
平成26年度	件 数	73,386,628	15,333,801	10,569,600	4,149,026	2,181,847	6,988,311	235,179	160,100	113,004,492
	手数料額	23,483,720,960	1,993,394,130	3,699,360,000	1,452,159,100	763,646,450	2,236,259,520	30,573,270	20,813,000	33,679,926,430
平成27年度	件 数	77,418,845	17,194,557	11,477,099	4,734,447	2,550,210	7,683,970	269,071	182,730	121,510,929
	手数料額	24,774,030,400	2,235,292,410	4,016,984,650	1,657,056,450	892,573,500	2,458,870,400	34,979,230	23,754,900	36,093,541,940
平成28年度	件 数	82,345,248	18,841,962	12,617,293	5,256,230	2,843,560	8,495,645	307,837	204,757	130,912,532
	手数料額	26,350,479,360	2,449,455,060	4,416,052,550	1,839,680,500	995,246,000	2,718,606,400	40,018,810	26,618,410	38,836,157,090
平成29年度	件 数	85,453,459	19,325,202	13,419,999	5,689,739	2,985,975	9,102,358	344,448	214,677	136,535,857
	手数料額	27,345,106,880	2,512,276,260	4,696,999,650	1,991,408,650	1,045,091,250	2,912,754,560	44,778,240	27,908,010	40,576,323,500
平成30年度	件 数	86,710,383	20,186,131	14,148,916	6,086,356	3,182,795	9,505,585	408,548	234,205	140,462,919
	手数料額	27,747,322,560	2,624,197,030	4,952,120,600	2,130,224,600	1,113,978,250	3,041,787,200	53,111,240	30,446,650	41,693,188,130
令和元年度	件 数	85,416,676	20,495,546	13,770,416	6,138,733	3,174,908	9,964,533	456,126	251,045	139,667,983
	手数料額	27,333,336,320	2,664,420,980	4,819,645,600	2,148,556,550	1,111,217,800	3,188,650,560	59,296,380	32,635,850	41,357,760,040
令和2年度	件 数	84,292,020	20,820,070	13,605,291	6,117,412	3,079,025	10,616,005	483,493	254,633	139,267,949
	手数料額	26,973,446,400	2,706,609,100	4,761,851,850	2,141,094,200	1,077,658,750	3,397,121,600	62,854,090	33,102,290	41,153,738,280
令和3年度	件 数	89,133,059	27,240,620	14,538,492	6,718,055	3,412,459	14,682,927	497,218	261,581	156,484,411
	手数料額	28,522,578,880	3,541,280,600	5,088,472,200	2,351,319,250	1,194,360,650	4,698,536,640	64,638,340	34,005,530	45,495,192,090
令和4年度	件 数	92,302,455	27,402,596	14,651,320	6,804,432	3,563,373	13,269,799	560,508	279,701	158,834,184
	手数料額	29,536,785,600	3,562,337,480	5,127,962,000	2,381,551,200	1,247,180,550	4,246,335,680	72,866,040	36,361,130	46,211,379,680

46. 帰化申請数・許可数・不許可数の推移（国籍別）、申請から許可（不許可）までの期間（平成25年～令和4年）

（単位：人）

事項 年	帰化許可申請者数	帰化許可者数				帰化不許可者数			
		合計	韓国・朝鮮	中国	その他	合計	韓国・朝鮮	中国	その他
平成25年	10,119	8,646	4,331	2,845	1,470	332	54	203	75
平成26年	11,337	9,277	4,744	3,060	1,473	509	72	339	98
平成27年	12,442	9,469	5,247	2,813	1,409	603	79	386	138
平成28年	11,477	9,554	5,434	2,626	1,494	607	86	376	145
平成29年	11,063	10,315	5,631	3,088	1,596	625	70	380	175
平成30年	9,942	9,074	4,357	3,025	1,692	670	65	436	169
令和元年	10,457	8,453	4,360	2,374	1,719	596	81	325	190
令和2年	8,673	9,079	4,113	2,881	2,085	900	101	534	265
令和3年	9,562	8,167	3,564	2,526	2,077	863	140	415	308
令和4年	9,023	7,059	2,663	2,262	2,134	686	96	317	273
総計	104,095	89,093	44,444	27,500	17,149	6,391	844	3,711	1,836

※申請から許可（不許可）までの期間は、申請者の国籍や身分関係等により異なるが、許可するに問題ない事案であれば、申請してから6か月ないし10か月程度である。

47. 主要国における重国籍の取扱い

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
日本	○			国籍法第 11 条第 1 項	可
アメリカ合衆国		○		移民及び国籍法 第 301 条、349 条	可
オーストラリア		○		市民権法 第 18 条	可
カナダ		○		市民権法 第 9 条	可
イギリス		○		国籍法 第 12 条、第 13 条	可
フランス		○		国籍法 第 19 条、87 条、88 条	可
ドイツ	○ (成年者)		○ (未成年者)	国籍に関する法律 第 19 条、25 条、26 条 (注) 未成年者はドイツ後見裁判所の離脱の許可を要する。ただし、その両親又は単独の親権者たる一方の親とともに帰化するときはこの限りでない。	可

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 国籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
イタリア		○		国籍法 外国に帰化しても自動的に喪失しない。 他国籍を有するイタリア国籍者が意思表示 を行い、海外での住民登録の維持又は転出届 の提出により、イタリア国籍を離脱すること は可能（外務省回答）。	可
スウェーデン			○	国籍法 第15条	可
スイス			○	国籍法 第42条、43条、44条	可
メキシコ			○	メキシコ憲法第30、32及び37条を改正 する大統領令第30、32、37条 国籍法 第27条、32条	可
中華人民共和国	○			国籍法 第3条、9条	可
韓国	○			国籍法 第15条	可
インド	○			市民権法 9条	可

国名	自己志望による外国 国籍取得による自国 国籍の当然喪失の有無	当然喪失しない場合の離脱の方法		国籍関係法令等	離脱（当然喪失する 場合を含む）の可否
		意思表示	国家の許可		
フィリピン		○		帰化等によりフィリピン以外の国の国籍を 取得したフィリピン人は、フィリピン共和国 法第9225号により、フィリピンの市民権 をそのまま保持できる（外務省回答）。	可
インドネシア	○ （成年者）			国籍法 第23条a、第25条 （注）両親の国籍喪失は、18歳未満又は未 婚の子に対して自動的に効力を及ぼさな い。	可
シンガポール		○		憲法 第128条、130条、134条	可
アルゼンチン				新市民権法及び帰化法 （注）外国に帰化してもアルゼンチン国籍は 喪失しない。	否
ブラジル				憲法 （注）国籍の離脱、放棄を認める法令はな い。	否

※関係法令等については、令和4年9月時点で確認できたものであるため、現時点において変更されている可能性がある。

48. 外国人被疑事件において通訳人の付された事件数及び費用の推移（平成26年度～令和5年度）

（金額単位：千円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事件数	9,112件	10,283件	10,757件	11,973件	12,809件	15,274件	15,702件	16,660件	15,500件	15,341件
費 用	361,651	375,476	375,419	384,333	409,888	493,297	523,144	523,157	486,731	481,738

（注）本表は、予算件数・額に基づいて作成したものである。

49. 捜査通訳の確保状況（令和6年1月現在、言語別）

検察庁における言語別通訳人登録人数（令和6年1月現在。いずれも速報値。）

（単位：人）

登録総数	5,331
中国語（北京語、広東語等）	1,099
英語	673
ベトナム語	419
韓国語	330
スペイン語	267
ポルトガル語	268
タガログ語	246
タイ語	193
ロシア語	137
インドネシア語	121
その他の言語	1,578
通訳人実数	4,022

注1 その他の言語には、ペルシア語、ウルドゥー語、ベンガル語、パンジャビ語、ミャンマー語、シンハリ語、ドイツ語、トルコ語、フランス語、ヒンディー語等がある。

注2 1人の通訳人が複数言語の通訳人として登録されている場合には、それぞれの言語につき各別に計上しているため、登録総数と通訳人実数が一致しない。

50. 少年院数、少年院定員数、少年院入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成26年～令和5年）

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数（庁）	49	48	47	46	45	43	42	41	40	38
定員（人）	5,559	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921
入院者数（人）	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632
教官数（人）	2,343	2,344	2,347	2,347	2,344	2,319	2,301	2,280	2,265	2,207
平均 （日） 入院 期間	長期処遇／SE、SA 対象者以外	397	398	388	388	386	381	383	379	383
	一般短期処遇／ SE、SA対象者	151	151	148	147	148	148	146	147	145
	特修短期処遇	97	84	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 平均入院期間以外は各年末の総数である。
2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
3 入院者数は、当該年の新収容者数を計上している。
4 令和5年の入院者数は、速報値である。
5 平均入院期間は、仮退院者の平均在院期間を計上している。単位は、日である。
6 平均入院期間の区分については、原則として、「長期処遇／SE、SA対象者以外」は2年以内、「一般短期処遇／SE、SA対象者」は6か月以内、「特修短期処遇」は4か月以内の期間を目安に処遇している。SEは短期義務教育課程、SAは短期社会適応課程を示す。「／」の左側は、新少年院法（平成27年6月1日施行）施行前の区分、右側は施行後の区分である。特修短期処遇については、新少年院法施行前の区分であり、計上している数値は同法施行前のものである。
7 令和5年の平均入院期間は、集計結果がまだ判明していないため、計上していない。

51. 少年鑑別所数、少年鑑別所定員数、少年鑑別所入所者数、教官数（いずれも総数）及び平均入所期間の推移（平成26年～令和5年）

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数(庁)	51	51	51	51	49	46	45	44	44	44
定員(人)	2,635	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625	2,625
入所者数(人)	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658	5,451
教官数(人)	1,163	1,162	1,164	1,163	1,156	1,146	1,136	1,125	1,116	1,109
平均入所期間	24.5	24.5	24.2	23.8	24.3	24.0	24.1	23.1	23.8	24.4

- (注) 1 平均入所期間以外は各年末の総数である。
2 教官数は、公安職俸給表(二)が適用されている職員数を記載した。
3 入所者数は、当該年の新収容人員を計上している。
4 令和5年の入所者数は、速報値である。
5 平均入所期間の単位は、日である。

52. 少年刑務所数、少年刑務所定員数、少年受刑者及び少年刑務所刑務官数（いずれも総数）の推移（平成26年～令和5年）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数（庁）	7	7	7	6	6	6	6	6	6	7
定員（人）	5,241	5,195	5,098	4,458	4,402	4,402	4,402	4,402	4,382	4,454
少年受刑者数（人）	27	29	19	19	8	5	8	8	7	17
刑務官数（人）	1,027	1,020	1,011	857	850	842	839	838	842	894

（注1）各年末の総数である。

（注2）刑務官数は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第13条第1項に基づく職員数を記載した。

（注3）令和5年の少年受刑者数は、速報値である。

（注4）少年受刑者数は、20歳未満の受刑者数を記載した。

53. 少年院及び少年鑑別所における保護室の数、保護室収容件数の推移及び手錠の使用件数の推移（平成26年～令和5年）

1 保護室の数（令和5年7月1日現在）

少年院	52
少年鑑別所	20

2 保護室収容件数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
少年院	488	579	475	299	509	346	272	221	199	210
少年鑑別所	68	50	56	35	43	43	44	47	68	35

3 手錠の使用件数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
少年院	63	61	49	30	42	55	34	22	14	20
少年鑑別所	18	8	32	12	11	7	43	17	26	7

54. 少年院における、少年院法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年院の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和元年～令和5年）

（単位：件数）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法 務 大 臣 に 対 す る 救 済 の 申 出	101	62	53	43	72
監 査 官 に 対 す る 苦 情 の 申 出	112	58	79	81	86
少 年 院 長 に 対 す る 苦 情 の 申 出	1359	521	519	794	－（※）

※（名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会がとりまとめた、「提言書 ～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」の「7 業務の効率化、合理化」の「(2)イ 報告規定に基づく報告の内容や方法の見直し」において指摘を受け、見直したもの。）少年院の運営を行うにあたって、該当数値を継続的に取る必要がないと判断したため。

55. 少年鑑別所における、新少年鑑別所法に基づく法務大臣に対する救済の申出、監査官に対する苦情の申出及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の件数の推移（令和元年～令和5年）

（単位：件数）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法務大臣に対する救済の申出	5	4	3	3	2
監査官に対する苦情の申出	3	0	2	17	1
少年鑑別所長に対する苦情の申出	19	46	30	36	－（※）

※（名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会がとりまとめた、「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」の「7 業務の効率化、合理化」の「(2)イ 報告規定に基づく報告の内容や方法の見直し」において指摘を受け、見直したもの。）少年鑑別所の運営を行うにあたって、該当数値を継続的に取る必要がないと判断したため。

56. 被害回復給付金制度の運用状況（平成26年～令和5年の年ごとの、開始決定事件数、開始決定時における給付資金総額、被害回復事務管理事件数、被害回復事務管理人ののべ人数）

年次	開始決定事件数	開始決定時における給付資金総額	被害回復事務管理事件数	被害回復事務管理人数
平成26	15	2億5,400万5,551円	0	0
27	13	8,308万2,656円	1	2
28	8	9,749万6,880円	0	0
29	16	3億8,986万7,026円	0	0
30	15	5億5,179万3,284円	0	0
平成31/令和元	19	2億7,781万2,134円	0	0
2	13	5億6,540万8,817円	0	0
3	12	1億4,259万6,825円	0	0
4	16	2億2,448万6,563円	0	0
5	23	12億8,723万5,298円	0	0
計	150	38億7,378万5,034円	1	2

（注） 法務省刑事局調べによる。（令和6年1月31日現在）

57. 被疑者補償事件の推移（補償人員、不起訴裁定主文の内容、日数、金額、1日当たりの平均金額）（平成7年～令和5年）

年次	補償人員	不起訴裁定主文			日数	金額 (円)	1日当たりの 平均金額 (円)
		嫌疑なし	罪とならず	その他			
平成7	9	7	0	2	98	1,009,800	10,304
8	5	5	0	0	31	360,000	11,613
9	10	6	1	3	62	431,900	6,966
10	4	3	1	0	27	257,500	9,537
11	3	2	0	1	46	380,000	8,261
12	7	7	0	0	65	754,500	11,608
13	10	9	0	1	72	832,500	11,563
14	18	18	0	0	132	1,650,000	12,500
15	18	15	1	2	87	999,500	11,489
16	16	15	1	0	86	1,035,500	12,041
17	14	13	1	0	117	1,410,500	12,056
18	17	13	3	1	99	1,235,000	12,475
19	19	16	0	3	153	1,822,500	11,912
20	6	4	2	0	44	550,000	12,500
21	10	8	2	0	58	635,500	10,957
22	15	11	2	2	103	1,275,000	12,379
23	6	5	0	1	15	180,000	12,000
24	14	12	1	1	122	1,474,000	12,082
25	12	9	2	1	92	934,500	10,158
26	9	5	2	2	56	690,000	12,321
27	9	7	2	0	36	429,500	11,931
28	6	5	1	0	37	462,500	12,500
29	6	3	2	1	51	630,000	12,353
30	9	7	2	0	45	552,500	12,278
平成31/令和元	2	2	0	0	7	87,500	12,500
2	8	3	5	0	45	540,000	12,000
3	4	1	3	0	5	36,500	7,300
4	5	4	1	0	28	342,500	12,232
5	2	2	0	0	45	562,500	12,500
計	273	217	35	21	1,864	21,561,700	11,567

(注) 法務省刑事局調べによる。(令和6年1月31日現在)

58. 国際捜査共助の実施状況（令和５年）、逃亡犯罪人引渡し人員（平成26年～令和５年）、国際受刑者移送の実績（平成26年～令和５年）

国際捜査共助の実施状況（令和５年）

我が国が令和５年中に受託した事件は８８件（合計２０か国分）。

また、令和５年までに受託した事件について、令和５年中に要請国に回答したものは、合計７８件である（一部回答を含む。）。

検察庁から囑託した事件は５件（合計４か国分）である。

逃亡犯罪人引渡し人員（平成26年～令和5年）

我が国から正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数
H 2 6	1
H 2 7	1
H 2 8	0
H 2 9	1
H 3 0	2
R 1	4
R 2	0
R 3	0
R 4	0
R 5	0

外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（囑託）

年次	件数
H26～R2	0
R 3	2
R 4	0
R 5	0

計上の対象は、検察庁の依頼によるものであり、警察庁の依頼によるものは含まない。

我が国における国際受刑者移送の実績(平成26年～令和5年)

(単位:人)

1. 送出移送(日本→外国)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
アメリカ	1	4	6	6	7	11	2	0	8	6	51
イギリス	4	11	0	0	0	8	0	5	2	4	34
ドイツ	8	1	2	6	4	4	2	1	2	4	34
スペイン	3	3	9	0	2	0	0	0	0	4	21
メキシコ	1	7	3	2	3	0	0	0	3	0	19
韓国	2	4	2	1	0	3	1	0	1	2	16
フランス	0	2	6	2	1	0	0	1	1	2	15
カナダ	1	1	2	2	2	1	0	0	2	2	13
ルーマニア	0	2	3	0	0	2	1	1	0	1	10
オランダ	1	2	0	0	3	0	1	0	1	1	9
リトアニア	4	1	0	1	0	1	0	0	1	1	9
イラン	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	6
チェコ	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	6
ポルトガル	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0	6
イタリア	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	4
オーストリア	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	4
スウェーデン	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
トルコ	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4
エストニア	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
ブラジル	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
ベルギー	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
イスラエル	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
タイ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
ポーランド	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
ラトビア	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
スロバキア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
セルビア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
デンマーク	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ノルウェー	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ハンガリー	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
フィンランド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ボリビア	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	33	43	38	27	28	41	8	14	27	31	290

2. 受入移送(外国→日本)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
アメリカ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
タイ	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	6	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8

59. 一疑見述べの疑程
 平シ者込状の供者の
 成ヨにま況事述)別
 25ン係れ等件が、も
 年能るにで立「
 度力事身照、証4の
 ～に件柄ら被の類取
 令問」事し害中、調
 和題(件被者核事べ
 4が、以で疑・と件の
 年あ、被の考る外音
 度る、被の考る外音
 に被れ者調のと事録
 お疑ら、のべ取が件画
 け者、を取状調見(被
 る等「4、ををま害事
 「に、調況べ込、被
 裁係、を録れ、害事
 判る、を録れ、害事
 員事、を録れ、害事
 裁事、を録れ、害事
 判事、を録れ、害事
 対「と画いす、」人
 象「と画いす、」人
 事「と画いす、」人
 件「と画いす、」人
 障、とるが2項
 害平が可必、度6
 独等に26、要性、以
 自に26、要性、以
 捜より年、が、降、び
 査り度、ある、に、項
 事責、ある、と、お、目
 件、任、令、と、も、考、け、8
 「、能、和、考、の、え、る、を、
 「、力、元、え、な、ら、除
 知、の、年、ら、ど、れ、4、き、
 的、減、度、れ、る、類、
 障、退、に、る、事、型、そ
 害、お、事、件、事、れ
 に、喪、け、件、公、件、ぞ
 要、失、る、(判、被、以、れ、
 り、が、証、請、害、外、
 コ、疑、公、抛、求、者、の、一
 ミ、わ、判、関、が、事、部、
 ュ、れ、請、係、見、参、件、
 二、る、求、や、込、考、(全
 ケ、被、が、供、ま、人、被、過

1 裁判員裁判対象事件（その余罪事件を含む。）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成25年度	3836（2893）
平成26年度	3800（3217）
平成27年度	3183（2940）
平成28年度	2734（2553）
平成29年度	2772（2733）
平成30年度	2603（2561）
令和元年度	2707（2693）
令和2年度	2473（2461）
令和3年度	2194（2182）
令和4年度	2499（2491）

2 独自捜査事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成25年度	123（95）
平成26年度	99（92）
平成27年度	128（123）
平成28年度	103（96）
平成29年度	83（83）

平成 3 0 年 度	1 1 5 (1 1 2)
令 和 元 年 度	9 4 (9 3)
令 和 2 年 度	6 7 (6 3)
令 和 3 年 度	6 0 (6 0)
令 和 4 年 度	9 7 (9 5)

3 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成 2 5 年 度	1 0 8 2 (6 8 5)
平成 2 6 年 度	1 2 0 1 (7 9 5)
平成 2 7 年 度	1 0 7 1 (7 7 7)
平成 2 8 年 度	8 7 4 (7 3 9)
平成 2 9 年 度	6 3 1 (5 7 1)
平成 3 0 年 度	4 6 9 (4 3 7)
令 和 元 年 度	3 4 7 (3 3 6)
令 和 2 年 度	2 9 3 (2 8 9)
令 和 3 年 度	2 6 4 (2 5 9)
令 和 4 年 度	2 6 4 (2 6 3)

4 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成 2 5 年 度	2 7 5 9 (1 3 4 9)
平成 2 6 年 度	2 9 5 9 (1 5 9 1)
平成 2 7 年 度	2 6 1 0 (1 7 3 6)
平成 2 8 年 度	2 3 1 8 (1 7 6 2)
平成 2 9 年 度	1 8 5 8 (1 6 1 5)

平成30年度	1 6 5 4 (1 5 2 3)
令和元年度	1 4 8 7 (1 4 0 7)
令和2年度	1 1 9 4 (1 1 5 3)
令和3年度	1 4 0 3 (1 3 5 6)
令和4年度	1 4 7 5 (1 4 4 8)

5 公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
平成26年度	1 5 0 1 3 (6 9 1 7)
平成27年度	5 2 4 1 9 (3 0 3 8 3)
平成28年度	7 4 4 0 7 (5 1 0 3 4)
平成29年度	9 5 0 5 3 (7 8 4 0 1)
平成30年度	9 7 3 1 4 (8 4 7 9 0)
令和元年度	9 8 7 4 5 (8 9 7 5 0)

6 公判請求が見込まれる事件で、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

	実施事件数
平成26年度	5 5 5
平成27年度	2 2 1 7
平成28年度	3 0 4 8
平成29年度	3 4 4 5
平成30年度	2 8 4 5
令和元年度	2 4 5 2

7 4 類型事件以外の事件（被疑者）

	実施事件数（うち全過程録音・録画件数）
令和2年度	9 2 8 1 4 （ 8 6 1 5 0 ）
令和3年度	8 7 6 8 7 （ 8 3 0 2 1 ）
令和4年度	8 8 0 4 7 （ 8 4 1 6 4 ）

8 4 類型事件以外の事件（被害者・参考人）

	実施事件数
令和2年度	2 9 0 2
令和3年度	2 8 2 8

- (注1) いずれも身柄事件が対象であり、事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上したものである。
- (注2) 数値は、平成26年度以前は当該期間に実施報告があった件数、平成27年度以降は当該期間の実施件数。
- (注3) 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画については、否認事件等を含めて試行が拡大されたのが平成23年8月9日からであり、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、裁判員裁判対象事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注4) 独自捜査事件の被疑者取調べの録音・録画については、平成24年11月から、特別捜査部・特別刑事部以外で取り扱う独自捜査事件にも試行の対象が拡大されている。なお、令和元年6月1日より、改正刑事訴訟法の施行を受けて、検察官独自捜査事件について、録音・録画が原則義務化されている。
- (注5) 項目5及び項目6のうち平成26年度の数値については、平成26年7月から試行されたものとして最高検察庁に報告があったものを集計したものである。
- (注6) 項目5及び項目6については、令和2年度から項目7及び項目8のとおり調査対象を変更した。なお、項目7においては、被疑者として逮捕・勾留されておらず別事件による起訴後勾留中の状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合の件数は含んでいない。

60. 裁判員裁判において録音・録画ＤＶＤが裁判で取調べられた事件数及び任意性肯定・否定の内訳（平成25年度～令和4年度各年度の数值）

年 度	ＤＶＤの証拠調べ件数	調書の任意性	
		肯 定	否 定
平成25年度	45	17	1
平成26年度	38	17	0
平成27年度	55	13	0
平成28年度	38	6	1
平成29年度	20	6	0
平成30年度	13	5	0
令和元年度	11	1	0
令和2年度	6	3	0
令和3年度	9	4	0
令和4年度	11	2	0

※録音・録画ＤＶＤは、任意性立証以外の目的でも取り調べられているところ、上記の「調書の任意性」欄に記載した数値は、任意性が争われた事件のみを取り上げて、その肯定又は否定件数を計上したものである。

61. 年別死刑確定者数・執行者数、各年末時点における死刑未執行者数、確定から執行までの拘置期間の最長・最短・平均(昭和20年～令和5年)

区分 \ 年次	昭和 20～49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
死刑確定者数	616	3	1	3	4	4	7	3	1	1	3	2	0	7
死刑執行者数	532	17	12	4	3	1	1	1	1	1	1	3	2	2
死刑未執行者数	46	29	18	16	17	20	26	28	28	27	27	26	24	28

区分 \ 年次	昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
死刑確定者数	12	5	6	5	5	7	3	3	3	4	7	4	6	5
死刑執行者数	2	1	0	0	0	7	2	6	6	4	6	5	3	2
死刑未執行者数	38	40	46	51	56	56	57	54	51	51	52	50	53	55

区分 \ 年次	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
死刑確定者数	3	2	14	11	21	23	10	17	9	23	9	8	7	2
死刑執行者数	2	1	2	1	4	9	15	7	2	0	7	8	3	3
死刑未執行者数	57	56	66	77	94	107	100	104	111	128	133	130	128	127

区分 \ 年次	平成 28	29	30	平成31 令和元	令和 2	3	4	5						
死刑確定者数	7	2	2	4	3	4	0	3						
死刑執行者数	3	4	15	3	0	3	1	0						
死刑未執行者数	129	123	110	111	110	108	107	107						

(注) 昭和20年から令和4年までは、矯正統計年報等による。令和5年は、法務省刑事局調べによる。

昭和20年から昭和49年までの欄の死刑未執行者数は、昭和49年末の死刑未執行者数である。

平成26年から令和5年までの死刑執行者のうち、確定から執行までの拘置期間の最長期間は約18年2月、最短期間は約1年9月、平均期間は約9年である。

62. 死刑制度の存廃に関する国際比較

(2020年5月現在)

死 刑 存 置 国 又 は 地 域			全 て の 犯 罪 に つ い て の 死 刑 廃 止 国 又 は 地 域		
アフガニスタン・イスラム共和国 バーレーン王国 バングラデシュ人民共和国 ベラルーシ共和国 ボツワナ共和国 中華人民共和国 北朝鮮 エジプト・アラブ共和国 インド インドネシア共和国	イラン・イスラム共和国 イラク共和国 日本国 ヨルダン クウェート国 リビア マレーシア ナイジェリア連邦共和国 パキスタン・イスラム共和国 サウジアラビア王国	シンガポール共和国 ソマリア連邦共和国 南スーダン共和国 スーダン共和国 シリア・アラブ共和国 タイ王国 アラブ首長国連邦 アメリカ合衆国 ベトナム社会主義共和国 イエメン共和国 (計30か国又は地域)	アルバニア共和国 アンドラ公国 アンゴラ共和国 アルゼンチン共和国 アルメニア共和国 オーストラリア連邦 オーストリア共和国 アゼルバイジャン共和国 ベルギー王国 ベナン共和国 ブータン王国 ボリビア多民族国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア共和国 ブルンジ共和国 カーボベルデ共和国 カンボジア王国 カナダ チャド共和国 コロンビア共和国 コンゴ共和国 クック諸島 コスタリカ共和国 コートジボワール共和国 クロアチア共和国 キプロス共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ジブチ共和国 ドミニカ共和国 エクアドル共和国 エストニア共和国 フィジー共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ガボン共和国 ガンビア共和国 ジョージア	ドイツ連邦共和国 ギリシャ共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ハイチ共和国 ホンジュラス共和国 ハンガリー アイスランド共和国 アイルランド イタリア共和国 キリバス共和国 キルギス共和国 ラトビア共和国 リベリア共和国 リヒテンシュタイン公国 リトアニア共和国 ルクセンブルク大公国 マダガスカル共和国 マルタ共和国 マーシャル諸島共和国 モーリシャス共和国 メキシコ合衆国 ミクロネシア連邦 モナコ公国 モンゴル国 モンテネグロ モザンビーク共和国 ナミビア共和国 ナウル共和国 ネパール連邦民主共和国 オランダ王国 ニュージーランド ニカラグア共和国 ニウエ 北マケドニア共和国 ノルウェー王国 パラオ共和国 パナマ共和国	パラグアイ共和国 フィリピン共和国 ポーランド共和国 ポルトガル共和国 モルドバ共和国 ルーマニア ロシア連邦 ルワンダ共和国 サモア独立国 サンマリノ共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 セネガル共和国 セルビア共和国 セーシェル共和国 スロバキア共和国 スロベニア共和国 ソロモン諸島 南アフリカ共和国 スペイン王国 スリナム共和国 スウェーデン王国 スイス連邦 東ティモール民主共和国 トーゴ共和国 トルコ共和国 トルクメニスタン ツバル ウクライナ 英国(グレートブリテン及び北アイルランド 連合王国) ウルグアイ東方共和国 ウズベキスタン共和国 バヌアツ共和国 ベネズエラ・ボリバル共和国 バチカン市国 パレスチナ (計111か国又は地域)
事 実 上 の 死 刑 廃 止 国 又 は 地 域					
アルジェリア民主人民共和国 アンティグア・バーブーダ バハマ国 バルバドス ベリーズ ブルネイ・ダルサラーム国 カメルーン共和国 中央アフリカ共和国 コモロ連合 キューバ共和国 コンゴ民主共和国 ドミニカ国 赤道ギニア共和国 エリトリア国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 ガーナ共和国	グレナダ ガイアナ共和国 ジャマイカ ケニア共和国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国 レソト王国 マラウイ共和国 モルディブ共和国 マリ共和国 モリタニア・イスラム共和国 モロッコ王国 ミャンマー連邦共和国 ナウル共和国 ニジェール共和国 オマーン国 バプアニューギニア独立国	カタール国 大韓民国 セントクリストファー・ネイビス セントルシア セントビンセント及びグレナディーン諸島 シエラレオネ共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タジキスタン共和国 トンガ王国 トリニダード・トバゴ共和国 チュニジア共和国 ウガンダ共和国 タンザニア連合共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国 (計49か国又は地域)			
通 常 の 犯 罪 の み に つ い て の 死 刑 廃 止 国 又 は 地 域					
ブラジル連邦共和国 ブルキナファソ チリ共和国	エルサルバドル共和国 グアテマラ共和国 イスラエル国	カザフスタン共和国 ペルー共和国 (計8か国又は地域)			

※ 2020年国連事務総長報告による。

63. 証人等の被害についての給付に関する法律による給付の種類別件数、実績及び具体例（昭和40年～令和5年）

1 種類別件数及び実績

年次	種類	療 養 給 付		休 業 給 付		遺 族 給 付		葬 祭 給 付	
		件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)
昭和44年		1	35, 204	1	19, 813				
同 58年		1	5, 050						
平成18年		1	37, 610						
同 29年		1	27, 110						

2 具体例

番号	給付の原因となった事実	被害の程度	給付の種類及び金額
1	S43.11.13 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人からボールペンで顔面を突き刺された。	右眼瞼裂傷外傷性散瞳症等（全治3か月位）	療養給付 35, 204円 休業給付 19, 813円
2	S58.2.8 現住建造物等放火被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から左手甲で顔面を殴打された。	右頬部挫傷（全治6日間）	療養給付 5, 050円
3	H17.7.28 傷害等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から右手拳で顔面を殴打された。	右点状表層角結膜炎、右網膜振盪症（全治8日間）	療養給付 37, 610円
4	H28.11.11 脅迫等被告事件 法廷において、証人である被害者が証言中、被告人から頸部及び口付近を右腕で絞め付けられ、頭髪を左手でつかんで強く引っ張られるなどされた。	頸椎捻挫、背部打撲傷、顔面擦過傷等（全治約17日間）	療養給付 27, 110円

64. 矯正協会における刑務所作業提供事業等の収支（平成26年度～令和5年度）

（単位：千円）

区 分	平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （計画）
（収入）										
製品販売収入	5,399,493	5,163,542	5,216,403	5,011,161	4,995,579	4,635,823	3,504,991	3,483,023	3,051,428	3,732,547
雑 収 入	30,858	30,987	32,286	33,202	32,038	31,655	35,203	32,993	41,733	49,874
計	5,430,351	5,194,529	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	3,093,161	3,782,421
（支出）										
原材料購入費	4,664,839	4,452,187	4,480,516	4,281,240	4,312,788	3,963,082	3,111,739	3,072,779	2,587,757	3,023,865
原材料購入費	3,585,939	3,421,085	3,462,186	3,279,968	3,325,749	3,044,360	2,391,883	2,401,923	2,026,332	2,301,717
国庫納入金	1,078,900	1,031,102	1,018,330	1,001,272	987,039	918,722	719,856	670,856	561,425	722,148
管理運営費	685,007	684,481	704,551	695,106	701,724	705,432	619,825	644,310	717,609	758,457
そ の 他	80,505	57,861	63,622	68,017	13,105	△ 1,036	△ 191,370	△ 201,073	△ 212,205	99
計	5,430,351	5,194,529	5,248,689	5,044,363	5,027,617	4,667,478	3,540,194	3,516,016	3,093,161	3,782,421

（注）金額には、消費税が含まれている。

（注）支出の「その他」については、「当期経常増減額」に相当する金額を示す。

（注）本表は、矯正協会刑務所作業協力事業部から提供された資料を基に作成。

65. 被収容者 1 人 1 日当たりの収容費の使途別内訳・食糧費の単価内訳の推移（平成26年度～令和 5 年度）

（被収容者 1 人 1 日当たりの収容費の使途別内訳の推移）

（単位：円）

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
被収容者食糧費	553	555	544	543	544	546	547	552	544	567
生活管理経費	845	897	918	948	976	1,055	1,172	1,273	1,182	1,251
矯正教育関連経費	76	92	97	106	114	118	129	144	146	191
矯正医療関連経費	250	259	257	249	244	255	271	317	386	328
作業報奨金等	99	103	107	107	110	112	115	119	118	123
合 計	1,823	1,906	1,923	1,953	1,988	2,086	2,234	2,405	2,376	2,460

（被収容者 1 人 1 日当たりの食糧費単価内訳の推移）

（単位：円）

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
刑 事 施 設	被疑・被告	511.69	511.69	505.26	505.26	505.26	505.26	507.58	501.51	515.89
	成人受刑者	542.70	542.70	533.17	533.17	533.17	533.17	536.07	528.50	543.21
	少年受刑者	628.82	628.82	618.01	618.01	618.01	618.01	621.33	612.66	629.74
少 年 院		634.02	634.02	622.61	622.61	622.61	622.61	626.07	617.03	634.43
少 年 鑑 別 所		598.38	598.38	588.97	588.97	588.97	588.97	592.02	584.06	600.73
婦 人 補 導 院		488.22	488.22	479.90	479.90	479.90	-	-	-	-

66. 矯正施設職員の年齢層・男女別（女子は内数）在職状況

令和5年7月1日現在

年 齢	～ 2 9	3 0 ～ 3 9	4 0 ～ 4 9	5 0 ～	計
職員数	(956) 3, 998	(787) 5, 534	(903) 6, 501	(727) 6, 659	(3, 373) 22, 692

* （ ）内は、女性職員数を内数で示す。

67. 矯正施設職員の官職別定員・現在員内訳

令和5年12月末日
【単位：人】

官職等	刑務官・法務教官等 (指定職・公安職俸給表適用職員)	医師等 (医療職俸給表適用職員)	事務官 (行政職俸給表(一)適用職員)	技能労務職員 (行政職俸給表(二)適用職員)	計
定員	22,016	1,007	161	10	23,194
現在員		938	153	10	

68. 矯正施設収容人員（定員と実績）の推移（平成26年～令和5年）、過員となっている施設名及び収容率上位10施設（令和5年末現在、収容率も明記のこと）

（1）矯正施設収容人員の推移

（単位：人）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑 事 施 設	年 末 収 容 定 員	90,146	89,807	89,395	88,670	88,591	87,825	87,679	88,250	85,680	85,029
	一 日 平 均 収 容 人 員	61,768	59,670	57,369	54,876	51,947	49,562	47,332	45,680	43,166	40,853
少 年 院	年 末 収 容 定 員	5,559	5,558	5,558	5,558	5,473	5,361	5,278	5,237	5,141	4,921
	一 日 平 均 収 容 人 員	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283	1,448
少年鑑別所	年 末 収 容 定 員	2,635	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	2,625	2,625
	一 日 平 均 収 容 人 員	683	613	533	464	447	378	343	301	304	365
婦人補導院	年 末 収 容 定 員	20	20	20	20	20	5	5	5	5	5
	一 日 平 均 収 容 人 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）令和5年は、速報値である。

（2）収容過員施設（令和5年末現在速報値）

刑 事 施 設	該当施設なし
少 年 院	該当施設なし
少年鑑別所	該当施設なし

（3）収容率上位10施設（令和5年末現在速報値）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
刑 事 施 設	施 設 名	加古川刑務所	千葉刑務所	長野刑務所	三重刑務所	岡山刑務所	栃木刑務所	福井刑務所	水戸刑務所	甲府刑務所	横浜刑務所
	収 容 率	77.9%	77.0%	74.2%	72.8%	72.8%	68.4%	68.1%	67.6%	67.3%	66.9%
少 年 院	施 設 名	宮川医療少年院	加古川学園	中津少年学院	多摩少年院	茨城農芸学院	和泉学園	東日本少年矯正医療・教育センター	水府学院	新潟少年学院	岡山少年院
	収 容 率	78.8%	64.4%	59.6%	57.5%	57.3%	50.0%	47.6%	45.7%	45.0%	45.0%
少年鑑別所	施 設 名	前橋少年鑑別所	さいたま少年鑑別所	岐阜少年鑑別所	高松少年鑑別所	東京西少年鑑別所	大津少年鑑別所	水戸少年鑑別所	千葉少年鑑別所	神戸少年鑑別所	福井少年鑑別支所
	収 容 率	34.6%	34.3%	31.6%	29.2%	28.8%	28.6%	26.7%	24.4%	24.2%	24.0%

（注）刑事施設のうち、三重刑務所と岡山刑務所は同率であるため、官制順で記載している。

（注）少年院のうち、新潟少年学院と岡山少年院は同率であるため、官制順で記載している。

69. 外国人受刑者数（施設別・国籍別）の推移（平成26年～令和5年）

（1）施設別外国人受刑者数の推移（各年末現在）

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌刑務所	30	23	14	15	14	9	10	9	4	7
札幌刑務支所	1	-	2	1	1	-	1	2	2	-
札幌拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小樽拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
室蘭拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭川刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名寄拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
帯広刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路刑務支所	-	-	-	1	1	2	1	3	3	3
網走刑務所	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
月形刑務所	-	2	2	2	1	1	1	-	1	1
岩見沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
函館少年刑務所	2	4	8	9	5	4	6	5	6	6
札幌矯正管区計	33	30	26	27	22	16	20	17	16	17
青森刑務所	-	-	-	1	2	2	2	2	1	1
弘前拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城刑務所	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2
仙台拘置支所	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-
石巻拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
古川拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田刑務所	-	-	-	-	-	2	1	1	1	2
横手拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大館拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形刑務所	4	5	6	5	5	6	6	8	8	6
米沢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島刑務所	8	8	11	11	7	9	8	9	9	8
福島刑務支所	19	19	22	20	18	23	23	17	20	12
会津若松拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
郡山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
いわき拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白河拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盛岡少年刑務所	1	1	-	1	1	2	5	4	3	2
一関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台矯正管区計	34	34	39	40	33	44	46	41	42	34
水戸刑務所	-	-	1	-	5	1	5	7	8	6
水戸拘置支所	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
土浦拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
下妻拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
栃木刑務所	136	128	140	140	127	121	140	167	170	153
鳥羽刑務所	130	112	97	89	69	51	3	-	-	-
喜望峯社会復帰促進センター	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-
宇都宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
大田原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前橋刑務所	43	37	32	25	24	21	38	38	49	41
足利拘置支所	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
高崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
太田拘置支所	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉刑務所	18	13	12	13	23	17	30	15	13	19
木更津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八日市場拘置支所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
市原刑務所	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
栗田成人矯正施設センター	6	7	6	4	8	7	7	2	10	4
府中刑務所	369	378	343	339	325	303	344	357	367	347
横浜刑務所	125	114	103	115	106	96	98	105	104	124
横浜賀賀刑務支所	-	-	-	-	-	2	1	-	1	4
横浜拘置支所	5	6	1	2	1	-	-	3	5	2
小田原拘置支所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原拘置支所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟刑務所	35	26	20	18	18	17	26	37	39	33
長岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上越拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐渡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲府刑務所	45	32	23	13	15	18	28	36	37	56
長野刑務所	8	8	8	9	6	8	5	7	7	15
上田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
静岡刑務所	94	83	80	74	104	108	84	61	52	41
浜松拘置支所	1	1	1	2	1	1	3	-	1	-
沼津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川越少年刑務所	28	24	28	21	16	15	25	28	32	34
さいたま拘置支所	2	1	4	-	1	-	1	1	-	1
熊谷拘置支所	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
市原青年矯正センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松本少年刑務所	4	2	6	3	3	1	1	2	4	3
飯田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上諏訪拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京拘置支所	24	24	15	11	28	21	14	20	19	19
松戸拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立川拘置支所	3	2	2	1	1	-	2	2	2	2
東京矯正管区計	1,083	999	923	880	883	809	859	890	924	908
高山刑務所	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-
高岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金沢刑務所	9	10	13	6	9	10	10	15	17	24
七尾拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井刑務所	3	-	-	-	2	1	2	2	1	3
岐阜刑務所	-	-	2	1	1	-	2	2	-	6
岐阜拘置支所	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-
高山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御嵩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠松刑務所	1	1	-	1	1	3	3	-	-	1
岡崎区役刑務所	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-
名古屋刑務所	157	154	134	150	157	158	128	153	161	145
豊橋拘置支所	-	-	-	-	1	2	2	3	3	1
岡崎拘置支所	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
三重刑務所	3	2	3	1	3	4	5	7	5	5
四日市拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊勢拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋拘置支所	1	7	5	7	5	1	4	5	7	6
一宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
半田拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
名古屋矯正管区計	177	175	158	167	181	182	160	187	195	192

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
滋賀刑務所	1	-	2	3	4	2	2	4	-	-
彦根拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都刑務所	80	60	56	61	46	42	44	38	42	46
舞鶴拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪刑務所	197	190	183	185	164	155	161	175	184	176
堺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岸和田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丸の内拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田辺拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宮拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪医療刑務所	-	4	1	1	-	-	2	3	1	-
神戸刑務所	86	70	63	64	55	47	54	48	51	65
洲本拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加古川刑務所	4	4	8	10	8	8	7	4	3	3
福寿社会復帰促進センター	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-
和歌山刑務所	59	60	66	69	55	46	41	40	47	51
総務少年刑務所	-	-	1	2	1	1	1	-	1	2
姫路拘置支所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
京都拘置支所	1	-	-	2	-	-	1	1	1	1
奈良拘置支所	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-
葛城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪拘置支所	-	5	4	-	4	4	8	11	11	4
尼崎拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸拘置支所	1	1	-	2	2	-	4	3	-	-
大阪矯正管区計	434	401	386	399	339	305	326	327	341	348
鳥取刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松江刑務所	1	1	1	-	1	2	1	1	1	-
米子拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取あさひ社会復帰促進センター	2	5	3	2	-	2	-	-	-	1
岡山刑務所	2	2	2	3	4	5	2	3	5	3
津山拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島刑務所	33	37	31	25	23	24	22	19	24	29
尾道刑務所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1
呉拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福山拘置支所	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
三次拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口刑務所	-	-	-	-	-	-	2	2	3	1
下関拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇部拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周南拘置支所	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
岩国刑務所	-	-	3	2	1	1	-	-	-	1
呉特社会復帰促進センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
広島拘置支所	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-
広島矯正管区計	40	48	41	34	29	35	27	26	34	38
徳島刑務所	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1
高松刑務所	15	13	11	10	6	5	6	6	7	10
丸亀拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松山刑務所	1	1	1	1	2	3	2	3	-	-
西条刑務支所	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
今治拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大洲拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知刑務所	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
中村拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高松矯正管区計	18	17	15	13	11	9	9	10	9	11
北九州医療刑務所	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-
福岡刑務所	54	38	39	33	27	36	37	31	29	31
大牟田拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯塚拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯塚拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎刑務所	5	1	1	5	4	4	4	2	8	9
長崎拘置支所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
佐世保拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島原拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
熊本刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京町拘置支所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
八代拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天草拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分刑務所	1	1	1	1	2	1	2	2	3	2
中津拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎刑務所	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
都城拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延岡拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄刑務所	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
八重山刑務支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
宮古拘置支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀少年刑務所	-	-	-	-	-	1	2	1	1	2
福岡拘置支所	2	2	1	1	-	4	4	5	1	1
小倉拘置支所	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
福岡矯正管区計	63	43	42	42	37	47	49	42	45	48

全 国 計	1,882	1,747	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606	1,596
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

- (注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。
(注2) 令和5年の人員は、速報値である。
(注3) 奈良少年刑務所は、平成29年3月31日をもって廃庁となり、奈良拘置支所が新設された。
(注4) 八王子医療刑務所は、平成30年2月28日をもって廃庁となり、新設された東日本成人矯正医療センターへ業務引継ぎされている。
(注5) 黒羽刑務所は、令和4年4月1日をもって廃庁となった。
(注6) 滋賀刑務所及び彦根拘置支所は、令和4年4月1日をもって廃庁となり、滋賀拘置支所が新設された。
(注7) 弘前拘置支所、高岡拘置支所及び京町拘置支所は、令和5年4月1日をもって廃庁となり、市原青年矯正センターが新設された。

(2) 国籍別外国人受刑者数の推移 (各年末現在)

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
韓 国 ・ 朝 鮮	79	69	82	88	72	60	69	63	58	54
中 国	598	522	433	435	412	390	419	418	411	371
イ ラ ン	170	151	129	104	94	83	71	63	57	51
イ ン ド	5	5	6	9	8	9	7	8	5	6
インドネシア	18	19	16	19	14	6	6	5	6	8
シンガポール	26	22	16	15	5	4	6	4	6	4
スリランカ	19	26	16	17	10	11	12	17	31	28
タ イ	40	39	56	61	64	61	79	105	117	103
パキスタン	17	10	14	10	11	14	15	14	10	8
バングラデシュ	11	6	4	4	4	2	5	4	6	8
フィリピン	83	85	86	86	74	91	85	73	69	79
ベトナム	95	98	98	101	129	122	109	155	209	306
マレーシア	11	11	11	14	37	43	54	56	66	56
英 国	13	12	10	13	15	13	12	7	9	5
ド イ ツ	9	14	12	11	8	8	9	12	10	6
フ ラ ン ス	12	10	4	2	3	5	4	3	4	4
ロ シ ア	18	17	17	14	14	13	12	10	9	5
アメリカ合衆国	44	42	41	43	39	37	41	42	36	35
メ キ シ コ	51	57	60	52	47	49	61	56	46	45
コロンビア	25	18	13	9	10	12	16	16	12	6
ブラジル	234	208	222	209	191	156	147	150	157	165
ペ ル ー	58	51	43	46	46	55	41	41	50	32
ナイジェリア	48	48	55	55	56	45	40	39	37	31
そ の 他	196	206	185	183	171	158	175	179	185	179
無 国 籍	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1
国 籍 不 詳	1	1	1	2	1	-	-	-	-	-
合 計	1,882	1,747	1,630	1,602	1,535	1,447	1,496	1,540	1,606	1,596

(注1) 本表の外国人とは、永住者、特別永住者等を除く外国人である。

(注2) 令和5年の人員は、速報値である。

70. 矯正施設における事故数（事由別）の推移（平成26年～令和5年）

（単位：件数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑事施設	逃走	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	11	18	11	14	3	7	12	13	13	3
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	同衆傷害	3	7	6	7	8	5	3	2	4	1
	作業上死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事故死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院	その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年鑑別所	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-
	外部侵入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦人補導院	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	逃走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同僚傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）令和5年は、速報値である。

71. 矯正施設の施設別建て替え計画及び進捗状況

(1) 工事施設

施設名	整備開始年度	進捗状況（完成予定時期）	備考
【刑務所・拘置所】			
1 東京拘置所	令和3年度	令和6年度以降	
2 大阪拘置所	平成6年度	令和8年度以降	
【拘置支所等】			
1 沼津拘置支所	平成24年度	令和6年度以降	
2 岡崎拘置支所	令和元年度	令和7年度以降	

(2) 要整備施設

[illegible]

72. 全国矯正施設の医師配置状況(施設ごとの配置定員・現在員・欠員数)(R5.2.1時点)

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
札幌刑務所	6	6	0	0
札幌刑務所支所	2	1	1	1
札幌拘置支所	1	1	0	0
小樽拘置支所	0	0	0	0
室蘭拘置支所	0	0	0	0
旭川刑務所	1	1	0	0
名寄拘置支所	0	0	0	0
網走刑務所	1	1	0	2
網走刑務所支所	1	1	0	2
網走刑務所	1	1	0	5
月形刑務所	1	1	0	1
函館少年刑務所	1	1	0	0
青森刑務所	1	1	0	1
八戸拘置支所	0	0	0	1
宮城刑務所	7	7	0	0
仙台拘置支所	1	1	0	0
石巻拘置支所	0	0	0	0
古川拘置支所	0	0	0	0
秋田刑務所	1	1	0	2
横手拘置支所	0	0	0	0
大館拘置支所	0	0	0	0
山形刑務所	1	1	0	2
米沢拘置支所	0	0	0	0
酒田拘置支所	0	0	0	0
福島刑務所	1	0	1	0
福島刑務所支所	2	2	0	5
会津若松拘置支所	0	0	0	0
会津若松拘置支所	0	0	0	1
いわき拘置支所	0	0	0	0
白河拘置支所	0	0	0	0
盛岡少年刑務所	1	1	0	1
一関拘置支所	0	0	0	0
水戸刑務所	1	1	0	2
水戸拘置支所	0	0	0	1
土浦拘置支所	0	0	0	1
下妻拘置支所	0	0	0	1
栃木刑務所	2	2	0	3
栃木刑務所支所	2	2	0	10
宇都宮拘置支所	1	1	0	0
大田原拘置支所	0	0	0	0
前橋刑務所	1	1	0	1
足利拘置支所	0	0	0	0
高崎拘置支所	0	0	0	0
太田拘置支所	0	0	0	0
宇都宮矯正施設センター	4	3	1	7
宇都宮拘置支所	0	0	0	0
大田原拘置支所	0	0	0	0
市原刑務所	1	1	0	0
千葉刑務所	0	0	0	0
千葉拘置支所	0	0	0	0
八日市場拘置支所	0	0	0	0
市原刑務所	1	1	0	0
東京矯正施設センター	23	20	3	16
府中刑務所	11	11	0	19
横浜刑務所	5	4	1	5
横浜刑務所支所	1	1	0	0
横浜拘置支所	1	1	0	0
小田原拘置支所	0	0	0	0
相模原拘置支所	0	0	0	0
新潟刑務所	1	1	0	2
長岡拘置支所	0	0	0	0
上越拘置支所	0	0	0	0
佐渡拘置支所	0	0	0	0
甲府刑務所	1	1	0	1
長野刑務所	0	0	0	0
上田拘置支所	0	0	0	0
静岡刑務所	3	2	1	2
浜松拘置支所	0	0	0	1
沼津拘置支所	0	0	0	0
川越少年刑務所	3	2	1	2
さいたま拘置支所	1	1	0	3
熊谷拘置支所	0	0	0	0
市原青年矯正センター	1	1	0	1
松本少年刑務所	1	1	0	2
飯田拘置支所	0	0	0	0
上諏訪拘置支所	0	0	0	0
東京拘置支所	10	8	1	3
松戸拘置支所	2	2	0	0
五井拘置支所	2	2	0	0
葛山拘置支所	1	1	0	1
飯沼拘置支所	2	2	0	2
七尾拘置支所	0	0	0	0
福井刑務所	1	1	0	0

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
岐阜刑務所	2	1	1	7
岐阜拘置支所	0	0	0	1
高山拘置支所	0	0	0	0
岐阜拘置支所	0	0	0	0
笠松刑務所	2	1	1	2
岡崎医療刑務所	5	5	0	6
名古屋刑務所	9	9	0	4
豊橋刑務所	1	1	0	4
岡崎拘置支所	0	0	0	2
三河刑務所	1	1	0	3
西海市拘置支所	0	0	0	1
伊勢拘置支所	0	0	0	0
名古屋拘置支所	3	3	0	4
一宮拘置支所	0	0	0	0
半田拘置支所	0	0	0	0
高松刑務所	4	4	0	0
高松拘置支所	0	0	0	0
高松拘置支所	0	0	0	0
大坂拘置支所	0	0	0	0
大阪刑務所	7	7	0	5
堺拘置支所	0	0	0	0
堺和南拘置支所	0	0	0	0
あいの内拘置支所	0	0	0	0
田辺拘置支所	0	0	0	0
新宮拘置支所	0	0	0	0
大阪医療刑務所	19	14	5	10
神戸刑務所	3	2	1	1
神木拘置支所	0	0	0	0
豊田拘置支所	0	0	0	0
加古川刑務所	2	2	0	5
播磨医療刑務所センター	2	2	0	0
和歌山刑務所	2	1	1	5
和歌山少年刑務所	1	1	0	2
姫路拘置支所	1	1	0	0
京都拘置支所	2	2	0	1
奈良拘置支所	0	0	0	2
葛城拘置支所	0	0	0	1
大阪拘置支所	10	10	0	3
尼崎拘置支所	0	0	0	1
神戸拘置支所	1	0	1	4
鳥取拘置支所	1	1	0	0
松江刑務所	1	1	0	0
米子拘置支所	0	0	0	1
鳥取矯正施設センター	1	1	0	1
岡山刑務所	0	0	0	0
津山拘置支所	0	0	0	0
広島刑務所	8	3	3	7
尾道拘置支所	1	1	0	2
呉拘置支所	0	0	0	1
福山拘置支所	0	0	0	1
三次拘置支所	0	0	0	0
山口刑務所	1	1	0	0
下関拘置支所	0	0	0	1
宇部拘置支所	0	0	0	0
周南拘置支所	0	0	0	0
岩国刑務所	1	1	0	4
熊野川医療刑務所センター	0	0	0	0
広島拘置支所	1	1	0	1
徳島刑務所	2	2	0	3
高松拘置支所	7	7	0	0
丸亀拘置支所	0	0	0	1
松山刑務所	2	2	0	0
西条拘置支所	1	1	0	4
今治拘置支所	0	0	0	0
宇和島拘置支所	0	0	0	0
大洲拘置支所	0	0	0	0
高知刑務所	1	1	0	0
中村拘置支所	0	0	0	0
北九州医療刑務所	6	6	0	17
福岡刑務所	7	6	1	5
大牟田拘置支所	0	0	0	0
久留米拘置支所	0	0	0	1
藤沢拘置支所	0	0	0	1
藤原拘置支所	0	0	0	0
藤原拘置支所	1	1	0	5
長崎拘置支所	2	1	1	4
長崎拘置支所	0	0	0	0
佐世保拘置支所	0	0	0	2
島原拘置支所	0	0	0	0
五島拘置支所	0	0	0	1

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
熊本刑務所	3	2	1	0
八代拘置支所	0	0	0	0
天草拘置支所	0	0	0	0
大分刑務所	3	1	2	1
中津拘置支所	0	0	0	0
宮崎刑務所	1	1	0	0
都城拘置支所	0	0	0	0
延岡拘置支所	0	0	0	0
鹿児島刑務所	2	2	0	0
鹿児島拘置支所	0	0	0	0
大島拘置支所	0	0	0	0
沖縄刑務所	1	1	0	0
八重山刑務所	0	0	0	0
龍郷拘置支所	1	1	0	1
宮古拘置支所	0	0	0	0
佐賀少年刑務所	1	1	0	0
福岡拘置支所	3	2	1	1
小倉拘置支所	1	1	0	0

246 216 30 262

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
北海道少年院	1	1	0	1
常呂女子学院	0	0	0	0
釧路少年院	1	1	0	1
旭川少年院	1	1	0	0
青森女子学園	0	0	0	0
茨城女子学院	1	1	0	1
水府学院	1	1	0	0
青森少年院	1	1	0	0
青森少年院	1	1	0	0
八戸少年院	1	1	0	1
青森少年院	1	1	0	2
八戸少年院	1	1	0	1
青森少年院	1	1	0	0
青森女子学院	12	7	5	7
愛光女子学院	1	1	0	0
久里浜少年院	1	1	0	0
新潟少年院	1	0	1	2
有明高専	1	1	0	0
駿府学院	1	1	0	0
湘南学院	1	1	0	0
湘南少年院	1	1	0	0
愛知少年院	1	1	0	1
愛知少年院	1	1	0	0
愛知少年院	1	1	0	0
京浜東北少年院	3	1	2	4
京浜東北少年院	10	10	0	7
文野女子学院	1	1	0	0
和泉学院	1	1	0	0
泉南学院	0	0	0	0
加古川学院	2	1	1	3
播磨学院	0	0	0	0
奈良少年院	1	1	0	1
岡山少年院	1	1	0	0
広島少年院	1	1	0	0
青島女子学院	0	0	0	1
丸亀女子学院	1	1	0	0
四国少年院	1	1	0	0
松山学院	1	1	0	0
高松少年院	1	1	0	0
福岡少年院	1	1	0	1
人吉高専	2	2	0	0
大分少年院	1	1	0	0
沖縄少年院	1	1	0	0
沖縄女子学院	0	0	0	0

62 52 10 36

施設名	配置定員	現在員	欠員	非常勤
札幌少年院	1	1	0	0
函館少年院	0	0	0	0
釧路少年院	0	0	0	0
旭川少年院	0	0	0	0
青森少年院	0	0	0	0
仙台少年院	1	1	0	0
山形少年院	0	0	0	0
秋田少年院	0	0	0	0
福島少年院	0	0	0	0
宇都宮少年院	0	0	0	0
前橋少年院	0	0	0	0
さいたま少年院	1	1	0	0
千葉少年院	1	1	0	0
東京少年院	2	2	0	0
東京少年院	1	1	0	0
横浜少年院	1	1	0	0
新潟少年院	0	0	0	0
富山少年院	2	2	0	0
福井少年院	0	0	0	0
津少年院	0	0	0	0
大津少年院	0	0	0	0
京都少年院	2	2	0	0
大阪少年院	2	2	0	0
神戸少年院	2	2	0	0
奈良少年院	0	0	0	0
和歌山少年院	0	0	0	0
松山少年院	0	0	0	0
高松少年院	0	0	0	0
福岡少年院	1	1	0	0
小倉少年院	1	1	0	0
佐賀少年院	0	0	0	0
長崎少年院	0	0	0	0
熊本少年院	1	1	0	0
大分少年院	0	0	0	0
宮崎少年院	0	0	0	0
鹿児島少年院	1	1	0	0
那覇少年院	0	0	0	0

20 20 0 0

73. 全国矯正施設の医療費の推移（平成26年度～令和5年度）

（単位：千円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
矯正施設医療関係経費	6,006,457	5,995,667	5,724,426	5,368,744	5,059,065	5,009,581	5,020,679	5,610,259	6,669,552	5,460,656

74. 処遇指標別の刑事施設一覧(令和5年12月末現在)

管区別	施設名	属性／犯罪傾向の進度
札幌管区	札幌 矯正 支	M、P、F、LB、B
	旭川 矯正 支	LB、B
	帯広 矯正 支	B
	釧路 矯正 支	A、B
	網走 矯正 支	B
	月形 矯正 支	B
	函館 矯正 支	I、JA、YJA、YA、A、B
仙台管区	青森 矯正 支	B
	宮城 矯正 支	M、P、LB、B
	秋田 矯正 支	B
	山形 矯正 支	I、LA、A、B
	福島 矯正 支	F、B
東京管区	福島 矯正 支	W
	盛岡 矯正 支	JB、YJB、YB、B
	水戸 矯正 支	B
	栃木 矯正 支	W、WF、WJ、WLYj、WYj
	群馬 矯正 支	W、I、A、B
	前橋 矯正 支	F、B
	千葉 矯正 支	LA、A
	市原 矯正 支	I、JA、YJA、YA、A
	東成医療センター	M、MW、P、PW、W、A
	府中 矯正 支	M、P、F、FJ、FYj、LB、B
	横浜 矯正 支	F、LB、B
	横浜 矯正 支	F、FJ、FYj、A
	新潟 矯正 支	F、B
	甲府 矯正 支	F、I、B
	長野 矯正 支	I、LA、A、B
	静岡 矯正 支	F、A、B
	川越 矯正 支	I、U、FJ、FYj、JA、LYJA、YJA、YA、A、B
	市原青年矯正センター	U
	松本 矯正 支	JB、YJB、YB
	東京 矯正 支	W、A
	立川 矯正 支	P、W、B
名古屋管区	富山 矯正 支	B
	金沢 矯正 支	F、B
	福井 矯正 支	A、B
	岐阜 矯正 支	LB、B
	笠松 矯正 支	W
	岡崎 矯正 支	M、A
	名古屋 矯正 支	M、P、F、LB、B
	豊橋 矯正 支	W、A
	三重 矯正 支	I、A、B
	名古屋 矯正 支	W、A
	名古屋 矯正 支	W、A
	名古屋 矯正 支	W、A

管区別	施設名	属性／犯罪傾向の進度
大阪管区	京都 矯正 支	F、LB、B
	大阪 矯正 支	M、P、F、FJ、FYj、LB、B
	大阪 矯正 支	M、MW、P、PW、W、A
	神戸 矯正 支	F、LB、B
	加古川 矯正 支	W、I、JA、YJA、YA、A
	播磨 矯正 支	A、B
	和歌山 矯正 支	W、WF、WJ、WLYj、WYj
	姫路 矯正 支	FJ、FYj、JB、YJB、YB、B
	京都 矯正 支	W、A
	大阪 矯正 支	W、A
	神戸 矯正 支	W、A
広島管区	広島 矯正 支	B
	松江 矯正 支	B
	島根 あさひ 矯正 支	YA、A
	岡山 矯正 支	LA、A
	広島 矯正 支	F、P、LB、B
	尾道 矯正 支	I、A、B
	山口 矯正 支	A、B
	岩国 矯正 支	W
	美祿 矯正 支	W、WU、WJA、WLYJA、WYJA、YA、A
	広島 矯正 支	W、A
高松管区	徳島 矯正 支	LB、B
	高松 矯正 支	P、F、LB、B
	松山 矯正 支	I、YA、A、B
	西条 矯正 支	W、A
	高知 矯正 支	B
福岡管区	北九州 矯正 支	M、MW、W、A
	福岡 矯正 支	M、P、F、LB、B
	福岡 矯正 支	W
	長崎 矯正 支	F、LB、B
	熊本 矯正 支	LB、B
	大分 矯正 支	I、LA、A、B
	宮崎 矯正 支	B
	鹿児島 矯正 支	B
	沖縄 矯正 支	I、M、P、YA、YB、A、B
	佐賀 矯正 支	JA、YJA、YA、A、B
	福岡 矯正 支	W、A

(参考)

属性及び犯罪傾向の進度並びに符号

符号	属性
D	拘留受刑者
M	精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
P	身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
W	女子
F	日本人と異なる処遇を必要とする者
I	保護受刑者
U	おおむね20歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの
J	少年院への収容を必要としない少年
L	執行すべき刑期が10年以上である者
Y	少年刑務所で矯正施設となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの
A	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yに該当しない者
B	犯罪傾向が進んでいない者
B	犯罪傾向が進んでいる者

75. 刑事施設における各特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導）の実施庁一覧（令和5年度）

薬物依存離脱指導

73庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	26	市原青年矯正センター	51	松江刑務所
2	旭川刑務所	27	松本少年刑務所	52	島根あさひ社会復帰促進センター
3	帯広刑務所	28	東京拘置所	53	岡山刑務所
4	網走刑務所	29	立川拘置所	54	広島刑務所
5	月形刑務所	30	富山刑務所	55	山口刑務所
6	函館少年刑務所	31	金沢刑務所	56	岩国刑務所
7	青森刑務所	32	福井刑務所	57	美祢社会復帰促進センター
8	宮城刑務所	33	岐阜刑務所	58	広島拘置所
9	秋田刑務所	34	笠松刑務所	59	徳島刑務所
10	山形刑務所	35	岡崎医療刑務所	60	高松刑務所
11	福島刑務所	36	名古屋刑務所	61	松山刑務所
12	盛岡少年刑務所	37	三重刑務所	62	高知刑務所
13	水戸刑務所	38	名古屋拘置所	63	北九州医療刑務所
14	栃木刑務所	39	京都刑務所	64	福岡刑務所
15	喜連川社会復帰促進センター	40	大阪刑務所	65	麓刑務所
16	前橋刑務所	41	大阪医療刑務所	66	長崎刑務所
17	千葉刑務所	42	神戸刑務所	67	熊本刑務所
18	東日本成人矯正医療センター	43	加古川刑務所	68	大分刑務所
19	府中刑務所	44	播磨社会復帰促進センター	69	宮崎刑務所
20	横浜刑務所	45	和歌山刑務所	70	鹿児島刑務所
21	新潟刑務所	46	姫路少年刑務所	71	沖縄刑務所
22	甲府刑務所	47	京都拘置所	72	佐賀少年刑務所
23	長野刑務所	48	大阪拘置所	73	福岡拘置所
24	静岡刑務所	49	神戸拘置所		
25	川越少年刑務所	50	鳥取刑務所		

暴力団離脱指導

35庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	13	横浜刑務所	25	松江刑務所
2	旭川刑務所	14	新潟刑務所	26	広島刑務所
3	帯広刑務所	15	甲府刑務所	27	徳島刑務所
4	網走刑務所	16	立川拘置所	28	高松刑務所
5	月形刑務所	17	富山刑務所	29	高知刑務所
6	青森刑務所	18	金沢刑務所	30	福岡刑務所
7	宮城刑務所	19	岐阜刑務所	31	長崎刑務所
8	秋田刑務所	20	名古屋刑務所	32	熊本刑務所
9	福島刑務所	21	京都刑務所	33	宮崎刑務所
10	水戸刑務所	22	大阪刑務所	34	鹿児島刑務所
11	前橋刑務所	23	神戸刑務所	35	沖縄刑務所
12	府中刑務所	24	鳥取刑務所		

性犯罪再犯防止指導

20庁

	実施庁		実施庁		実施庁
1	札幌刑務所	8	長野刑務所	15	広島刑務所
2	函館少年刑務所	9	川越少年刑務所	16	山口刑務所
3	山形刑務所	10	松本少年刑務所	17	高松刑務所
4	盛岡少年刑務所	11	名古屋刑務所	18	松山刑務所
5	千葉刑務所	12	三重刑務所	19	福岡刑務所
6	府中刑務所	13	大阪刑務所	20	佐賀少年刑務所
7	横浜刑務所	14	加古川刑務所		

被害者の視点を取り入れた教育

74庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	26	川越少年刑務所	51	鳥取刑務所
2	旭川刑務所	27	市原青年矯正センター	52	松江刑務所
3	帯広刑務所	28	松本少年刑務所	53	島根あさひ社会復帰促進センター
4	網走刑務所	29	東京拘置所	54	岡山刑務所
5	月形刑務所	30	立川拘置所	55	広島刑務所
6	函館少年刑務所	31	富山刑務所	56	山口刑務所
7	青森刑務所	32	金沢刑務所	57	岩国刑務所
8	宮城刑務所	33	福井刑務所	58	美祢社会復帰促進センター
9	秋田刑務所	34	岐阜刑務所	59	広島拘置所
10	山形刑務所	35	笠松刑務所	60	徳島刑務所
11	福島刑務所	36	岡崎医療刑務所	61	高松刑務所
12	盛岡少年刑務所	37	名古屋刑務所	62	松山刑務所
13	水戸刑務所	38	三重刑務所	63	高知刑務所
14	栃木刑務所	39	名古屋拘置所	64	北九州医療刑務所
15	喜連川社会復帰促進センター	40	京都刑務所	65	福岡刑務所
16	前橋刑務所	41	大阪刑務所	66	麓刑務所
17	千葉刑務所	42	大阪医療刑務所	67	長崎刑務所
18	市原刑務所	43	神戸刑務所	68	熊本刑務所
19	東日本成人矯正医療センター	44	加古川刑務所	69	大分刑務所
20	府中刑務所	45	播磨社会復帰促進センター	70	宮崎刑務所
21	横浜刑務所	46	和歌山刑務所	71	鹿児島刑務所
22	新潟刑務所	47	姫路少年刑務所	72	沖縄刑務所
23	甲府刑務所	48	京都拘置所	73	佐賀少年刑務所
24	長野刑務所	49	大阪拘置所	74	福岡拘置所
25	静岡刑務所	50	神戸拘置所		

交通安全指導

54庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務支所	19	川越少年刑務所	37	神戸拘置所
2	旭川刑務所	20	市原青年矯正センター	38	鳥取刑務所
3	網走刑務所	21	松本少年刑務所	39	島根あさひ社会復帰促進センター
4	月形刑務所	22	東京拘置所	40	岡山刑務所
5	函館少年刑務所	23	立川拘置所	41	尾道刑務支所
6	宮城刑務所	24	富山刑務所	42	岩国刑務所
7	秋田刑務所	25	岐阜刑務所	43	美祢社会復帰促進センター
8	山形刑務所	26	笠松刑務所	44	広島拘置所
9	福島刑務所	27	名古屋刑務所	45	徳島刑務所
10	盛岡少年刑務所	28	三重刑務所	46	松山刑務所
11	栃木刑務所	29	名古屋拘置所	47	高知刑務所
12	喜連川社会復帰促進センター	30	京都刑務所	48	麓刑務所
13	千葉刑務所	31	加古川刑務所	49	熊本刑務所
14	市原刑務所	32	播磨社会復帰促進センター	50	大分刑務所
15	横浜刑務所	33	和歌山刑務所	51	鹿児島刑務所
16	甲府刑務所	34	姫路少年刑務所	52	沖縄刑務所
17	長野刑務所	35	京都拘置所	53	佐賀少年刑務所
18	静岡刑務所	36	大阪拘置所	54	福岡拘置所

就労準備指導

63庁

実施庁		実施庁		実施庁	
1	札幌刑務所	22	甲府刑務所	43	京都拘置所
2	旭川刑務所	23	長野刑務所	44	鳥取刑務所
3	帯広刑務所	24	静岡刑務所	45	松江刑務所
4	網走刑務所	25	川越少年刑務所	46	島根あさひ社会復帰促進センター
5	月形刑務所	26	松本少年刑務所	47	岡山刑務所
6	函館少年刑務所	27	東京拘置所	48	広島刑務所
7	青森刑務所	28	富山刑務所	49	山口刑務所
8	宮城刑務所	29	金沢刑務所	50	岩国刑務所
9	秋田刑務所	30	福井刑務所	51	徳島刑務所
10	山形刑務所	31	岐阜刑務所	52	高松刑務所
11	福島刑務所	32	笠松刑務所	53	松山刑務所
12	盛岡少年刑務所	33	名古屋刑務所	54	高知刑務所
13	水戸刑務所	34	三重刑務所	55	福岡刑務所
14	栃木刑務所	35	名古屋拘置所	56	麓刑務所
15	喜連川社会復帰促進センター	36	京都刑務所	57	長崎刑務所
16	前橋刑務所	37	大阪刑務所	58	熊本刑務所
17	千葉刑務所	38	神戸刑務所	59	大分刑務所
18	市原刑務所	39	加古川刑務所	60	宮崎刑務所
19	府中刑務所	40	播磨社会復帰促進センター	61	鹿児島刑務所
20	横浜刑務所	41	和歌山刑務所	62	沖縄刑務所
21	新潟刑務所	42	姫路少年刑務所	63	佐賀少年刑務所

(令和4年度)

1 委員数は、令和5年3月31日現在
2 視察回数は、刑務支所及び拘置支所を含む。また、同一日に支所を含め複数の施設を視察した場合は1件として計上。
3 意見数は、「各刑務施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表（令和4年度）」（法務省ホームページ公表）に基づく。

77. 保護司の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成27年～令和6年） ※ただし、令和6年の数字はいずれも速報値。

(1) 定員及び現在員の推移調（1月1日現在）

区分	定員	現員
平成27年	52,500	47,872
平成28年	52,500	47,939
平成29年	52,500	47,909
平成30年	52,500	47,641
平成31年	52,500	47,245
令和2年	52,500	46,763
令和3年	52,500	46,358
令和4年	52,500	46,705
令和5年	52,500	46,956
令和6年	52,500	46,584

(2) 保護司男女別平均年齢調（1月1日現在）

区分	保護司総数			平均年齢		
	男	女	計	男	女	計
平成27年	35,432	12,440	47,872	64.6	65.0	64.7
平成28年	35,439	12,500	47,939	64.8	65.2	64.9
平成29年	35,400	12,509	47,909	64.8	65.3	65.0
平成30年	35,160	12,481	47,641	65.0	65.6	65.1
平成31年	34,816	12,429	47,245	64.9	65.6	65.1
令和2年	34,374	12,389	46,763	64.9	65.7	65.1
令和3年	34,026	12,332	46,358	64.8	65.6	65.0
令和4年	34,222	12,483	46,705	65.2	65.8	65.4
令和5年	34,382	12,574	46,956	65.4	66.1	65.6
令和6年	34,156	12,428	46,584	65.4	66.2	65.6

(3) 保護司年齢構成調（1月1日現在）

区分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～76歳	77歳以上	計
平成27年	9	270	1,855	7,496	24,617	13,355	270	47,872
平成28年	9	289	1,901	7,324	24,791	13,357	268	47,939
平成29年	13	299	2,077	7,175	24,574	13,522	249	47,909
平成30年	10	301	2,163	6,985	23,132	14,695	355	47,641
平成31年	10	316	2,307	6,917	22,031	15,307	357	47,245
令和2年	11	321	2,419	6,802	20,863	15,970	377	46,763
令和3年	12	350	2,502	6,890	20,205	16,030	369	46,358
令和4年	4	333	2,619	6,860	19,643	16,437	809	46,705
令和5年	11	350	2,597	6,955	18,944	16,820	1,279	46,956
令和6年	13	358	2,663	7,078	18,344	16,587	1,541	46,584

(4) 保護司職業調（1月1日現在）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
農業漁業	3,645	3,558	3,466	3,363	3,237	3,162	3,081	3,152	3,102	2,982
製造加工業	1,102	1,085	1,039	1,002	959	907	867	781	743	712
商業	2,843	2,742	2,626	2,475	2,345	2,192	2,062	1,805	1,709	1,617
サービス業	1,579	1,596	1,624	1,638	1,657	1,634	1,631	1,639	1,657	1,632
土木建設業	925	935	963	978	983	960	975	911	946	973
会社員	3,844	3,855	3,845	3,857	3,825	3,760	3,743	3,623	3,634	3,689
公務員	2,356	2,389	2,445	2,485	2,510	2,477	2,561	2,097	2,237	2,359
教員	861	866	904	926	960	956	980	852	860	912
会社・団体役員	4,638	4,695	4,713	4,721	4,723	4,720	4,783	4,995	5,002	5,040
医師	107	104	105	103	106	98	97	91	88	93
宗教家	5,337	5,387	5,399	5,429	5,471	5,494	5,468	5,573	5,627	5,658
弁護士	55	62	71	72	77	78	81	77	79	78
貸家・アパート経営業	612	619	613	595	564	539	534	541	548	520
社会福祉事業従事者	1,272	1,351	1,455	1,518	1,597	1,630	1,716	1,785	1,871	1,929
無職（主婦を含む）	12,997	12,941	12,806	12,565	12,199	11,933	11,487	12,385	12,188	11,767
その他	5,699	5,754	5,835	5,914	6,032	6,223	6,292	6,398	6,665	6,623
計	47,872	47,939	47,909	47,641	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956	46,584

78. 保護司実費弁償金の推移（総額及び1人当たりの支給額単価）（平成27年度～令和6年度）

（単位：千円）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （案）
総 額	4,904,748	4,828,972	4,790,849	4,812,051	4,852,984	4,717,878	4,618,426	4,412,509	4,374,925	4,287,857
1人当たりの 金 額	104	101	100	101	102	100	100	97	96	91
※保護司 予算積算人員	47,362	47,668	47,794	47,724	47,349	47,113	46,307	45,699	45,776	46,956

79. 保護観察官の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別）（平成27年度～令和6年度）

(1) 定員及び現在員（各年1月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(案)
定員	1,362	1,375	1,396	1,410	1,406	1,410	1,402	1,392	1,392	1,389
現在員	1,356	1,367	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	1,382	-

(2) 男女別（各年1月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	983	968	973	976	968	960	965	942	914
女性	373	399	416	425	430	436	431	444	468
計	1,356	1,367	1,389	1,401	1,398	1,396	1,396	1,386	1,382

(3) 年齢別（各年1月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20歳～29歳	14.9%	14.8%	15.0%	15.4%	15.2%	15.6%	15.0%	15.8%	17.0%
30歳～39歳	25.5%	26.8%	25.2%	24.4%	23.7%	22.4%	21.8%	21.2%	20.6%
40歳～49歳	29.6%	28.4%	28.3%	28.1%	29.1%	28.9%	29.0%	29.3%	28.5%
50歳～	30.0%	30.0%	31.5%	32.1%	32.0%	33.1%	34.2%	33.7%	33.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

80. 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数、整備状況及び今後の整備計画

(1) 全国更生保護施設一覧及び各施設定員数（令和6年1月1日現在）

施設数 102 定員数 2,403人

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
1	更生保護法人 大谷染香苑	大谷染香苑	47	札幌市
2	更生保護法人 札幌大化院	札幌大化院希望寮	30	札幌市
3	更生保護法人 函館創生会	巴寮	20	函館市
4	更生保護法人 旭川保護会	旭川清和荘	20	旭川市
5	更生保護法人 釧路慈徳会	釧路慈徳会	20	釧路市
6	更生保護法人 十勝自営会	十勝自営会	17	帯広市
7	更生保護法人 網走慈恵院	錦水寮	17	網走市
8	更生保護法人 北見更生保護会	清泉寮	20	北見市
9	更生保護法人 あすなろ	プラザあすなろ	15	青森市
10	更生保護法人 岩手保護院	岩手保護院	12	盛岡市
11	更生保護法人 宮城東華会	宮城東華会	35	仙台市
12	更生保護法人 秋田至仁会	秋田至仁会	20	秋田市
13	更生保護法人 羽陽和光会	羽陽和光会	20	山形市
14	更生保護法人 至道会	至道会	24	福島市
15	更生保護法人 有光苑	有光苑	20	ひたちなか市
16	更生保護法人 尚徳有隣会	尚徳会館	30	宇都宮市
17	更生保護法人 栃木明德会	栃木明德会	20	栃木市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
18	更生保護法人 群馬県仏教保護会	群馬県仏教保護会	40	前橋市
19	更生保護法人 清心寮	清心寮	20	さいたま市
20	更生保護法人 千葉県帰性会	千葉県帰性会	20	千葉市
21	更生保護法人 更新会	更新会	20	新宿区
22	更生保護法人 興楽会	興楽会	22	板橋区
23	更生保護法人 斉修会	斉修会	21	新宿区
24	更生保護法人 慈済会	慈済会	20	荒川区
25	更生保護法人 新興会	新興会	27	豊島区
26	更生保護法人 真哉会	真哉会	20	足立区
27	更生保護法人 静修会	足立寮	45	足立区
28	更生保護法人 静修会	荒川寮	20	荒川区
29	更生保護法人 清和会	清和会	36	足立区
30	更生保護法人 善隣厚生会	善隣厚生会	20	渋谷区
31	更生保護法人 東京実華道場	ステップ押上	38	墨田区
32	更生保護法人 東京都更生保護協会	敬和園	20	中野区
33	更生保護法人 日新協会	日新協会	27	荒川区
34	更生保護法人 両全会	両全会	20	渋谷区

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
35	更生保護法人 鶴舞会	鶴舞会	20	町田市
36	更生保護法人 自愛会	自愛会	15	八王子市
37	更生保護法人 くにとち安立	くにとち安立	35	国立市
38	更生保護法人 紫翠苑	紫翠苑	20	八王子市
39	更生保護法人 まこと寮	まこと寮	34	横浜市
40	更生保護法人 横浜力行舎	横浜力行舎	19	横浜市
41	更生保護法人 川崎自立会	川崎自立会	40	川崎市
42	更生保護法人 報徳更生寮	報徳更生寮	33	小田原市
43	更生保護法人 新潟県保護会	新潟川岸寮	34	新潟市
44	更生保護法人 山梨以徳会	山梨以徳会	20	甲府市
45	更生保護法人 長野司法厚生協会	裾花寮	20	長野市
46	更生保護法人 松本保護会	みすず寮	17	松本市
47	更生保護法人 静岡県勧善会	静岡県勧善会	20	静岡市
48	更生保護法人 少年の家	少年の家	21	静岡市
49	更生保護法人 富山養得園	富山養得園	20	富山市
50	更生保護法人 徳風苑	親和寮	20	金沢市
51	更生保護法人 福井福田会	福井福田会	20	福井市
52	更生保護法人 岐阜県共助会	光風荘	20	岐阜市
53	更生保護法人 洗心之家	洗心之家	14	岐阜市
54	更生保護法人 愛知自啓会	愛知自啓会	24	名古屋市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
55	更生保護法人 中協園	中協園	19	名古屋市
56	更生保護法人 立正園	立正園	20	名古屋市
57	更生保護法人 岡崎自啓会	岡崎自啓会	34	岡崎市
58	更生保護法人 徳永会大徳塾	徳永会大徳塾	12	豊田市
59	更生保護法人 東三更生保護会	東三更生保護会	30	豊橋市
60	更生保護法人 三重県保護会	三重県保護会	20	津市
61	更生保護法人 滋賀好善会	光風寮	20	大津市
62	更生保護法人 京都保護育成会	京都保護育成会	20	京都市
63	更生保護法人 西本願寺白光荘	西本願寺白光荘	20	京都市
64	更生保護法人 盟親	盟親	40	京都市
65	更生保護法人 和衷会	和衷会	110	大阪市
66	更生保護法人 愛正会	愛正会	20	大阪市
67	更生保護法人 宝珠園	宝珠園	17	堺市
68	更生保護法人 泉州寮	泉州寮	20	泉佐野市
69	更生保護法人 神戸学而園	湊川寮	20	神戸市
70	更生保護法人 播磨保正会	播磨保正会	30	姫路市
71	更生保護法人 姫路薬師寮	姫路薬師寮	32	姫路市
72	更生保護法人 至徳会	至徳会	19	奈良市
73	更生保護法人 端正会	端正会	20	和歌山市
74	更生保護法人 鳥取県更生保護給産会	鳥取県更生保護給産会	20	鳥取市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
75	更生保護法人 しらふじ	しらふじ	20	松江市
76	更生保護法人 備作恵済会古松園	備作恵済会古松園	20	岡山市
77	更生保護法人 美作自修会	美作自修会	17	津山市
78	更生保護法人 ウィズ広島	ウィズ広島	45	広島市
79	更生保護法人 呉清明園	呉清明園	20	呉市
80	更生保護法人 山口更生保護会	山口更生保護会	20	山口市
81	更生保護法人 たちばな会	たちばな荘	14	下関市
82	更生保護法人 徳島自立会	徳島自立会	18	徳島市
83	更生保護法人 讃岐修斉会	讃岐修斉会	20	丸亀市
84	更生保護法人 愛媛県更生保護会	愛媛県更生保護会	20	松山市
85	更生保護法人 高坂寮	高坂寮	18	高知市
86	更生保護法人 福岡梅香会	梅香寮	20	福岡市
87	更生保護法人 福岡弥生寮	福岡弥生寮	20	福岡市
88	更生保護法人 福正会	福正会	20	福岡市
89	更生保護法人 恵辰会	恵辰会	30	糟屋郡須恵町
90	更生保護法人 筑豊宏済会	筑豊宏済会	20	飯塚市
91	特定非営利活動法人 TFG（田川ふれ愛義塾）	田川ふれ愛義塾	19	田川市
92	更生保護法人 湧金寮	湧金寮	20	北九州市
93	更生保護法人 佐賀県恒産会	佐賀県恒産会	20	佐賀市
94	更生保護法人 長崎啓成会	長崎啓成会	20	長崎市

	運 営 主 体	更生保護施設名	定員	住 所
95	更生保護法人 佐世保白雲	佐世保白雲	20	佐世保市
96	社会福祉法人 南高愛隣会	雲仙・虹	20	雲仙市
97	更生保護法人 熊本自営会	熊本自営会	20	熊本市
98	更生保護法人 豊州保護会	あけぼの寮	20	大分市
99	更生保護法人 みやざき青雲	みやざき青雲	20	宮崎市
100	更生保護法人 草牟田寮	草牟田寮	20	鹿児島市
101	更生保護法人 がじゅまる沖縄	がじゅまる沖縄	20	那覇市
102	一般社団法人 沖縄産業開発青年協会	やんばる青年隊	10	国頭郡東村

(2) 更生保護施設の整備状況（主要建物の構造別・経過年数別施設数）

令和5年6月1日現在

構造	経過年数					
	0-10	11-20	21-30	31-40	41-	総計
木					1	1
ブロック						0
鉄筋コンクリート	21	17	21	8	16	83
鉄骨	3	3	1	5	3	15
鉄骨鉄筋コンクリート						0
総計	24	20	22	13	20	99

※更生保護法人が運営している更生保護施設に限る。

(3) 今後の整備計画（令和5年度補正予算及び令和6年度（案））

補助対象の事業	全面改築事業（1施設）	その他の施設整備事業	計
補助金額（千円）（令和5年度補正）	255,250	44,070	299,320
補助金額（千円）（令和6年度（案））	0	27,180	27,180

81. 更生保護委託費予算額、更生保護委託費予算単価及び更生保護施設整備費補助金予算額の推移（平成27年度～令和6年度）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (案)
更生保護委託費 予算額（千円）	4,853,778	4,813,424	5,026,746	5,279,450	5,377,099	5,430,965	5,473,533	5,341,737	5,372,765	5,392,954
更生保護委託費 予算単価（円）										
入 所 委 託 分										
補導援護費 （一般分）	145.80	145.80	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50
補導援護費 （加算分）	126.36	126.36	126.36	126.36	127.53	128.70	128.70	128.70	128.70	128.70
補導援護費 （薬物依存回復訓練分）	904.00	1,273.00	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
食事付宿泊費	2,000.39	2,000.39	2,000.39	2,000.39	2,018.91	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43	2,037.43
宿泊費 （更生保護施設）	690.20	690.20	690.20	690.20	696.59	702.98	702.98	702.98	702.98	702.98
宿泊費 （その他施設等）	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,968.00	2,012.00	2,012.00
食事給与費	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,213.00	1,334.30	1,334.30	1,359.00
委託事務費	4,862.55	5,314.21	5,321.86	5,772.26	5,891.03	5,935.38	6,010.12	6,040.09	6,486.23	6,977.18
自立準備支援費	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
支援計画書作成費	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00	8,500.00

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (案)
通 所 委 託 分										
補 導 援 護 費 (職 業 訓 練 委 託 分)	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00	3,064.00
補 導 援 護 費 (薬 物 依 存 回 復 訓 練 分)	904.00	1,273.00	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00
補 導 援 護 費 (地 域 移 行 支 援 (通 所 支 援 分))	—	—	145.80	145.80	147.15	148.50	148.50	148.50	148.50	148.50
補 導 援 護 費 (地 域 移 行 支 援 (訪 問 支 援 分))	—	—	—	—	—	—	2,354.00	2,354.00	2,354.00	2,354.00
補 導 援 護 費 (薬 物 依 存 回 復 プ ロ グ ラ ム 分)	—	—	1,273.00	1,273.00	1,285.00	1,297.00	1,297.00	1,297.00	—	—
処 遇 メ ニ ュ ー										
認 知 行 動 療 法 群	—	—	—	—	—	—	—	—	3,400.00	3,400.00
依 存 回 復 訓 練 群	—	—	—	—	—	—	—	—	1,297.00	1,297.00
社 会 適 応 訓 練 群	—	—	—	—	—	—	—	—	814.00	814.00
地 域 移 行 支 援 群	—	—	—	—	—	—	—	—	349.00	349.00
更 生 保 護 施 設 整 備 費 補助金予算額 (千円) (※)	324,170	390,922	395,123	394,387	404,050	356,750	0	314,953	174,740	27,180

※ 令和5年度以前の予算額は(目)更生保護事業費補助金のうち更生保護施設整備事業費分

82. 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（男女別・年齢構成別・職種別・平均年齢）（平成26年～令和5年）

(1) 人権擁護委員の定員及び現在員の推移（平成26年～令和5年）

（各年1月1日現在）

区分	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
定員		14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252
現在員		13,809	13,843	13,878	13,938	13,957	13,965	13,960	13,991	13,956	13,957

(2) 人権擁護委員の男女別の推移（平成26年～令和5年）

（各年1月1日現在）

区分	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
男		7,587	7,541	7,476	7,509	7,482	7,445	7,396	7,423	7,363	7,290
女		6,222	6,302	6,402	6,429	6,475	6,520	6,564	6,568	6,593	6,667

(3) 人権擁護委員の年齢構成別及び平均年齢の推移（平成26年～令和5年）

（各年1月1日現在）

区分	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
20～29		1	1	1	2	1	2	1	1	1	1
30～39		62	63	61	47	52	55	60	65	58	56
40～49		317	322	296	320	305	313	311	326	343	341
50～59		1,622	1,514	1,410	1,308	1,176	1,132	1,089	1,060	1,065	1,070
60～69		9,295	9,229	9,448	9,569	8,789	8,741	8,473	8,217	7,915	7,726
70～79		2,511	2,710	2,658	2,682	3,625	3,709	4,010	4,303	4,552	4,737
80～		1	4	4	10	9	13	16	19	22	26
平均年齢		64.5	64.7	65.0	65.3	65.9	66.0	66.1	66.1	66.1	67.0

(4) 人権擁護委員の職種別の推移（平成26年～令和5年）

（各年1月1日現在）

区分	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
無 職		7,692	7,865	7,922	7,919	7,865	7,804	7,725	7,674	7,559	7,445
農林漁業		695	655	647	633	593	566	532	505	472	440
宗教関係		815	780	762	753	735	717	694	678	668	643
会社役員		687	678	650	632	606	615	593	583	560	531
商 業		252	239	224	216	201	191	167	159	146	148
団体役員		344	337	330	327	324	339	343	363	351	350
弁護士		404	409	403	402	400	388	386	390	396	395
司法書士・税理士等		252	248	241	252	252	259	247	238	237	239
会社員		486	472	445	467	476	495	516	532	553	576
教育関係		449	445	437	470	530	589	652	697	773	834
各種委員		56	34	34	33	31	32	34	30	24	21
公務員		235	264	404	543	694	775	838	890	922	949
製造・加工業		31	25	23	22	22	27	26	28	29	29
議員		42	40	36	38	38	39	40	41	45	43
医療関係		90	91	87	91	99	98	96	92	100	99
報道関係		12	11	12	11	11	10	13	15	15	14
その他		1,267	1,250	1,221	1,129	1,080	1,021	1,058	1,076	1,106	1,201

83. 人権擁護委員実費弁償金(総額及び1人当たりの金額)(平成27年度～令和6年度)

年 度 区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総 額 (千円)	(1,155,692)	(1,161,899)	(1,244,760)	(1,304,500)	(1,321,948)	(1,183,622)	(1,319,921)	(1,323,551)	(1,324,849)	
委員1人当たりの金額 (千円)	(81)	(82)	(87)	(92)	(93)	(83)	(93)	(93)	(93)	
	81	82	87	92	93	94	93	93	93	93

※ 委員1人当たりの金額は、人権擁護委員実費弁償金の総額を予算定数で除した金額である。

※ 上段()内は、補正後予算額である。

84. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に収容されている外国人の人数の推移（平成26年～令和5年）

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年末現在収容人員	932	1,003	1,133	1,351	1,246	1,054	346	124	229	432

令和5年の数値は速報値である。

?

85. 入国者収容所及び地方入管局の収容場に退去強制令書に基づいて収容されている外国人の収容期間別の人数（令和4年12月末現在）
（単位：人）

被収容者数	退去強制令書に基づく収容期間						
	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上
229	198	15	6	4	0	0	6

86. 入国者収容所及び地方入管局の医師配置状況（施設ごとの配置定員・現在員・欠員数）

施設名	常勤・常勤以外	令和5年度末 定員	現在員 (R6. 2. 1現在)	欠員数 (R6. 2. 1現在)
東日本	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		11	
大村	常勤医師	1	0	1
	常勤以外の医師		8	
東京	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		12	
横浜	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		9	
名古屋	常勤医師	1	1	0
	常勤以外の医師		4	
大阪	常勤医師	1	0	1
	常勤以外の医師		4	
合計	常勤医師	6	4	2
	常勤以外の医師		48	

87. 異議の申出件数（国籍別）及び在留特別許可者数（国籍別・退去強制事由別）の状況（令和４年）

（人員）

国 籍	異議申出件数 （総数）	在留特別許可数 （総数）	退 去 強 制 事 由 別		
			不法入国・上陸	不法残留	刑罰法令違反等
韓 国 ・ 朝 鮮	83	78	5	64	9
中 国	331	233	4	193	36
フ ィ リ ピ ン	383	293	33	230	30
そ の 他	1,847	921	63	602	256
計	2,644	1,525	105	1,089	331

（注）外国人出入国情報システムにより集計した数値であり出入国管理統計年報上の数値と異なる場合がある。

88. 国籍・地域別の技能実習生の入国者数、在留者数、2号への変更許可数、3号への変更許可数及び失踪者数の推移（平成25年～令和4年）

「技能実習1号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	5,585	6,377	6,680	6,665	7,492	6,222	6,300	1,652	218	3,575
フィリピン	746	867	1,043	1,243	1,382	1,254	1,199	297	21	1,071
ベトナム	807	925	1,023	852	1,265	1,214	1,020	293	58	914
インドネシア	488	560	658	797	923	722	710	349	0	785
タイ	899	1,179	1,217	1,392	1,477	1,040	936	272	50	370
中国	2,178	2,299	2,141	1,846	1,819	1,330	1,592	263	85	239
台湾	15	18	18	38	29	13	53	8	0	30
南アフリカ共和国	0	0	0	14	29	16	25	8	0	28
ミャンマー	6	16	50	47	30	67	184	21	4	27
マレーシア	70	185	207	156	128	152	210	48	0	24
インド	72	100	33	56	84	131	106	10	0	15
その他	304	228	290	224	326	283	265	83	0	72

「技能実習1号ロ」新規入国者数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	61,841	76,139	90,307	99,453	120,179	137,973	167,405	74,804	21,899	163,882
ベトナム	9,323	18,564	31,629	42,922	57,425	71,368	90,150	41,048	16,392	82,489
インドネシア	3,656	5,328	6,631	7,253	8,658	11,511	15,036	7,912	494	29,563
フィリピン	4,081	6,130	8,875	9,498	11,541	10,806	12,640	4,822	224	12,918
中国	42,199	41,672	36,186	31,049	32,253	32,310	33,093	10,786	3,420	11,673
ミャンマー	65	643	1,719	2,356	3,203	3,656	6,276	3,522	821	11,563
カンボジア	325	1,099	2,078	2,727	2,951	3,284	4,189	2,735	273	6,813
タイ	1,544	2,031	2,441	2,734	2,972	3,539	3,877	2,499	222	4,157
モンゴル	200	269	321	403	606	789	1,122	772	0	1,547
ネパール	207	141	89	97	88	116	184	118	8	986
スリランカ	59	85	121	127	196	256	326	236	40	651
その他	182	177	217	287	286	338	512	354	5	1,522

「技能実習２号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数	0	2	1	2	0	12	8	2	0	8
タ イ	0	0	0	0	0	0	4	1	0	7
フ ィ リ ピ ン	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1
ベ ト ナ ム	0	0	1	2	0	5	1	0	0	0
中 国	0	2	0	0	0	2	3	1	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習２号ロ」新規入国者数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数	17	15	16	11	9	242	183	116	23	120
中 国	14	14	11	4	7	92	56	43	14	48
ベ ト ナ ム	2	1	4	3	1	94	108	47	8	45
フ ィ リ ピ ン	1	0	0	2	0	9	5	3	0	12
イ ン ド ネ シ ア	0	0	1	1	1	15	5	9	0	9
ミ ャ ン マ ー	0	0	0	0	0	20	0	2	1	3
モ ン ゴ ル	0	0	0	0	0	1	6	0	0	2
カ ン ボ ジ ア	0	0	0	0	0	7	1	12	0	1
タ イ	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0
バ ン グ ラ デ シ ュ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ス リ ラ ン カ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「技能実習３号イ」新規入国者数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数					0	64	226	63	3	148
フィリピン					0	20	81	33	0	65
ベトナム					0	23	95	9	0	65
中国					0	12	38	17	3	14
ミャンマー					0	4	3	0	0	2
タイ					0	3	2	1	0	2
インドネシア					0	1	7	3	0	0
マレーシア					0	1	0	0	0	0
その他					0	0	0	0	0	0

「技能実習３号ロ」新規入国者数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数					8	5,648	14,750	7,189	1,280	11,299
ベトナム					8	3,217	7,682	3,708	803	4,073
フィリピン					0	491	1,806	821	46	2,036
インドネシア					0	490	1,118	700	57	2,028
中国					0	1,050	2,668	1,092	285	1,932
タイ					0	164	537	349	29	417
カンボジア					0	135	466	255	17	384
ミャンマー					0	62	379	205	41	286
モンゴル					0	16	47	24	0	81
スリランカ					0	9	19	11	2	21
ラオス					0	9	16	15	0	19
その他					0	5	12	9	0	22

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年７月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年７月１日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月１日）に伴い、「技能実習３号」の在留資格が創設されている。

「技能実習１号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数	3,683	4,371	4,815	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205	211	3,310
フ ィ リ ピ ン	496	595	830	1,041	1,198	1,112	1,023	245	31	967
ベ ト ナ ム	581	799	955	784	1,175	1,140	915	270	56	892
イ ン ド ネ シ ア	340	433	555	662	831	635	596	230	0	751
タ イ	477	637	659	900	963	748	660	162	34	363
中 国	1,616	1,710	1,562	1,305	1,394	1,057	1,235	225	86	227
そ の 他	173	197	254	251	410	436	546	73	4	110

「技能実習１号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数	57,997	73,145	87,070	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476	24,005	161,683
ベ ト ナ ム	9,276	18,635	31,444	43,084	57,618	73,010	89,861	41,294	17,737	82,049
イ ン ド ネ シ ア	3,545	5,198	6,439	7,228	8,689	11,527	14,823	7,800	735	29,289
フ ィ リ ピ ン	3,697	5,818	8,545	9,124	11,122	10,681	12,248	4,573	350	12,719
中 国	38,955	39,264	33,928	29,694	30,701	31,121	31,254	10,666	3,558	11,184
ミ ャ ン マ ー	70	563	1,535	2,274	3,061	3,611	6,116	3,439	933	10,935
そ の 他	2,454	3,667	5,179	6,238	6,910	8,299	10,106	6,704	692	15,507

「技能実習２号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数	2,788	2,553	2,684	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490	2,818	878
ベ ト ナ ム	533	557	611	819	853	1,105	1,447	1,359	737	213
中 国	1,617	1,351	1,340	1,397	1,170	1,009	1,060	1,169	645	203
イ ン ド ネ シ ア	218	205	289	416	482	552	595	603	478	188
フ ィ リ ピ ン	281	284	284	342	573	706	777	949	674	177
タ イ	125	145	135	178	249	269	272	192	134	75
そ の 他	14	11	25	55	97	71	117	218	150	22

「技能実習２号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数	90,738	87,557	98,086	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173	202,006	83,508
ベ ト ナ ム	11,242	14,048	24,571	43,524	63,909	85,050	112,363	144,784	115,909	52,206
中 国	64,986	57,768	52,256	48,461	44,302	43,322	44,352	45,755	28,145	9,450
イ ン ド ネ シ ア	5,961	6,386	8,024	10,419	11,892	13,592	17,459	22,838	19,669	7,349
フ ィ リ ピ ン	5,603	6,024	8,081	12,167	14,916	17,092	18,581	20,468	15,613	4,569
ミ ャ ン マ ー	44	52	389	1,602	2,999	4,595	6,000	8,916	8,552	3,875
そ の 他	2,902	3,279	4,765	6,623	8,711	10,222	12,210	15,412	14,118	6,059

「技能実習３号イ」在留外国人数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数					0	220	605	707	779	1,206
ベ ト ナ ム					0	38	152	182	250	503
フ ィ リ ピ ン					0	44	155	264	335	485
中 国					0	108	209	202	108	122
タ イ					0	19	63	30	25	35
ミ ャ ン マ ー					0	4	11	15	28	27
そ の 他					0	7	15	14	33	34

「技能実習３号ロ」在留外国人数

国籍・地域	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総 数					8	7,178	25,751	39,149	46,304	74,355
ベ ト ナ ム					8	4,156	13,989	20,990	25,874	40,483
フ ィ リ ピ ン					0	686	3,090	5,149	6,183	10,223
イ ン ド ネ シ ア					0	607	1,923	2,977	4,111	8,328
中 国					0	1,189	4,260	5,724	4,947	7,616
タ イ					0	195	835	1,294	1,403	2,366
そ の 他					0	345	1,654	3,015	3,786	5,339

(注) 研修・技能実習制度については、平成21年７月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年７月１日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月１日）に伴い、「技能実習３号」の在留資格が創設されている。

「技能実習2号」への在留資格変更許可人員

国籍・地域	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ	2号イ	2号ロ
総 数	1,611	53,213	1,414	49,782	1,665	62,259	1,879	75,671	1,865	87,416	3,599	176,876	2,527	130,314	2,388	147,845	776	66,225	183	23,438
ベ ト ナ ム	306	6,600	304	8,566	340	17,234	508	28,986	416	39,528	1,057	85,835	852	70,423	595	82,873	192	37,752	47	17,450
中 国	915	38,341	738	32,224	844	31,291	733	27,214	584	25,165	973	45,352	622	26,818	696	25,441	173	8,322	83	3,220
ミ ャ ン マ ー	0	7	0	51	4	400	19	1,378	41	2,105	17	4,554	62	3,653	128	5,696	16	3,169	4	941
インドネシア	100	3,341	142	3,408	184	4,949	251	6,046	265	6,603	537	13,502	349	11,106	321	13,221	186	6,734	4	752
フィリピン	193	3,203	146	3,411	185	5,204	247	7,731	374	8,384	690	17,304	448	10,538	544	11,648	146	4,363	31	398
そ の 他	97	1,721	84	2,122	108	3,181	121	4,316	185	5,631	325	10,329	194	7,776	104	8,966	63	5,885	14	677

「技能実習3号」への在留資格変更許可人員

国籍・地域	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ	3号イ	3号ロ
総 数	0	0	158	1,550	180	4,508	293	14,130	503	26,385	629	37,681
ベ ト ナ ム	0	0	16	945	20	2,553	63	7,658	191	15,012	279	22,013
フィリピン	0	0	24	198	30	639	121	2,030	193	3,497	226	4,524
インドネシア	0	0	0	119	0	254	3	1,026	9	2,593	11	3,811
中 国	0	0	96	147	81	550	82	1,846	57	2,436	82	3,698
タ イ	0	0	17	32	43	113	10	325	16	745	17	1,221
そ の 他	0	0	5	109	6	399	14	1,245	37	2,102	14	2,414

(注1) 研修・技能実習制度については、平成21年7月15日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、同改正により「技能実習」の在留資格が創設された（平成22年7月1日施行）。

その後、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」の施行（平成29年11月1日）に伴い、「技能実習3号」の在留資格が創設されている。

(注2) 平成29年及び平成30年の「技能実習2号」の在留資格変更許可人員には、技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習2号」から新制度の「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。

○ 平成25年から令和4年までの在留資格「研修」、「技能実習」及び「特定活動（技能実習）」に係る失踪者数の推移

(人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	3,567	4,851	5,808	5,060	7,091	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922
カ ン ボ ジ ア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	829
ミ ャ ン マ ー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	607
イ ン ド ネ シ ア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	367
そ の 他	305	381	341	348	402	272	245	196	177	265

(注1) 平成30年以降は、在留資格「技能実習」の失踪者数である。

(注2) 「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成26年までは「その他」に含まれる。

○ 平成25年から令和4年までの在留資格「技能実習」に係る失踪者数の推移

(人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922
カ ン ボ ジ ア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	829
ミ ャ ン マ ー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	607
イ ン ド ネ シ ア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	367
そ の 他	304	377	336	346	400	272	245	196	177	265

(注) 「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成26年までは「その他」に含まれる。

89. 在留資格「特定技能」による国籍別の入国者数、国籍別・分野別の在留者数（令和元年～令和5年）

「特定技能1号」新規入国者数

国籍・地域	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年（速報値）
総 数	563	3,760	1,093	20,418	43,626
インドネシア	112	717	56	8,068	14,904
ベトナム	304	1,816	765	3,221	9,981
フィリピン	1	46	9	3,668	5,827
ミャンマー	37	184	42	994	4,750
中国	2	503	157	1,972	3,415
ネパール	7	28	3	1,072	2,075
カンボジア	59	235	27	652	931
タイ	27	139	31	448	837
スリランカ	0	15	0	64	413
モンゴル	2	23	0	153	218
その他	12	54	3	106	275

「特定技能2号」新規入国者数

なし

第 4 表

国籍・地域別
分野別
特定技能 1 号在留外国人数

(令和元年6月末現在)

国 籍 ・ 地 域	総 数	介 護 分 野	ビ ル ク リ ー ニ ン グ 分 野	素 形 材 産 業 分 野	産 業 機 械 製 造 業 分 野	電 気 ・ 電 子 情 報 関 連 産 業 分 野	建 設 分 野	造 船 ・ 舶 用 工 業 分 野	自 動 車 整 備 分 野	航 空 分 野	宿 泊 分 野	農 業 分 野	漁 業 分 野	飲 食 料 品 製 造 業 分 野	外 食 業 分 野
総 数	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
ア ジ ア	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
カ ン ボ ジ ア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
タ イ	11	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベ ト ナ ム	7	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和2年6月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
総数	5,950	170	84	537	561	268	374	175	54	2	39	930	55	2,094	607
アジア	5,925	167	82	537	559	268	374	175	54	2	38	929	55	2,094	591
ミャンマー	291	1	5	10	10	12	3	2	2	-	3	25	-	187	31
ブータン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
バングラデシュ	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3
ブルネイ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
カンボジア	243	-	8	2	1	1	5	-	1	-	-	167	-	57	1
スリランカ	30	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	4	-	9	12
中国	597	27	-	81	61	34	47	30	1	-	4	121	3	117	71
台湾	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	28
インドネシア	558	43	3	87	115	13	21	38	2	-	7	103	24	96	6
韓国	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	7	33
ラオス	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6	1
マレーシア	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
モンゴル	16	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	5	-	5	4
ネパール	49	1	-	-	-	-	2	-	-	-	6	13	-	3	24
フィリピン	369	49	11	30	24	20	19	59	37	-	2	66	-	37	15
タイ	177	1	2	50	26	32	9	15	-	-	-	21	-	15	6
ベトナム	3,500	44	53	273	321	156	267	31	11	1	13	401	28	1,549	352
ヨーロッパ	16	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	12
フィンランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
フランス	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

国籍・地域		総 数	介護分野	ビルクリーニング 分野	素形材産業 分野	産業機械製 造業分野	電気・電子 情報関連 産業分野	建設分野	造船・舶用 工業分野	自動車整備 分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製 造業分野	外食業分野
北	イタリ ア	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	キルギス	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	カザフスタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ス ペ イ ン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	英 国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ウズベキスタン	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
	米	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	コスタリカ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	エルサルバドル	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	メ キ シ コ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南	アメリカ合衆国	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	米	5	1	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	チ リ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	コロンビア	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ペ ル ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和2年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	総数	29,144	2,703	362	1,975	2,432	1,322	2,781	760	348	22	110	4,008	354	10,450	1,517
アジア小計	ア小計	29,083	2,694	357	1,975	2,430	1,322	2,781	760	348	20	104	4,007	354	10,448	1,483
アジア	アミャンマー	1,265	173	42	27	19	65	45	2	17	0	8	92	0	687	88
アジア	アブータン	7	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1
アジア	アバングラデシュ	16	4	0	1	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	5
アジア	アカンボジア	636	14	14	3	2	3	38	3	1	0	0	434	0	123	1
アジア	アスリランカ	83	1	2	10	6	9	0	0	1	1	0	18	0	11	24
アジア	ア中国	2,499	177	4	202	237	108	198	75	1	2	5	440	26	863	161
アジア	ア台湾	107	18	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8	0	18	58
アジア	アインド	11	4	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0
アジア	アインドネシア	2,338	338	24	231	356	56	102	48	2	0	14	476	235	437	19
アジア	ア韓国	112	5	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	19	83
アジア	アラオス	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	10	2
アジア	アマレーシア	10	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6
アジア	アモンゴル	123	43	6	2	2	0	12	0	3	6	5	8	0	21	15
アジア	アネパール	329	150	16	0	0	0	14	0	1	7	23	22	0	21	75
アジア	アパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジア	アフイリピン	2,621	320	27	151	341	165	188	460	188	1	3	415	1	333	28
アジア	アタイ	697	12	1	150	64	65	45	22	0	0	0	141	0	183	14
アジア	アベトナム	18,191	1,428	221	1,198	1,403	851	2,132	150	126	2	36	1,929	92	7,721	902
ヨーロッパ小計	ヨ小計	44	7	5	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	25
ヨーロッパ	ヨフィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	フランス	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2
ヨーロッパ	ハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	イタリア	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
ヨーロッパ	キルギス	6	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	パカザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パロシ	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ヨーロッパ	バス	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	バスウェーデン	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	英国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ	パウズベキスタン	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5
ヨーロッパ	バスロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
北	米エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米メキシコ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
北	米アメリカ合衆国	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南	米小計	10	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
南	米アルゼンチン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南	米ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南	米チリ	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
南	米ペルー	5	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和3年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和4年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
総数	総数	87,471	10,411	1,133	17,865	8,492	2,776	1,220	79	160	11,469	1,050	29,617	3,199
アジア小計	アジア小計	87,365	10,382	1,126	17,862	8,486	2,776	1,219	76	154	11,463	1,050	29,616	3,155
アジアインド	アジアインド	40	20	0	11	0	0	5	0	0	2	0	0	2
アジアインドネシア	アジアインドネシア	9,481	1,797	89	2,060	596	208	58	0	13	2,243	797	1,536	84
アジア韓国	アジア韓国	158	14	0	0	0	0	1	1	5	0	0	31	106
アジアカンボジア	アジアカンボジア	1,872	139	25	48	191	7	7	0	1	1,020	0	422	12
アジアスリランカ	アジアスリランカ	224	37	8	32	6	0	9	3	0	57	0	35	37
アジアタイ	アジアタイ	1,793	52	5	607	102	71	4	0	1	428	0	498	25
アジア台湾	アジア台湾	144	26	0	0	0	0	1	1	6	10	0	24	76
アジア中国	アジア中国	6,143	449	17	1,160	524	415	8	1	6	1,078	52	2,186	247
アジアネパール	アジアネパール	1,401	896	29	3	48	0	5	19	30	145	0	70	156
アジアバーレーン	アジアバーレーン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジアパキスタン	アジアパキスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アジアバングラデシュ	アジアバングラデシュ	76	17	3	3	17	0	0	0	0	7	0	8	21
アジアフィリピン	アジアフィリピン	8,681	1,308	147	1,825	897	1,539	454	23	4	1,216	9	1,182	77
アジアブータン	アジアブータン	30	15	0	0	3	0	0	0	0	10	0	1	1
アジアベトナム	アジアベトナム	52,748	4,294	649	11,782	5,897	525	606	18	52	4,938	192	21,741	2,054
アジアマレーシア	アジアマレーシア	14	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	8
アジアミャンマー	アジアミャンマー	4,107	1,145	143	300	154	10	57	0	32	211	0	1,828	227
アジアモンゴル	アジアモンゴル	375	169	11	26	48	1	3	10	4	42	0	42	19
アジアラオス	アジアラオス	76	3	0	5	2	0	0	0	0	54	0	10	2
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	74	20	6	1	6	0	1	1	4	4	0	1	30
ヨーロッパイタリア	ヨーロッパイタリア	13	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
ヨーロッパウズベキスタン	ヨーロッパウズベキスタン	7	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1
ヨーロッパ英国	ヨーロッパ英国	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
ヨーロッパエストニア	ヨーロッパエストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパオランダ	ヨーロッパオランダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパカザフスタン	ヨーロッパカザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	キルギス	17	4	3	0	6	0	0	0	1	0	0	0	3
ヨーロッパ	パスウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	スペイン	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーロッパ	パソロバキア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パドイ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	パハンガリー	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーロッパ	パフィンランド	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パフ랑스	6	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
ヨーロッパ	パポーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	パリトニア	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	パロシ	11	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4
アフリカ	小計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	マダガスカル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米	小計	11	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
北米	エルサルバドル	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	カナダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北米	米国	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
北米	メキシコ	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南米	小計	16	4	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	6
南米	アルゼンチン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南米	チリ	6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
南米	ブラジル	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
南米	ペルー	4	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
オセアニア	小計	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
オセアニア	オーストラリア	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3) 令和4年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和4年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野
総数	総数	1	1
アジア小計	計	1	1
アジア中	国	1	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域、産業分野のみ記載している。

注3) 令和4年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和5年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビル・クリー ニング分野	資材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業 分野	建設分野	造船・舶用 工業分野	自動車整備 分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品 製造業分 野	外食業分 野
総数	総数	173,089	21,915	2,728	35,641	18,429	6,377	2,210	342	293	20,882	2,148	53,282	8,842
アジア小計	アジア小計	172,886	21,849	2,720	35,627	18,414	6,377	2,208	330	286	20,870	2,148	53,275	8,782
アジアインド	アジアインド	209	107	0	27	0	0	56	1	0	14	0	1	3
アジアインドネシア	アジアインドネシア	25,337	5,229	433	4,929	1,586	879	194	5	37	5,330	1,694	4,503	518
アジア韓国	アジア韓国	208	21	0	0	0	0	1	2	3	0	0	39	142
アジアカンボジア	アジアカンボジア	3,659	218	74	120	502	9	27	0	2	1,889	0	757	61
アジアシンガポール	アジアシンガポール	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
アジアスリランカ	アジアスリランカ	600	134	15	60	65	1	22	3	2	90	0	75	133
アジアタイ	アジアタイ	3,499	173	28	1,153	179	119	13	0	4	730	0	1,015	85
アジア台湾	アジア台湾	203	31	0	0	0	0	1	3	11	13	0	41	103
アジア中国	アジア中国	11,402	901	88	2,266	976	750	13	4	16	1,808	101	4,015	464
アジアネパール	アジアネパール	3,428	1,862	108	21	105	0	3	22	26	437	0	123	721
アジアバーレーン	アジアバーレーン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
アジアバキスタン	アジアバキスタン	5	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
アジアバングラデシュ	アジアバングラデシュ	223	30	11	19	51	0	5	1	4	21	0	17	64
アジアフィリピン	アジアフィリピン	17,660	2,812	268	3,313	1,857	3,526	719	215	6	2,255	9	2,177	503
アジアブータン	アジアブータン	41	21	0	0	4	0	0	0	0	7	0	7	2
アジアベトナム	アジアベトナム	97,485	7,092	1,377	23,072	12,613	1,069	1,048	44	115	7,787	342	37,828	5,098
アジアマレーシア	アジアマレーシア	32	10	0	0	1	0	1	0	2	2	0	4	12
アジアミャンマー	アジアミャンマー	8,016	2,877	296	577	340	23	102	20	50	312	0	2,576	843
アジアモンゴル	アジアモンゴル	728	323	22	55	129	1	3	10	7	77	2	73	26
アジアアラオス	アジアアラオス	148	6	0	14	6	0	0	0	0	96	0	23	3
ヨーロッパ小計	ヨーロッパ小計	147	49	8	2	15	0	2	9	5	10	0	4	43
ヨーロッパイタリア	ヨーロッパイタリア	14	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
ヨーロッパウクライナ	ヨーロッパウクライナ	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
ヨーロッパウズベキスタン	ヨーロッパウズベキスタン	44	12	4	1	8	0	0	8	1	6	0	2	2
ヨーロッパ英国	ヨーロッパ英国	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
ヨーロッパエストニア	ヨーロッパエストニア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパオランダ	ヨーロッパオランダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパカザフスタン	ヨーロッパカザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパキルギス	ヨーロッパキルギス	32	18	2	0	7	0	0	0	1	1	0	0	3

区分	国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
ヨーロッパ	スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーロッパ	スペイン	7	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
ヨーロッパ	スロバキア	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ヨーロッパ	バド イ ツ	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	フランス	16	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ヨーロッパ	バベラルーシ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	ベルギー	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
ヨーロッパ	ポーランド	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	ポルトガル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ヨーロッパ	パリトアニア	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	バルーマニア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ	パロ シ ア	13	5	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	5
アフリカ	小計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフリカ	ガーナ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフリカ	マダガスカル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米小計	15	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	6
北	米カナダ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北	米キューバ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北	米コスタリカ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	米米国	7	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
北	米メキシコ	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南	米小計	35	9	0	12	0	0	0	0	1	1	0	2	10
南	米アルゼンチン	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
南	米コロンビア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南	米チリ	6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
南	米ブラジル	5	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
南	米ペルー	18	5	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1
オセアニア	小計	4	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
オセアニア	オーストラリア	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
オセアニア	フィジー	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

注1)本表の数値は速報値である。

注2)特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。

注3)令和5年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

【第4表】 国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和5年6月末現在)

区分	国籍・地域	総数	建設分野
総	数 総	12	12
ア	ジ ア小	12	12
ア	ジ ア中	7	7
ア	ジ アベ ト ナ ム	5	5

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れのある国籍・地域・特定産業分野のみ記載している。

注3) 令和5年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

90. 令和5年8月に法務大臣が記者会見で公表した「送還忌避者のうち本邦で出生したこどもの在留特別許可に係る対応方針」に係る在留特別許可・不許可・処理中の実績（人数、世帯数）
※国籍についても可能な範囲で記載して下さい。

91. 難民の流入状況、対応状況及び認定率（昭和53年～令和4年）

② 本邦定住難民の推移（平成17年12月31日現在）

（1）インドシナ難民

我が国のインドシナ難民対策としては、ボート・ピープルに対する上陸の許可と海外キャンプ等からの定住受入れがあるが、平成8年以降の状況は、次に掲げる表のとおりである。

ボート・ピープルについては、平成元年6月に開催されたインドシナ難民国際会議の合意を踏まえ、同年9月の閣議了解により、一時庇護のための上陸の許可の審査を、いわゆるスクリーニング制度として実施してきたが、平成6年2月に開催されたインドシナ難民国際会議運営委員会において同制度が廃止されたのを受け、同年3月の閣議了解により、これを廃止し、出入国管理及び難民認定法等に基づき取り扱うこととした。

一方、インドシナ難民の定住受入れについては、平成6年12月の閣議了解により、それまでの定住枠1万人を超えても、引き続き受入れを行っていくこととした。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う合法出国計画（ODP）に係る申請手続きについては、インドシナ三国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、平成16年3月末日をもって申請受付を終了している。

① ボート・ピープルの上陸者数等

昭和53年から平成6年までのボート・ピープルの上陸者数等は次のとおりである。

上陸者数 13,768人
出生者数 564人

（注1）上陸者数には中国からのいわゆる偽装難民を含む。

（注2）平成6年3月の閣議了解以降は、不法入国者として取り扱うこととなったため、平成7年以降の計上はない。

（注3）平成18年以降、インドシナ難民の受入れはない。

		内 訳				年 別 定 住 数	定 住 数 累 計
		国内の一時 滞在者	海外キャン プ滞在者	政変前入国 の元留学生	合法出国者 (O.D.P)		
53	ベトナム	3,527	1,801	625	1,420	7,373	7,373
1	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
7	カンボジア	0	1,210	44	0	1,254	1,254
年	小計	3,527	4,244	742	1,420	9,933	9,933
8	ベトナム	1	4	0	146	151	7,525
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	146	151	10,085
9	ベトナム	1	4	0	152	157	7,681
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,254
	小計	1	4	0	152	157	10,241
10	ベトナム	5	0	0	122	127	7,808
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	5	0	0	5	1,259
	小計	5	5	0	122	132	10,373
11	ベトナム	1	5	0	152	158	7,966
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	0	0	0	0	1,259
	小計	1	5	0	152	158	10,531
12	ベトナム	0	0	0	126	126	8,092
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,268
	小計	0	9	0	126	135	10,666
13	ベトナム	0	0	0	91	91	8,183
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	40	0	0	40	1,308
	小計	0	40	0	91	131	10,797
14	ベトナム	0	6	0	129	135	8,318
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,317
	小計	0	15	0	129	144	10,941
15	ベトナム	1	0	0	136	137	8,455
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	9	0	0	9	1,326
	小計	1	9	0	136	146	11,087
16	ベトナム	0	6	0	126	132	8,587
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	12	0	0	12	1,338
	小計	0	18	0	126	144	11,231
17	ベトナム	0	0	0	69	69	8,656
年	ラオス	0	0	0	0	0	1,306
	カンボジア	0	19	0	0	19	1,357
	小計	0	19	0	69	88	11,319
合計	ベトナム	3,536	1,826	625	2,669	8,656	8,656
	ラオス	0	1,233	73	0	1,306	1,306
	カンボジア	0	1,313	44	0	1,357	1,357
	合計	3,536	4,372	742	2,669	11,319	11,319

(2) 第三国定住受入難民

我が国の第三国定住による難民の受入れについては、平成20年12月16日付け閣議了解等に基づきタイのメーラ・キャンプ等に滞在するミャンマー難民を、パイロットケースとして年に1回約30人（家族単位）、5年にわたり受け入れることとされ、平成22年度から平成26年度までに18家族86人を受け入れた。

また、平成26年1月24日付け閣議了解及び同日付け難民対策連絡調整会議決定に基づき、平成27年度からは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受け入れることとなり、平成27年度には6家族19人を、平成28年度には7家族18人を、平成29年度には8家族29人を、平成30年度は5家族22人を、令和元年度は6家族20人を受け入れた。

さらに、令和元年6月28日に上記閣議了解を一部変更し、同変更等により、令和2年度以降の受入れから受入対象や受入人数等の範囲を拡大した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の社会的な状況等を踏まえて受入れの延期等を余儀なくされ、受入れには至らなかったが、令和3年度は4家族6名、令和4年度は36家族50名を受け入れた。

(3) 条約難民

難民条約上の難民として申請した数やその処分状況は、次のとおりである。

(令和4年12月31日現在)

区分 年別	申請数	処 理 数			未 処 理 数	認 定 率
		認 定	不 認 定	取 下 げ		
昭和57年～平成26年	22,559	633(121)	16,928	1,504	6,721	3.6%
平成27年	7,586	27(8)	3,411	468	7,358	0.8%
平成28年	10,901	28(2)	7,492	675	10,067	0.4%
平成29年	19,629	20(1)	9,742	1,612	18,325	0.2%
平成30年	10,493	42(4)	10,541	2,923	15,317	0.4%
令和元年	10,375	44(1)	4,936	2,152	18,562	0.9%
令和2年	3,936	47(1)	3,477	1,916	17,061	1.3%
令和3年	2,413	74(9)	4,196	1,889	13,324	1.7%
令和4年	3,772	202(15)	5,418	1,632	9,860	3.6%
合 計	91,664	1,117(162)	66,141	14,771	—	1.7%

(注) () 内は、不認定となった者が不服申立てをした結果認定されたもので、内数である。

(注) 認定率は認定数を認定数及び不認定数の合算で除したもの

92. 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成25年～令和4年）、審査請求の平均処理期間（令和4年）

(1) 難民認定申請から処分（一次審査）までの平均処理期間（平成25年～令和4年）

難民認定申請から認定・不認定の処分とした事案（一次審査）の平均処理期間は、平成25年においては約6月、平成26年においては約8月、平成27年においては約8月、平成28年においては約9月、平成29年においては約10月、平成30年においては約1年1月、令和元年においては約1年5月、令和2年においては約2年1月、令和3年においては約2年8月、令和4年においては約2年9月である。

(2) 令和4年における審査請求の平均処理期間は、約13.3月である。

※ 審査請求が行われてから審査請求に対する裁決までの平均処理期間

93. 国籍（出身地）別外国人留学生、就学生及び留学生のうち国内に就職した者の数の推移（平成25年～令和4年）

地域	国籍ないし 出身地	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
ア	中国・本土	7,637	8,347	9,847	11,039	10,326	10,886	11,580	10,933	9,331	10,182	100,108
	中国・台湾	360	514	649	689	810	1,065	1,259	927	672	740	7,685
	中国・香港	30	51	61	61	70	93	143	156	139	193	997
	香港（英国系）	4	2	6	1	4	5	12	12	12	9	67
	韓国	1,227	1,234	1,288	1,422	1,487	1,575	1,663	1,376	1,117	1,212	13,601
	マレーシア	124	161	176	164	181	237	294	293	293	247	2,170
	タイ	167	171	200	238	239	298	300	245	225	254	2,337
	インドネシア	111	124	147	214	253	362	469	540	608	672	3,500
	フィリピン	41	65	126	168	230	319	447	458	411	501	2,766
	インド	80	82	90	116	136	186	287	315	251	348	1,891
	ブルネイ							3	4		2	9
	バングラディシュ	137	69	64	90	110	233	467	501	542	711	2,924
	シンガポール	22	16	18	22	26	27	31	35	32	27	256
	パキスタン	14	28	26	34	33	45	56	76	82	86	480
	ミャンマー	122	129	160	183	212	348	593	672	614	719	3,752
ジ	アフガニスタン	2		6	2	7	12	5	5	8	14	61
	イラク	1		1	3	1	1	4	6		3	20
	イラン	20	18	21	19	14	30	31	19	26	30	228
	サウジアラビア	7	1	10	21	14	16	10	9	15	11	114
	ネパール	293	278	503	1,167	2,026	2,934	3,591	3,552	4,403	5,769	24,516
	スリランカ	95	87	121	177	242	432	704	1,145	1,477	1,347	5,827
	トルコ	11	17	20	11	26	20	28	32	37	38	240
	ラオス	13	12	9	6	10	8	16	11	9	10	104
	バトナム	424	611	1,153	2,488	4,633	5,244	7,030	6,582	6,885	8,406	43,456
	シリア	3	4	5	7	11	8	7	14	8	14	81
	イスラエル	3	1	2	7	5	5	4	6	5	2	40
	レバノン	1			1	1		1	3	2	2	11
	ヨルダン	2		1	1	3	6	5	2	4	1	25
	ブータン	1					14	101	44	38	37	235
	カンボジア	18	22	18	25	36	24	34	55	55	65	352
	モンゴル	65	98	99	146	197	275	320	314	296	324	2,134
	その他	3	17	7	2	4	12	11	12	15	12	95
	アジア小計	11,038	12,159	14,834	18,524	21,347	24,720	29,506	28,354	27,612	31,988	220,082
北米	米国	131	164	147	164	180	199	240	201	239	185	1,850
	カナダ	28	30	19	33	30	25	29	38	44	37	313
	北米小計	159	194	166	197	210	224	269	239	283	222	2,163
中米	ブラジル	14	26	26	18	22	38	49	39	32	39	303
	メキシコ	10	22	14	25	31	29	38	30	37	44	280
	コスタリカ	2		3	1	5	4	1	3	4	4	27
	ベネズエラ	3	8	5	2	5	7	8	5	6	5	54
	ウルグアイ							1		1		2
	ドミニカ	3		1	1	2		3	1			11
	ジャマイカ			1	1	1	1	1	1	1	4	11
	アルゼンチン	1	2	6	8	5	10	10	13	6	8	69
	ペリレーズ	1										1
	ボリビア			2	3	3	3	4	4	1		20
	パラグアイ	3			1	4		6		2	2	18
	コロンビア	2	13	5	8	13	9	16	11	14	12	103
	チレ	7	1	7	4	5	9	5	7	11	14	70
	ホンジュラス					2	3	2	2		1	10
	その他	5	6	10	6	8	16	22	19	15	11	118
	中南米小計	51	88	88	85	109	133	175	149	138	155	1,171
オセアニア	オーストラリア	24	21	22	15	30	34	25	25	24	30	250
	ニュージーランド	6	8	14	7	7	14	6	18	2	6	88
	フィジー	2		3	2	6	3	4	4	2	8	34
	トンガ	3	6	1	5	1	3	7	4	4	4	38
	ソロモン	1										1
	その他		2	3	1		1	1	3	5	4	20
	オセアニア小計	36	37	43	30	44	55	43	54	37	52	431

地域	国籍ないし 出身地	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
ヨ	フランス	41	56	54	88	99	91	89	90	94	86	788
	スウェーデン	14	19	20	25	30	36	28	19	13	14	218
	ドイツ	16	19	28	31	29	22	35	51	27	41	299
	ベルギー	2	8	8	6	5	11	7	9	10	7	73
	英国	21	33	41	31	45	46	37	40	51	78	423
	イタリア	18	40	56	71	47	65	85	85	59	59	585
	オランダ	4	3	11	7	6	9	14	9	4	9	76
	スイス	8	9	8	8	12	7	12	7	7	12	90
	フィンランド	4	6	10	12	8	10	8	7	6	10	81
	ブルガリア	5	4	3	5	3	7	8	5	4	6	50
	ロシア連邦	42	50	64	72	81	111	126	92	116	128	882
	デンマーク	1	3	4	1	0	3	1	1	4	3	21
	ポーランド	7	9	9	8	11	9	13	10	10	4	90
	スペイン	27	32	25	42	48	43	44	31	33	34	359
	ハンガリー	6	7	4	4	11	10	5	8	6	6	67
	チェコ	3	2	3	2	1	2	7	1	4	5	30
	ポルトガル		2	5	5	6	7	6	7	5	6	49
	ルーマニア	6	14	7	6	5	6	9	3	10	4	70
	ウクライナ	4	17	7	10	16	19	27	9	13	11	133
	アゼルバイジャン	2		1	3	3	2	5	3	4	2	25
ツ	アイルランド	3	3		1	1		4	3	3	1	19
	オーストリア		4	2		3	5	4	7	3	5	33
	ジョージア	1		2		0		3	1	3	1	11
	ギリシャ	1		3	3	3	4	1	4	1	3	23
	アルバニア	4			0	2	1	4	2			13
	ノルウェー	4	2	2	4	2	10	6	3	5	4	42
	アルメニア				1	2		1	2		2	8
	クロアチア			4		4		1	1	1	2	13
	スロバキア			1	2	3		5	3		5	19
	カザフスタン	3	2	10	5	6	7	9	8	15	11	76
	エストニア	2		2	1	1	2	3	1	3	4	19
	アイスランド				1	1			4			6
	ルクセンブルグ	1				0	2		1		2	6
	キルギス	5		4	2	14	10	16	10	15	26	102
	ベラルーシ	3		1	6	4	4	1	8		10	37
	ウズベキスタン	21	13	16	31	58	82	111	123	108	132	695
	タジキスタン	1		3	1	4	2	10	6	5	32	5
	その他	9	28	14	10	14	18	18	13	13	17	154
	ヨーロッパ小計	289	385	428	501	584	668	754	685	668	755	5,717
アフリカ	ガーナ	4	2	6	7	6	17	6	13	18	11	90
	コートジボワール	2		1	2	1	3	3	3	1	5	21
	チュニジア	4	3	4	6	6	3	6	5	9	3	49
	コンゴ	2		1	0	0	2	2	1	1	1	8
	エチオピア	1	4	1	3	0	5	2		3	9	28
	エーダ	5		1	2	3	1	7	2	6	28	6
	エジプト	10	15	15	10	24	26	34	25	32	31	222
	ナイジェリア	3	9	5	4	7	9	22	13	28	34	134
	セネガル	4		11	10	8	13	11	11	16	16	100
	ケニア	7	9	13	12	10	10	29	14	21	17	142
	リベリア	1		1	3	3				1	2	11
	カメルーン	1		6	4	2	6	9	12	28	14	82
	ザンビア			1	0	1	1	1	2	4	6	15
	マダガスカル			2	4	1	2	5	3	7	5	29
	タンザニア	2		2	2	3	2	4	6	4	3	28
	アルジェリア	2	7	8	4	5	2	1	3	6	3	41
	コンゴ民主共和国			4		3			4	1	4	16
	南アフリカ	2	2		1	2	3	3	8	6	6	33
	シエラ・レオネ	1				1					1	3
	モロッコ	7	4	2	5	7	6	17	9	9	7	73
	その他	16	39	17	19	30	30	43	67	36	56	353
	アフリカ小計	74	94	98	98	122	142	199	206	233	240	1,506
無国籍又は不詳	合計		1			3		1	2	3	3	13
	合計	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947	29,689	28,974	33,415	231,083

(注)在留資格「特定技能」へ変更した者は含まない。

94. 在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成25年～令和4年）

年	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員
平成25年	988	—	977
平成26年	1,567	2	1,565
平成27年	66	—	68
平成28年	23	—	20
平成29年	13	—	13
平成30年	20	—	20
平成31年／令和元年	20	—	21
令和2年	24	—	24
令和3年	22	—	21
令和4年	25	—	25

注 通常受理人員と処理人員の合計が一致しないのは、移送等の中間処分や処分未済による。

95. 送還忌避者の推移、送還忌避者のうち被収容者、被仮放免者、仮放免逃亡者の推移（平成26年～令和4年）

（単位：人）

	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末
送還忌避者数（総数）	3,790	4,008	4,038	3,958	3,510	3,228	3,103	3,224	4,233
うち被収容者	290	290	313	576	681	649	248	79	87
うち被仮放免者	3,404	3,606	3,555	3,106	2,501	2,217	2,440	2,546	2,736
うち手配者（逃亡者）	96	112	170	276	328	362	415	599	1,410

（注1）被収容者数については、平成26年から平成30年までは、全ての入管収容施設に収容中の者であって、退去強制令書に基づく収容期間が6月以上のものを計上。令和元年から令和4年は、収容期間にかかわらず、全ての入管収容施設に収容している被収容者であって、退去強制令書発付後に本邦からの退去を拒んでいる被収容者を計上。

（注2）被仮放免者数については、平成26年から令和元年までは、退去強制令書発付後仮放免許可を受けている者の総数を計上。令和2年から令和4年までは、退去強制令書発付後仮放免許可を受けている者のうち、帰国希望者を除いたものを計上。

96. 司法書士・土地家屋調査士数の推移（平成26年～令和5年）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
司法書士	21,686	21,985	22,220	22,519	22,652	22,775	22,777	22,874	23,054	23,121
土地家屋調査士	17,285	17,192	17,020	16,873	16,737	16,526	16,390	16,186	15,964	15,756

※ いずれも12月末日現在である。

97. 日本の法曹人口及び各法曹一人当たりの国民数

国 名	人 口 (単位 千人)	裁判官 (単位 人)	検察官 (単位 人)	弁護士 (単位 人)	法曹人口合計 (単位 人)	各 1 人当たりの国民数 (単位 人)			
						裁判官	検察官	弁護士	法曹全体
日 本	124, 554	3, 020 (3, 826)	1, 887 (2, 766)	44, 961	49, 868 (51, 553)	41, 243 (32, 555)	66, 006 (45, 030)	2, 770	2, 498 (2, 416)

(注) () 内の数字は、裁判官にあつては簡裁判事を加えた裁判官数を、検察官にあつては副検事を加えた検察官数を計上したもの。

(注) 人口は総務省統計局による令和5年4月1日現在の数である。

裁判官数、検察官数は令和5年度の定員である。

弁護士数は令和5年4月1日現在の正会員数（日本弁護士連合会調べ）である。

(注) 各一人当たりの国民数は、人口を、裁判官・検察官・弁護士・法曹人口合計の各数で除したもの（単位未満は四捨五入）。

98. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和6年度）

1 法教育における取組の実施状況

法教育における取組に関し、まず、法教育教材について、小学生・中学生・高校生向けの冊子教材及び小学生・中学生向けの視聴覚教材を作成し、令和元年度までに全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、具体的な法教育授業の実践例として、モデル授業例を法務省ホームページで公開している。

また、法教育の担い手の育成について、教員の指導力向上や法教育教材の活用方法の習得を目的とした「教員向け法教育セミナー」を令和6年度も実施することを予定している。

さらに、成年年齢引下げに伴い、令和2年度以降、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高等学校等に配布しているほか、令和4年度において、裁判員対象年齢の引下げなどを踏まえて、小学校、中学校及び高等学校の各段階に応じた、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材を作成している。

このほか、令和5年度において、学校現場のICT化進行の現状を踏まえ、視聴覚教材が整備されていない高校生向けにデジタル教材を作成しているところであり、令和6年度は、引き続きその作成を進めるとともに、完成した教材を教育現場で効果的に活用いただけるよう、その教材の周知広報等を進めていくこととしている。

2 令和6年度関係予算（案）

11,169千円

99. 裁判員制度啓発推進費（交通広告経費、シンポジウム開催経費、広報ポスター・パンフレット等制作経費、広報ビデオ制作経費、各検察庁広報活動経費等）及び裁判員制度広報経費の予算及び執行額とその内訳（令和6年度）

法務省における令和6年度裁判員制度広報経費について

■ 予 算 （案） 額

3百万円

※執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

100. 裁判員裁判対応・実施経費の予算及び執行額とその内訳（令和6年度）

令和6年度

■ 予算（案）額	20百万円
----------	-------

（内訳）

○ 庁費（テレビ会議システム等）	4百万円
------------------	------

○ 旅費（裁判員裁判対応旅費）	16百万円
-----------------	-------

※ 執行額については、年度開始前であるため、計上していない。

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和6年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		(最高裁対応)
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		(最高裁対応)
三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		(最高裁対応)
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	(法務省) 法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページで公表したところである。 附帯決議を踏まえて、法曹の質を検証する上で参考となる視点や調査の方法について、有識者等のヒアリングを実施するなどして更なる検討を進めているところである。
	措置済み（令和5年）	(法務省・文部科学省) 法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法

		試験等との連携に関する法律（令和４年10月１日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和５年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。 このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		（最高裁対応）
六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。		（最高裁対応）

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和５年４月１３日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。	検討中	本法の全面施行は、公布の日（令和５年６月１４日）から５年以内の政令で定める日とされているところ、実際の全面施行の時期については、情報通信技術の進展等の社会経済情勢の状況とともに、裁判所及び関係者における民事関係手続のデジタル化に対応するための準備状況等も十分に考慮した上で、適切な時期の施行となるよう検討を進めている。
二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。	検討中	令和５年１２月１８日、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、刑事手続における情報通信技術の活用等を内容とする法整備の要綱（骨子）案が採択され、今後、法制審議会の総会において調査審議が行われる予定であり、答申がなされたときは、速やかに国会に法案を提出できるよう、準備を進めているところである。
三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		（最高裁対応）
四 ＩＴ技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。		（最高裁対応）
五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。		（最高裁対応）
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	（法務省）（警察庁） 検討中 （最高裁）	（法務省）（警察庁） 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。 （最高裁部分） 最高裁から別途提出
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。		（最高裁対応）
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。		（最高裁対応）
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要なと認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。		（最高裁対応）
六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されることがないように、制度の趣旨を周知すること。		（最高裁対応）

七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和5年) (警察庁)	(法務省) これまでも収容・護送業務に当たる職員の訓練を実施するなどした上、必要に応じて関係機関と連携するなどして適切な収容・護送業務の実施に努めてきたところ、改正法における既に施行済みの制度について、その内容及び趣旨について周知し、これらの制度の利用を通じて逃亡を防止するよう対処している。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。 (警察庁部分) 警察庁から別途提出
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないよう、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和5年) (最高裁)	(法務省) 新設された犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の内容及び趣旨の検察官に対する周知を実施しているところであり、今後、引き続き、同制度の実施において被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するための取組を実施する予定である。 (最高裁部分) 最高裁から別途提出

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること。	措置済み（令和5年）	令和5年12月に施行された補完的保護対象者の認定制度は、難民条約の適用を受ける「難民」には該当しないものの、難民条約上の5つの理由以外の理由により迫害を受けるおそれのある者を保護する制度であり、その対象は紛争避難民に限られるものではない。 補完的保護対象者の該当性は、申請者ごとに個別の事情を考慮して判断されるものであるが、一般論としては、拷問若しくは残虐な刑罰等を受けるおそれがある場合又は強制失踪の対象とされるおそれがある場合は、迫害を受けるおそれがあると認められ、その理由が難民条約上の5つの理由以外であれば、補完的保護対象者と認定することになる。
二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。	一部措置済み（平成29年、令和5年）	難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であることから、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、令和5年4月に地方出入国管理官署に文書で周知し、難民調査官はこれを踏まえて事情聴取を実施している。 また、平成29年3月以降、親を伴わない年少者、重度の身体障がいや精神的障がい等を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施している。 引き続き、これまでの取組を着実にを行うとともに、国連難

		民高等弁務官事務所（UNHCR）との難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディなども踏まえながら、難民認定申請者に対して質問する際の手続の透明性や公平性の向上のための更なる取組の在り方について検討を進めていく。
三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。	一部措置済み (令和5年)	令和5年9月に開催した難民審査参与員協議会において、参与員に対し、附帯決議の経緯及び内容を周知するとともに、口頭意見陳述のより一層の適正な活用を求めた。 また、参与員は従来から難民認定に必要な専門的知見を有している者の中から任命しているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な任命に努める。
四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後五年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。	検討中	送還停止効の例外規定の適正な運用を図るため、着実に法施行の準備を進めている。その上で、送還停止効の例外規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なった後に、その適用状況を分析し、その結果に基づいて、制度や運用を見直すかについて検討する。 送還停止効の例外規定は、入管法等改正法の施行日以降に難民認定申請などをした者に適用されることとなることから、その適用に関する事例が十分に積み重なるまで長期間を要するものと考えられる。
五 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第五十三条第三項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。	一部措置済み (令和5年)	入管法等改正法では、退去強制令書の発付後、当該外国人の意向の聴取等を行い、直ちに送還することができない原因となっている事情を把握して退去のための計画を定めることを規定した。 入管法等改正法施行後は、退去のための計画の策定過程等において、送還先国の情勢変化をより適切に把握し、必要に応じて送還先国を見直すなど、附帯決議の趣旨を踏まえて適切に対応していく。
六 「難民の認定等を適正に行うための措置」の実施に当たっては、令和三年七月に国連難民高等弁務官事務所との間で締結した協力覚書に基づき適切な措置をと	措置済み(令和5年)	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とは、協力覚書の下、難民認定申請者の出身国に関するものなど国際情勢に

ること。		関する情報の収集を行うに当たり、UNHCRが保有する情報について適宜共有を受けているほか、難民調査官等に対する研修においても協力いただいている。そのほか、難民該当性判断の手引についての意見交換や実際の事例を題材として難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組を実施している。
七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。	一部措置済み (令和5年、 令和6年)	難民の認定等を迅速かつ適切に行う上で必要な人員及び必要な予算の確保に引き続き努めていく。 難民調査官の能力を向上させるため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に協力いただくなどして研修を実施している。その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年5月及び10月に、新任の難民調査官に対する難民認定に調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修の実施及びその内容の充実を行っている。 難民審査参与員に対しては、従来から任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員としての知見をより深めてもらう趣旨から、協議会を定期的を開催している。 その上で、附帯決議を踏まえ、新任の参与員に対し、経験の豊富な参与員による実際の審理の様子を傍聴してもらう取組を開始し、また、令和5年12月には、専門家による本国情勢に関する講演会を、令和6年1月には、補完的保護対象者の認定制度についての説明会を開催した。 附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き必要な研修を行っている。
八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見	一部措置済み (令和5年)	難民調査官に対する研修において、難民該当性判断の手引の内容のほか、事実認定に関する留意事項についても講義を行っているほか、具体的な事案を題材にした討議形式の実践

直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。		的な研修も行っている。 難民該当性判断の手引の定期的な見直し・更新については、その必要性も含めて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関や有識者等の御意見も伺いながら、検討を進める予定。
九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。	一部措置済み (令和5年)	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協力覚書の下でケース・スタディを実施しており、事情聴取に関する詳細な手法など、実務上有用な多数の情報提供を受けている。こうした情報は、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項として改めて整理し、令和5年4月に地方出入国管理官署に文書で周知した。引き続き、新たな事案を対象としてケース・スタディの成果を積み重ねていき、その成果について運用に反映させていく。
十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。	一部措置済み (令和5年)	最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保することは重要であることから、適切に業務を遂行する上で必要な人員及び必要な予算の確保に努めていく。 難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報の公表については、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載している。また、難民不認定処分を受けた者に対する情報開示について、難民不認定処分を行う際に、申請者に交付する書面に不認定理由を付記しているところ、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項を詳細に示すよう努めるなど、内容の充実を図っているほか、実際に申請者に書面を交付する際には、申請者が最も理解できる言語で不認定理由を説明している。引き続き出身国情報の充実・公表に努めるとともに、不認定理由の丁寧な説明に努め

		ていく。
十一 監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮すること。	検討中	入管法等改正法の施行後、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十二 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。	検討中	入管法等改正法の施行後、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十三 健康上の理由による仮放免請求の判断の際には、医師の意見を聴くなどして健康状態に十分な配慮を行うこと。	措置済み（令和3年）	令和3年に「体調不良者等に係る仮放免運用指針」を策定、発出し、収容継続によって健康状態を大きく害するおそれがある旨の医師の所見が付された被収容者については、原則として、仮放免を許可するなど、医師の所見を踏まえた判断を行っているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な運用に努める。
十四 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。	検討中	新たなガイドラインの具体的な内容については、附帯決議の趣旨を踏まえて検討中である。 新たなガイドラインは、入管法等改正法の施行日を踏まえた適切な時期に策定し、公表を予定している。
十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。	一部措置済み（令和5年）	附帯決議の趣旨を踏まえて「外国人との共生社会の実現」を推進するため、必要な人的・物的体制の確保に取り組んでいる。 今後も、引き続き「外国人との共生社会の実現」の推進に必要な人的・物的体制の在り方の検討に努める。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年６月１５日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第三項及び第七十七条第三項の規定において、十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第二十一条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。	措置済み（令和５年）	検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応している。また、本法による改正の趣旨及び内容の国民への周知に当たっては、本項目の内容に留意した適切な説明に努めている。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法の公布等に係る通達を发出し、その中で、本附帯決議の趣旨を踏まえ、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしている趣旨や改正法による改正後の刑法第176条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定の適用に当たっての留意事項等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供して、5歳差要件の趣旨等について周知した。
二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子ども心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。	措置済み（令和５年）	国民に対する普及啓発について、法務省においては、必要な予算を確保しつつ、本法による改正の趣旨及び内容について、概要をまとめた資料等を法務省ホームページに掲載しているほか、関係府省庁と連携し、関係府省庁のホームページやSNSを通じて周知を行うなどした。特に、若年層に対しては、本法及び性的姿態撮影等処罰法の趣旨及び内容を分かりやすくまとめた、小学生・中高生・大学生向けの３種類のリーフレットを作成し、文部科学省を通じて全国の学校に提供するなどした。

		文部科学省においては、初等教育から高等教育までの各学校段階において、学校設置者や各学校に対し、本改正法の趣旨・意義について周知するとともに、前記リーフレットについて、各学校における教育活動等において活用いただくよう促した。また、学校教育においては、小・中・高等学校を通じて、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、性に関する指導を行うこととしており、これらの指導が着実に実施されるよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図った。 内閣府においては、改正法の趣旨及び内容について、広報誌やSNS等を活用した広報を行っている。 また、関係者に対する周知について、法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪及び面会要求等罪の法改正の趣旨及び構成要件等に関する講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、改正法の趣旨及び内容に関する研修を実施している。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法の公布等に係る通達を発出し、その中で本法の内容、関係規定の適切な運用等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供した。また、改正法に関して実体法及び手続法上論点となり得る事項について、裁判官同士で議論する場を設けた。
三 性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について適切に対応できるよう、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること	措置済み（令和5年）	法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、性的マイノリティも含めた人権問題に関する講義を実施しているほか、男性や性的マイノリ

と。		ティの方も含めて性犯罪に直面した被害者の心理について専門家による講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。また、検察当局においては、性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について、個人の尊厳を重んじ、適切に対応できるよう努めている。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、男性や性的マイノリティの被害者の支援に関する研修等を実施している。 警察庁においては、男性や性的マイノリティを含め、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査が推進されるよう、被害者のプライバシー等に対する配慮、被害の届出への適切な対応等を内容とする通達を発出しているほか、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、裁判官を対象として実施した研究会における講演録（例えば、男性を含む性犯罪被害者の心理に関するものや性的少数者をめぐる社会の現状に関するもの）をポータルサイトに掲載し、全ての職員が閲覧できるようにした。
四 第一条の規定による改正後の刑法第一百七十六条及び第一百七十七条において、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことに鑑み、司法警察職員、検察官、裁判官及び地方自治体の職員等の関係者に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、必要な対応等を行うこと。	措置済み（令和5年）	法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修等において、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことの趣旨等を周知している。また、検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応している。 内閣府においては、地方自治体の職員等に対して、改正法の趣旨及び内容について周知を行った。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法の公布等に係る通達を発出し、その中で本法の内容、関係規定の適切

		な運用等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供して、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことの趣旨等について周知した。
五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。	一部措置済み (令和5年)	検察当局においては、性犯罪被害者からの聴取に当たり、その心身の状態を踏まえ、呼出方法や聴取場所及び聴取方法等について配慮している。 また、法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援制度について解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁に配付し、検察官が性犯罪被害者等からの事情聴取を行う際に必要に応じて交付し、関係省庁が実施する支援制度の内容も含め、その内容を説明するなどするとともに、性犯罪被害者等が被害直後から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられる犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向け、関係機関等と調整を図りながら、所要の法整備や制度の詳細に関する必要な検討を進めている。 警察庁においては、都道府県警察に対し、通達を発出し、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査の徹底等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月閣議決定）に基づき、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体、ワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図っている。

		最高裁判所においては、被害者の心身の状態に十分配慮することができるよう、裁判官を対象とした研究会において、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を始めとしたトラウマティック・ストレスに関する研究の専門家を講師として、被害者に対するバイアスと被害者の心理などについての講演を行った。 内閣府においては、被害者支援を含む性犯罪・性暴力対策について、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の更なる方針」（令和5年3月30日）に基づき、関係府省が連携して取組を推進するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者の支援について、障害のある性犯罪被害者の支援も含め、都道府県等に対する交付金や相談員等を対象とした研修の実施等により、その充実を図っている。
六 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。	措置済み（令和5年）	検察当局においては、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取を実施するに当たり、警察、児童相談所等の関係機関とも連携し、本附帯決議の内容をも踏まえ、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、聴取の状況を録音・録画する措置を講じるなど、適切な運用に努めている。 警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法に係る通達を发出し、その内容及び趣旨を周知するとともに、本附帯決議の趣旨を踏まえた対応に努めるよう示達しており、研修等の機会を通じて、適切な運用がなされるよう都道府県警察を指導している。
七 いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数の面接によって確保するという司法面接的手法による聴取の趣旨に反することがないよう、関係者において十分配慮すること	措置済み（令和5年）	検察庁、警察庁及びこども家庭庁は、本附帯決議の内容も踏まえ、いわゆる司法面接的手法による聴取を実施するに当たっては、各地方検察庁、都道府県警察、児童相談所等の関係機関との間であらかじめ必要な協議を行うなどして、その

、。	聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止しつつ、聴取対象者による被害開示等の情報開示の状況等について適切に証拠化するための態勢を整備するよう努めるとともに、聴取回数を可能な限り減らし、また、聴取終了後においても、聴取対象者への接触については、捜査・公判上の必要性を踏まえつつ、その要否や在り方を判断するなど、聴取対象者の負担軽減を図るよう十分に配慮している。 また、警察庁においては、都道府県警察に対し、改正法に係る通達を発出し、その内容及び趣旨を周知するとともに、本附帯決議の趣旨を踏まえた対応に努めるよう示達しており、研修等の機会を通じて、適切な運用がなされるよう都道府県警察を指導している。
八 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。	措置済み（令和5年） 法務省においては、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図り、子どもからの聴取を適切に行うことができるようにするため、毎年実施する検察官の経験年数等に応じた研修において、大学教授等を講師として児童の聴取方法に関する講義等を実施している。また、法務・検察においては、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等をも参考にし、警察、児童相談所等の関係機関とも連携し、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めている。さらに、検察当局においては、障害者である性犯罪被害者等から聴取するに当たり、障害者の特性に十分配慮しつつ、適切に聴取を行っている。 警察庁においては、児童虐待、性的搾取を受けた被害児童の心理に配慮した聴取技法に関する研究を行っているところ、本附帯決議の趣旨も踏まえ、令和6年度より、海外の聴取技法等も含め、子ども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行う予定である。また、都道府県警に対し、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう研修等を行っているほか、通達を発出し、性犯罪の被害者が精神に障害を有す

		る事案について、関係機関と連携して聴取を行うよう示達しており、研修等の機会を通じて、適切な聴取がなされるよう都道府県警察を指導している。
九 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ、不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。	措置済み（令和5年）	検察当局においては、本項目の趣旨をも踏まえ、子どもや障害者に対する適切な証人尋問の実施の必要性を周知するとともに、個々の事案において、子どもや障害者の特性に応じた質問等の在り方の検討、裁判所や弁護人との打合せ、公判における異議申立ての活用などを通じ、適切な子どもや障害者の証人尋問の実施に向けた対応を行っている。 最高裁判所においては、各裁判所に対して、改正法及び附帯決議の内容を周知するとともに、改正法の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項がまとめられた資料等を提供した。また、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を取り調べる場合の審理運営の在り方について、裁判官同士で議論する場を設けた。
十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。	一部措置済み（令和5年）	法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、刑事訴訟法第321条の3等の本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 内閣府においては、法務省における附則第20条第1項の検討の状況を踏まえ、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について、必要な検討を行うこととしている。 警察庁においては、児童虐待、性的搾取を受けた被害児童の心理に配慮した聴取技法に関する研究を行っていたところ、本附帯決議の趣旨も踏まえ、令和6年度より、海外の聴取技法等も含め、子ども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行う予定である。 こども家庭庁においては、「子供の性被害防止プラン

		2022」(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)を取りまとめているところ、令和5年度の取組状況について、関係省庁連絡会議等を開催し、関係府省庁における本法律改正後の規定の施行状況等を適切に把握の上、子どもが被害者となる性犯罪等の撲滅に向けた総合的な対策を推進する。
十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。	一部措置済み (令和5年)	法務省においては、性犯罪被害者の心理等について、海外調査を含めた調査研究を実施することを検討している。また、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、専門家である精神科医師等を講師として、専門家による調査研究を踏まえた性犯罪被害者の心理等に関する講義等を実施し、今後も、同様の講義等を実施予定である。 警察庁においては、児童虐待、性的搾取を受けた被害児童の心理に配慮した聴取技法に関する研究を行っていたところ、本附帯決議の趣旨も踏まえ、令和6年度より、海外の聴取技法等も含め、子ども等に対する効果的な聴取技法に関する研究を行う予定である。 最高裁判所においては、裁判官を対象とした研究会において、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を始めとしたトラウマティック・ストレスに関する研究の専門家を講師として、被害者に対するバイアスと被害者の心理などについての講演を行った。
十二 性犯罪者の再犯等に関する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講じるよう努めること。	措置済み(令和5年)	法務省においては、性犯罪者の検挙人員・同一罪名有前科者率・再入率等を調査の上、犯罪白書において、毎年、これらの最新数値を紹介している。 また、性犯罪者処遇プログラムの効果検証の結果及び外部有識者からの提言等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の性犯罪者処遇プログラム等の見直しを図っているほか、医療等が必要と認められる場合には医療機関等と連携した処遇を実施するなど再犯防止に向けた処遇の充実を図っている。
十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行う	一部措置済み	法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、

とともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。	(令和5年)	本法の施行状況の調査を実施するとともに、性犯罪に関する実情及び海外の制度等について、海外調査を含めた調査研究を実施することを検討している。その上で、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 内閣府においては、附則第20条第1項の検討にも資するよう、性犯罪及び性暴力に関する実情に関する調査を実施している。
--	---------------	--

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 スポーツ庁においては、関連する取組として、アスリートに対する性的な意図をもった撮影等の防止に向け、スポーツ関係団体の現在の取組状況等を把握し、また取組事例の横展開を図ることを目的とした調査を令和6年度に行う予定である。 国土交通省においては、令和5年9月に関係通達を改正し、航空機内において、客室乗務員や他の旅客の姿態等を許可なく撮影し、客室乗務員が業務を行うことを妨げた場合には、航空法（昭和27年法律第231号）第73条の4第5項に規定する「航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為」に該当する場合があることについて明確化した。また、航空機内における盗撮行為を防止するため、関係省庁及び関係業界団体と連携し、ポスター等により旅客に対して盗撮行為が禁止されていることについて注意喚起を行った。
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。	一部措置済み（令和5年）	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、同法及び本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。
三 第四章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し	措置済み（令	法務省においては、本法の趣旨及び内容について、法務省

必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。	和5年)	のホームページに概要をまとめた資料等を掲載しているほか、公刊物に本法の解説論文を寄稿するなどした。 また、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、電磁的記録の消去等を含む内容の講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。
四 本法第二条第一項第四号において十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第二号及び第三号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、十八歳以上の者が十六歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第二号で定める改正後の刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第二条第一項第三号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。	措置済み（令和5年）	検察当局においては、個々の事案ごとに、本項目の趣旨を踏まえ、適切に対応している。 警察庁においては、都道府県警察に対して、性的姿態撮影等処罰法の公布等に係る通達を発出し、その中で、本附帯決議の趣旨を踏まえ、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしている趣旨や同法第2条第1項第2号及び第3号の規定の適用に当たっての留意事項等を指示しており、この旨を研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。
五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。	措置済み（令和5年）	子どもを始めとする国民に対する啓発について、法務省においては、必要な予算を確保しつつ、本法による改正の趣旨及び内容について、概要をまとめた資料等を法務省ホームページに掲載しているほか、関係府省庁と連携し、関係府省庁のホームページやSNSにおける周知を行うなどした。特に、子どもや学校関係者・保護者に対しては、本法及び刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の趣旨及び内容を分かりやすくまとめた、小学生・中高生・大学生向けの3種類のリーフレットを作成し、文部科学省を通じて全国の学校に提供するなどした。

	文部科学省においては、初等教育から高等教育までの各学校段階において、学校設置者や各学校に対し、本法の趣旨・意義について周知するとともに、前記リーフレットについて、各学校における教育活動等において活用いただくよう促した。 こども家庭庁においては、本法律の施行後に策定した「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（※）も踏まえ、こども家庭庁ホームページやSNSにおいて広報用資料を掲載したほか、都道府県等に対して通知を発出し、本法律の内容に関する周知・啓発を行った。 ※ 同パッケージ「Ⅰ １（１）改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化」において、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）につき、「本改正等の趣旨・内容について、関係府省が連携し、また、関係機関や団体の協力も得て、国民に広く周知を図る。」としている。 内閣府においては、本法の趣旨及び内容について、広報誌やSNS等を活用した広報を行っている。 また、関係者に対する周知について、法務省においては、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた研修において、本法の趣旨等に関する講義を実施し、今後も同様の講義を実施する予定である。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等を対象に、本法の趣旨及び内容に関する研修を実施している。 警察庁においては、都道府県警察に対し、本法の趣旨・内容について、関係機関や団体の協力も得て、広く周知を図るよう指示を行った。また、本法の内容、関係規定の適用については、都道府県警察に対し、性的姿態撮影等処罰法の公布等に係る通達を発出し、指示しているほか、研修等の機会を通じて都道府県警察に対し指導している。
--	--

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。	一部措置済み (令和5年)	法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法により新設された性的姿態等撮影罪等の規定の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 警察庁においては、性的姿態等撮影罪等の認知件数、検挙件数についての的確に集計するなど、発生状況、都道府県警察における対応状況、被害の実態等を継続的に把握することとしている。
七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。	措置済み(令和5年)	日本司法支援センターでは、被害者等の置かれた状況に応じた適切な情報・支援を提供できるよう、各地方における被害者支援連絡協議会に参加し、意見交換を行うなどして、関係機関・団体等との連携強化を図った。 内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、都道府県等に対する交付金等により、関係機関との連携促進を図るなど、相談支援体制の整備を図っている。 警察庁においては、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月閣議決定）に基づき、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めている。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する附帯決議（令和５年１２月１２日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた特定被害者法律援助事業を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算を確保して、弁護士等による支援体制の一層の強化を図ること。	検討中	法テラスが特定被害者法律援助事業を可能な限り早期に開始し、被害者の迅速かつ円滑な救済を図ることができるよう、同事業の運用に必要な予算の確保や、被害者の援助に関し十分な知識・経験を有する弁護士による支援体制の整備等に努めている。
二 本法に基づいて特定被害者が迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨や法テラスの業務等について周知広報を十分に図ること。		（文化庁対応）
三 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定は、当該宗教法人及びその信者の信教の自由に十分に配慮しつつ、遅滞なく行うよう努めること。		（文化庁対応）
四 関係省庁の緊密な連携の下、本法の運用に係る適切な政省令の策定等について必要な取組を直ちに行うこと。		（文化庁対応）
五 本法施行後、法テラスの業務の特例、宗教法人による財産の処分・管理の特例等による被害者救済の状況等を勘案し、具体的に検討すべき課題が生じた場合においては、三年を待たずに、信教の自由に十分配慮しつつ、解散命令の請求等に係る対象宗教法人に関する財産保全の在り方を含め検討を行うこと。あわせて、特定不法行為等に係る被害の実情について、相談窓口における相談状況や関連法令の施行状況等の検証、被害者等へのヒアリング等を通じて更に調査を行い、被害者救済のため必要がある場合には更なる法整備その他の措置を検討すること。		（文化庁対応）
六 旧統一教会問題に起因する親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法テラスを中核とした相談対応、精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的かつ迅速に提供するなどの被害者に寄り添った相談・支援体制を構築すること。その際、必要な予算を確保するとともに、元信者や宗教二世等の方々、これまで旧統一教会問題の被害者支援を行ってきた有識者等の知見も活用すること。		（内閣官房副長官補室対応）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年５月１７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み （令和４年 度、令和５年 度）	裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のＩＴツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を拡大したりしており、また、令和６年３月のウェブ会議を用いた口頭弁論の運用開始に向けて、法廷へのディスプレイ等の機器の導入を行っており、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。 法務省においては、訴訟手続の電子化を円滑かつ迅速に進めるため、裁判所における上記取組を踏まえつつ、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、関係機関・団体と意見交換を行うなどして必要な検討を進めている。
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。	未着手	対処状況の基準日時点で電子情報処理組織による申立て等に関する本法による改正は未施行であるため、その施行後、その施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本	一部措置済み （令和４年	本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポス

弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。	度、令和5年度)	ター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。	一部措置済み (令和4年度、令和5年度)	本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。	検討中	訴えの提起の手数料の今後の在り方については、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえつつ、外国の制度の調査研究を行うとともに、関係機関、団体等と必要な意見交換を行うなどして、新制度の運用上の課題を抽出し、必要な検討を行っていく予定である。
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策について、必要な検討を進めている。
十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。	未着手	対処状況の基準日時点で本法はいまだ全面施行されていないため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年６月１０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み （令和４年、令和５年）	損害賠償命令制度の対象事件が、同制度を円滑に運用するためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とすることが相当であるとの観点から、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の罪とされていることを踏まえつつ、対象事件を拡大することの当否等について必要な検討を行っている。 また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の類型の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの当否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、必要な検討を行っている。 法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。
七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。	一部措置済み （令和５年）	今後、本法の附則の規定に基づき、必要な検討を行うこととしており、そのために必要な侮辱罪の施行状況等の調査を行っているところである。
八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。	一部措置済み （令和５年）	令和５年度において、有識者による検討会議を開催し、作業報奨金の水準について検討を行っているところである。
九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物	一部措置済み （令和４年、令和５年）	矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等への支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化の

的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。		ための人的・物的体制の整備を進めるとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化する取組を進めている。 また、附帯決議の趣旨を踏まえ、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化を図るため、その実務に携わる更生保護官署の人的・物的体制の整備を進めているところである。
十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・A I 技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。	一部措置済み (令和4年、 令和5年)	矯正施設においては、令和4年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手し、令和5年度は、利用者向けの研修、データ移行等を進め、令和6年度からの運用開始に向けた準備を実施している。 新たなシステムの運用開始により、受刑者等のデータについて、様々なI T 技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させ、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進することとしている。 更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを、令和3年8月から運用しており、運用開始以降、順次機能の拡充を行っている。 また、刑事手続のI T 化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和4年度補正予算にて実施しており、要件定義を令和5年度補正予算にて実施することとしている。 さらに、保護観察におけるアセスメントへのA I 技術の活用に関する調査研究を実施し、開発・実装に向けた課題の洗い出しを行った。
十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性	一部措置済み (令和4年、	刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増やしたほか、その調査対象者の範囲を拡大した。ま

をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。	令和5年)	た、少年鑑別所の調査機能の活用に係る運用方法等を定めた。
十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年、 令和5年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度から更生保護施設入所者や退所者等の特性に応じた専門的な支援等を保護観察所が委託して行う特定補導を実施していることに加え、令和6年度予算政府案に、施設退所者等への訪問支援事業の拡充、老朽化した施設の整備に係る予算を計上するなど、必要な予算の確保に努めているところである。
十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。	措置済み(令和5年)	令和5年度予算において、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金の予算が措置され、域内の市区町村に対する再犯防止施策の企画立案支援や人材育成支援、犯罪をした者等に対する直接支援を実施した都道府県に対し、交付金を交付した。令和6年度予算政府案においても、同様の対応を予定しているほか、引き続き更生保護地域連携拠点事業に係る予算を計上するなど、その充実に努めている。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年１２月８日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。	一部措置済み (令和５年)	改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法案の内容をお知らせするため、令和５年１２月１１日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出した。また、改正法の周知のため、同年１月１３日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年３月及び同年１１月、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したほか、同月、無戸籍者等に向けた動画の作成を行い、法務省ホームページ等で公開した。引き続き関係機関・関係団体とも連携しつつ、広く制度の周知を図る予定であり、政府広報の掲載、関係機関・関係団体に対するパンフレットの配布等を行う予定である。
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。	一部措置済み (令和５年)	これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。 改正法の施行後においても引き続き、手引書や法務省ホー

		ムページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。	一部措置済み (令和5年)	これまでも、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられていることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。また、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）において、裁判所の決定により、住所等を裁判手続の相手方に秘匿することができる制度が創設され、令和5年2月20日から施行されている。 改正法の施行後においても、引き続き、手引書や法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。	未着手	改正法の施行日は、「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和5年政令第173号）により、令和6年4月1日と定められた。同日が到来した後、改正法の施行状況を踏まえつつ、検討を行う予定である。
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。	措置済み（令和5年）	令和5年9月1日付け「認知無効が判明した場合における子の無国籍状態を円滑に解消するための取組について（通知）」を発出し、各地の法務局が中心となって、改正後の国籍法第3条第3項により無国籍状態になるおそれのある方の情報を収集し、その方に対し、無国籍者の発生防止の観点から、帰化の手続や在留資格に関する手続を案内すること及び外国籍の確認等の手続につき相談先を案内することのほか、入管当局と連携をし、その情報を共有するなど関係機関の連携を強化し、その方が戸籍に記載されていない期間等を可能な限り短縮するための取組を開始した。 なお、出入国在留管理庁においても、同日付けで法務局等関係機関との連携に係る通知を発出済みである。
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに	措置済み（令和5年）	国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得

伴う課題等の有無を検討すること。	和 5 年)	が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握するため、上記通知において、市区町村から各地の法務局への報告を求めることとしている。
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。	一部措置済み (令和 5 年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、関係機関等と連携の上、適切かつ十分な広報周知を行うべく、令和 5 年 1 月 13 日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年 3 月、関係機関等に対してポスターを配布した。今後、更に、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関等に配布予定である。

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和３年４月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。	（法務省） 一部措置済み （令和４年、令和５年）	附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和４年政令第316号）が施行され、関係法令に沿った制度運用が開始された。 また、本制度の承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用機会が確保されるよう、関係機関や地方公共団体に対して申請土地の情報を提供する運用としている
二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。	（法務省） 一部措置済み （令和５年）	附帯決議の趣旨を踏まえ、裁判所に対する過料事件の通知の手続等に関する省令改正を行うとともに「正当な理由」が認められる一般的な類型等を明らかにした通達を発出した。 制度の施行に当たっても、これらに基づき、附帯決議の趣旨を踏まえた運用を行う予定である。
三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。	（法務省） 一部措置済み （令和３年、令和４年、令和５年）	附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和４年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を３年間延長することが盛り込まれた。 あわせて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や相続登記の添付書面の簡略化について検討しており、その検討結果に基づき、必要な省令の改正や通達の発出等を行う予定である。
四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例がある	（法務省）	平成24年７月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国

ことなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。	一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年)	人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。 また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。 このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な住所証明情報の取扱いを明らかにする通達を発出した(令和6年4月1日運用開始)。
六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。	(法務省) 検討中	登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、令和8年4月1日の施行に向けて、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。
七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。
八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になさ	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年、令 和5年)	法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図るために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成

れるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。		するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。 また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行った。
九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや広報用マンガ、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、積極的かつ細やかな広報活動を行っている。 また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。 引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく。
十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年)	長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。 また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、登記所備付地図作成作業においても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。

十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。	(法務省) 検討中	前段について、令和6年3月1日から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。 後段について、地方分権に関する「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする」とされ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立したことから、これを踏まえ、国や地方公共団体から委託を受けた専門家による調査の際の取扱いについて検討する予定である。
十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。	(法務省部分) 一部措置済み (平成27年、令和2年、令和3年、令和4年、令和5年)	(法務省部分) 法務省においては、登記所備付地図の作成作業を行っているところ、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年の作業計画を策定し、都市部における作業面積を拡大するとともに、大都市の枢要部等についてもこれを実施している。 また、被災地における同作業については、平成27年度から3か年計画で実施し、計画の延長を行いながら令和2年度まで実施してきたところ、復興のために当該作業を実施すべき地域がなお存在するため、更に3か年延長して、令和3年度分から令和5年度分まで当該作業を引き続き、実施することとしている。 さらに、平成28年熊本地震の被災地においても、復旧・復興のため、登記所備付地図作成作業を実施すべき地区が存在

	（国交省部分） 国交省に依頼	することから、令和２年度から令和６年度の５か年で震災復興型登記所備付地図作成作業を新たに実施することとしている。 （国土交通省部分） 国土交通省に依頼
--	---------------------------	---

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年５月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。	措置済み（令和５年）	再犯防止に関係する省庁及び有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」の下で、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催した。 当該ワーキンググループにおいて、資格制限の在り方を緩和するニーズが高い資格について調査を行った上で、関係省庁や地方公共団体への照会等を通じて、それら各資格の制限の内容、趣旨・目的、審査の判断基準等の調査を行った。 当該調査結果を踏まえ、前科による資格制限の在り方等について総合的な検討を行い、その結果を取りまとめ、これを法務省から各府省庁に対して通知し、前科による資格制限の在り方等の見直しを積極的に検討するよう依頼した。
七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。	一部措置済み（令和５年）	一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」の導入に向けて、関係機関・団体等との調整を図りながら、同制度の内容について具体的検討を行うとともに、法整備に向けた立案作業を進めた。今後、可能な限り早期に法整備を遂げ、同制度を円滑に運用するなどして、犯罪被害者等への支援の充実・強化を図ることを目指す。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年、令和５年）	法務省では、令和元年度から官民連携して、国際仲裁の活性化に向けた施策を行っているところ、その一環として、司法修習生の選択型実務修習としての国際仲裁プログラムを提供するなど仲裁人・仲裁代理人等となり得る者の人材育成を行った。また、学生向けの模擬仲裁大会を後援するなど、国際的な法務人材育成の支援に向けた取組を実施した。今後も、上記各取組を始めとして、官民連携し、必要な取組を行っていく。
二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年、令和５年）	法務省では、法令外国語訳専用ホームページにおいて、これまで合計910本以上の英訳法令を公開しており、翻訳の検査体制を強化するとともに、AI翻訳システムを開発し、令和５年12月から法務省内で試行的に導入するなど、日本法令の外国語訳を一層迅速に公開するために必要な取組を進めている。 また、令和元年度から、官民連携し、国際仲裁の活性化に向けた施策として、広報・意識啓発、人材育成等の取組を行っており、今後もこうした取組を進めていく。 加えて、法制審議会において、国際仲裁及び国際調停に関して最新の国際水準に対応する内容を含むものとして決定された「仲裁法の改正に関する要綱」及び「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が、法務大臣に答申され、これらを踏まえて立案された「仲裁法の一部を改正する法律」及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」が令和５年４月にそれぞれ成立した。
三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事	一部措置済み	弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定

務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。	(令和４年、令和５年)	部分については令和４年11月１日に施行され、令和６年１月31日現在、同法人は設立されていないが、引き続き、同法人の設立に係る動きを注視し、必要に応じ、更なる制度周知を図るなど、同制度の定着に向けて適切に対応していく。
---	--------------------	---

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。 1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めること。 2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。 二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。 三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。 1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	検討中 検討中 検討中 （法務省、最高裁） 検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。 本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。 本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。 本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。

四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。		
1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	(法務省、最高裁) 検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。	一部措置済み (令和5年度)	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施中である。
五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年度)	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施した。引き続き、必要に応じて検討する予定である。

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案に対する附帯決議（令和元年５月１６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。	措置済み (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、探索を行う土地の選定過程の透明性及び公平性の確保を目的とした選定基準に関する通達を法務局・地方法務局宛てに発出した。 今後も引き続き選定過程の透明性及び公平性が確保されるよう努める。
二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。	措置済み (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう必要な人的及び物的な体制の整備を行った。 今後も引き続き効率的な予算の執行に努める。
三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。	措置済み (令和元年)	表題部所有者不明土地の所有者等の探索の結果、所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地となる場合には所有者等探索委員を指定するなど慎重な判断をすることとしている。 今後も引き続き不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努める。
五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報を有する各省庁の十分な連携を図ること。	検討中	所有者不明土地問題の解決のため、引き続き関係情報を有する各省庁と十分な連携を図るよう努める。

※太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。